

# 章世純『治平要略』の地方統治論

## ——晩明期経世論における「急國勢之道」

### **A theory of local administration in Zhang Shichun *Zhipingyaolue* ——A administrative policy how can make bureaucracy more efficient in a theory of statecraft in late Ming dynasty**

新田元規

#### 〔目次〕

#### 序論

附 章世純について

#### 第1章 統治機構論の枠組み

##### 第1節 「國勢を急とする」論

(一) 『治平要略』における「近君民之途、而急相使之勢」

(二) 「權」と「急國勢」

##### 第2節 官僚機構の編成——「省階級去冗員」による「急國勢」

(一) 「省階級去冗員以急國勢（其一）」篇

(二) 「力の伝わり」の比喻

#### 第2章 地方統治論

##### 第1節 地方統治への「急國勢之道」の適用

(一) 郡守・県令への権限の付与——「重守令以興事功」篇

(二) 郡守を基軸とした地方統治

##### 第2節 顧炎武の地方統治論との比較

##### 第3節 「地方官への権限の付与」の含意

——地方統治構想の範型としての漢制を手がかりに

#### 結論

#### 序論

『雕菰樓易學三書』『孟子正義』の著者である焦循（1763—1820）は、舉人の資格を得たものの出仕することはなく、学問・著述に専心して一生を終えた。その焦循も、もとは官場での前途に一応の希望を抱いていたのだが、不惑を迎える頃に、自身の命運を悟るところがあって、以後、仕進に拘泥しなくなったという。ことは、乾隆戊申（五十三年）、焦循二十六歳の時に受験した郷試にまで遡る。試験に臨むにあたり、焦循の夢裡にあって、一卒が半寸ほどの字で「同

年の愚弟章世純」と記された名刺を持して来訪したという。この夢は今回の受験での順調な登第を予兆するかに思われたのだが、実際には、焦循が郷試に及第したのは、それから十四年を経て焦循三十九歳、嘉慶辛酉（六年）のことであった。ここに至って、焦循は、章世純もまた辛酉（天啓元年）の挙人であったことに気づき、当の章世純が終世、進士たりえず知県（実際には知府）の職に終わったことから、みずからの官途に見切りをつけたのであった<sup>1</sup>。

焦循が、「夢之奇驗」として自らを重ね合わせた章世純（？—1644。字、大力）とは、晩明期にあつて、戦国秦漢の諸子に範をとった簡潔雄勁な文章と放縦鋭利な議論をもって鳴らした士人である<sup>2</sup>。焦廷琥「先府君事略」に見える「章柳州」とは、章世純の文章・議論と柳州知府に終わった官歴とに因んで「柳柳州」に擬えた呼び名であり、柳文を愛した焦循とはこの点でもつながりを感じさせる。焦循が章世純の文章・見識に対して与える評価は、並々ならぬものがある。

（章世純の文は）深大にして周到、言辞に内容がしっかりとともなっており、羅萬藻や艾南英は遠くおよぼず、わたしはこれを最も愛する。論者が言うには、「章大力は、人となりは豪放で、ことの規矩に拘われず、家居の期間には当世の現実問題に心を留め、生計を立てることに意をおかず、足跡は天下すべてに及んだが、才学を十分に用いられるには至らなかった」とのことである。わたしは、『治平要續』一書を読んで、その個性があつてすぐれることに深く感歎した。これ（＝『治平要續』が「奇」であること）は、（彼の）時文が天啓・崇禎の諸家の上に位置した理由である。<sup>3</sup>（焦循『里堂書跋』卷一「治平要續」、583頁）

<sup>1</sup> 焦廷琥『先府君事略』、十七葉裏／11頁、「辛酉府君擧於鄉。……先是戊申鄉試二場、府君夢一卒持刺來、視之字徑半寸許、曰「年愚弟章世純」。是時府君年二十六、銳於進取、或曰「刺字稱年、今科必中式矣」。乃越十有四年、辛酉科始獲鄉擧、府君年三十九。始悟章柳州亦辛酉擧人、夢之奇驗、無過於此。然柳州終不成進士、以縣令終。府君仕進之心、亦從此澹矣。」

<sup>2</sup> 呂留良〔撰〕車鼎豐〔輯〕『呂子評語餘編』卷三「江西五家藁內摘錄・章大力」、『呂留良全集』第10冊2038頁、「章公の文は「刻削堅果」を宗旨とする。……諸子から得たものが多く、故に諸子の雰圍気であるとされた。しかしながら、自身が一家の「子」たりて言うており、できあいの子書を引き写したのではない。その自らを信ずること度を過ぎるところがあり、ともすれば穩当なところを顧みず、杜撰な見解をあらわすことをすこぶる好んだ。これはその短所である」（「章公文以刻削堅果爲宗……得之子家爲多、故當時以爲子氣。然亦自成一子。非抄套子書爲之也。其自信過銳、多不顧其安處。頗好逞杜造之見、是則其短也」）。王弘撰『砥齋集』卷一「文稿自序」、806頁、「文というものは君子の言である。（文によって）理、事、情を表現するのであるが、（その際には）しっかりと伝わるということだけを問題とする。ゆえに、「淡」を大切にし、行くべきところを行き、止まらなければならないところに止まる。これがよく「淡」であるものだ。……昔、豫章の章大力が自身の文について言うところでは、「淡」を大切に、梅になぞらえる、とのことであった。今、章力の文集を読むと、「博にして奥」であり、わたしはとともこのようには「淡」たりえない。（「文、君子之言也。以明理、以曉事、以宣情、取達而已矣。故貴淡、行乎其所當行、止乎其所不得不止、斯善爲淡者也。……昔豫章章大力之自言其文也、蓋以淡爲寶、喻夫梅焉。今讀其集、博而奧、吾則安能」）。章世純は、「四家合稿序」において、陳・艾・羅の文を蘭や桂に、自身の文を梅になぞらえ、「淡」を重んずることを標榜した。「諸兄尚爲蘭爲桂、余則梅矣。色香氣俱不足於人之欲、獨自實其淡耳。」（『光緒撫州府志』卷八十一「藝文志・文徵」、明章世純「四家合稿序」）

<sup>3</sup> 「然沉宏曲達、言之有物、遠非羅萬藻・艾南英所及、余最愛之。談者稱大力性豪放、不拘繩尺、家居每留心時務、不殖生産、足跡遍天下、未究其用。余讀『治平要續』一書、深歎其奇。此時文所以駕乎啓禎諸家之上也。」

焦循が引き合いに出す羅萬藻（?—1646 頃）・艾南英（1583—1646）とは、章世純を語る際に必ず言及される人士である。江西省撫州府は、明末の萬曆・天啓期における古文の潮流を牽引した存在として、東郷縣からは艾南英を、臨川縣からは章世純と羅萬藻、それに陳際泰（1567—1641）を輩出している。彼ら四名は、「豫章四子」「江右四大家」と喧伝され、その古文を科挙の八股文に發揮して、復社に代表される後継世代にとっての呼び水となった<sup>4</sup>。

章世純と言えば、「古文・八股文の名家にして豫章四子の一人」というのがまず語られる事柄である。ただし、章世純には、「八股文の名家」の範疇におさまらない一面があり、焦循は、上引の跋文において章世純がつくる八股文の卓越の背後に、『治平要續』なる著書に發揮された見識があることを見て取っていた。この点について、乾嘉期の焦循を待つまでもなく、清朝前期のある人士が、「経世済民の学を負った士君子」としての章世純の相貌を描いている。

士君子が経世済民の学を身に負いながら、地位を得て世のために実行に移すことができず、思いふさがれて筆をとり書にまとめるに至る。「世は、最後まで用いることなく、机上の説にとどめることになっても、わたしの言は著書のうちに存し、人も知って、時勢がつまびらかにして見方も定まることであろう」。天下の動静が、かの士君子が述べた事態へと向かえば、当時の人や後日の人は見合っては歎息し、著書の意がどこにあったかを改めて知る。「(そのようになれば) わたしの言も遺憾とするところは無いだろう」。わたしは、章大力先生について深く心に感ずるところがある。<sup>5</sup>（胡亦堂『臨川文獻』「章大力先生集序」、一頁表／196 頁）

上は、康熙朝において臨川知県の任にあった胡亦堂が、章世純の遺文を編んだ『章大力先生集』に寄せた序文である。経世の才を抱きながらもこれを發揮できず、鬱屈してこれを著述に發揮し、当日は用いられずとも著作は厳然として残り、後日、天下の動静を先どりしていたことが明らかになって、その意図したところが那邊にあったかが、はじめて人々に了解される、と。胡亦堂が感慨を交えて描き出す章世純の像は、明季にあって「経世致用」を標榜した士人達のあり様の一典型であり、「家居の時期に、当世の現実問題に心をとどめて、天下を巡り歩い

<sup>4</sup> 陸世儀『復社紀略』は、復社の沿革を説くにあたり、まず豫章四子の台頭から筆を起している。復社に名を連ねた早年の黄宗羲にも、豫章四子との間に次のような関係があった。黄宗羲の知人である朱天麟（郷試合格時に黄尊素が考官であった）は、饒州府（撫州府に東隣）に推官として赴任すると四子と交流しており、黄宗羲が朱天麟に詩作集を献呈すると、朱は黄のためにその序を四家に求めた（黄宗羲「文淵閣大學士文靖朱公墓誌銘」、『黄宗羲全集』第 10 冊「南雷詩文集（上）」、504 頁、「授饒州府推官、政事之暇、唯務談學。所謂豫章四子者、陳際泰・艾南英・羅萬藻・章世純皆從之」。『黄宗羲年譜』崇禎五年二十三歳条、14 頁、「崑山朱文靖公震青見公詩稿一册、即嘯豫章四子序之」。詩稿は失われたが、艾南英・羅萬藻・陳際泰が寄せた序は、黄宗羲が「知己の感を識す」ために、『南雷詩曆』の巻頭に「舊詩序」として収めた（「三序皆少時舊稿、今無一存者。存此以識知己之感」）。艾南英・羅萬藻の手になる序はそれぞれの文集にも収める。艾南英「野園詩稿序」（『天慵子集』卷七）、羅萬藻「黃太冲野園詩序」（『此觀堂集』卷三、および胡亦堂編『臨川文獻』収録『羅文止先生集』）。

<sup>5</sup> 「士君子負經濟之學、不得其位以施於世、至於抑鬱而著爲書。「雖世終不用、付之空言、而吾言在此、夫人亦既知之、勢審見定」。使天下之變必趨其所言之故、而當時與後日之人、相視歎息、重識其意之所存。「吾言亦庶幾以無憾」。吾于章大力先生有慨焉。この箇所、自然な行文としては意をとりづらく、訳文は、「雖世終不用……夫人亦既知之、勢審見定」と「吾言亦庶幾以無憾」を「士君子」の心意であるとして解した。

た」<sup>6</sup>、「天長縣（南直隸泗州）で教諭をつとめた際には、“経済实用”を旨として教育にあたった」<sup>7</sup>という彼の平生とも軌を一にする。

無論、胡亦堂も、章世純の「經濟之學」を、一般に認知されている文章の面と切り離すわけではない。胡亦堂は、文章の面での章世純の成就を紹介し<sup>8</sup>、その上で、「政事」の面での彼の主張を、雄勁をもって鳴らした文章、それに不遇に終わった仕途と不可分のものとして縷述する。

しかしながら、章大力先生の志はといえばもちろんこれだけではない。文章の盛衰は、世運がこれを反映して治乱となりはするが、治乱の根本はとりわけ政事にかかっており、当時の政事はといえば日に悪化していた。章先生が逐条、論じられた事柄はといえば、その趣旨は、「人民に親しみ、覆いふさいでいるものを取り除く」、「郡守・県令の権限を重くし、（守令の判断のもと）軍事費を使用させる」、「将帥に一任して戦守の権限を行使させる」という点に存し、一篇ごとに再三にわたって心意をつくして説かれた。章先生は出仕されても順調な昇進の経路は歩まれず、自身の志を実行に移すことができなかつた。ひとたびは太守（知府）となられ、そこで、漢代における郡太守の任用が制度としてよろしきを得ていたことに説き及ばれたのである。しかしながら、太守に任官された先は、広西の柳州であった。かつては臣下が左遷されて赴任する地であり、配置は天下の隅に偏っており、のんびりとして事件もなく、非凡な人物が能力を発揮しようがない。年齢も、すでに暮れようかという頃合いの七十余歳に至っており、みずからを誇示しようもなかつた。こうした境遇にあったがために、ひとたび言葉を発すると、険峻の地を頑健に駆け抜け、さながら豪傑が道に出くわしたかのように、目をいからせ（激するあまりに）言葉はつかえがちといった有り様で、語気は鋭く止まりようがない。今、先生の議論のうち、当代に益するものをえらんで読めば、その大略をうかがい得る。<sup>9</sup>（胡亦堂『臨川文獻』「章大力先

<sup>6</sup> 計六奇『明季北略』卷十「江右四大家」、165頁、「天啓辛酉、擧于鄉。赴公車、不利、名且益重。家居、留心時務、不殖生産、足跡遍天下、別特未究其所用云。」

<sup>7</sup> 嘉慶十七年修・民國増補『備修天長縣志稿』卷六下「職官傳・章世純」、七葉裏／444頁、「章世純……崇禎四年、以舉人署教諭。以古學倡天下、起一方而易海內。爲學取于互通經子百家以至陰陽伎術、皆合以取解、故能得其精而論之。其教人、皆經濟實用、且據于所明、雖幽深闊遠之理、皆致于明與近、如可見而足履也。以語人、人無不自以爲有得者。尤工時藝、所著有『易裨』『易包』等書。……」

<sup>8</sup> 胡亦堂「章大力先生集」序、一頁表／196頁、「章先生は江右にあつて、当時、名声が高かつた四名の文章家の一である。この当時、気数が日ごとに悪化していた萬曆以来の頃合いにあつて、文章について、古人の模範はいまにも失われようとし、邪な説や偏つた言が次から次へとおこり、孟子がしりぞけた楊墨二氏と同様に道に背いてしまつていた。すみやかにおさえるのでなければ止まらず、すみやかにおさえても止まらないのもあるといったあり様であつた。しかしながら、末流の影響が行きわたつてしまつた後においてさえも、天下には、章大力先生のあり方を耳にするや、その名を奉じ、その説を尊ぶ者がいたのはなぜであろうか。これはもちろん、その文によるものであり、（時運流行に左右されない）不易に立脚するところあつたからである。」（「夫先生之在江右、固一時所稱文之四家也。是時文當萬曆以來、其運日下、先民之規矩欲亡、而邪說詖辭交作、背馳如孟夫子所關之二氏。亟持之而不止、既亟持之而或不止、乃天下又于末流波靡之餘、卒聞風而奉其名、尊其說者、何哉。斯固其文之故、有以立于不易也。」）

<sup>9</sup> 「乃若其志、則固不僅于是矣。文之盛衰、世運視之、以爲治亂、而治亂之本尤存乎政事、時事日非矣。先生所條說、意在「親百姓以祛壅蔽」「重守令以用兵餉」「任將帥以專戰守」、每一篇則三致意焉。蓋先生仕、既不得當路、不能行其志、一爲太守、故嘗言及漢之任太守者法爲善、而所官又在嶺西之柳州。往者臣子諱官之地、勢偏壤僻、悠悠無事、爲英雄之所無用、而年已遲暮至七十餘、莫可以自見。故一發爲言、（堅）〔堅〕勁走險、如壯夫之相遇於道、瞋目語難、銳然不能自已。今擇其言之最有益于時者讀之、而其大概亦可見矣。」

胡亦堂の見るところ、章の才略は、これを發揮する場を得られなかった官途の不遇ともあいまって、その文章のうちに、ある種の無骨さをともない強くほとぼしり出たのであった。胡亦堂は、『章大力先生集』の序文に上記のような章世純像を描き、「親民以杜壅蔽」「省階級去冗員以急國勢」「館選」「救荒議」「重守令議」といった「政事」に関わる文章を『章大力先生集』に収めたのであった。本稿が章世純についてとりあげるのも、彼のこうした「經濟之學」の面である。

章世純が「經世濟民の学を持して、著述に發揮した」成果であるところの經世論は数多く、その内容は多岐にわたる。本稿は、その中でも特に、国家の地方統治をめぐる議論によって彼の經世論を代表させ、その梗概と特徴を明らかにする。そして、章世純の議論を手掛かりにすることで、明末清初期の地方統治に関わる議論全体をどう理解するかについて問題を提起する。

章世純が、その經世論の中心論点として、「地方長官により大きな権限を与える」ことを主張していたことは、胡亦堂が『章大力先生集』序において述べている。実際、章世純の『治平要略』に即いてみると、地方統治に関する「地方長官の権限」問題は複数篇にまたがって論じられ、それも、「権」「力」「急國勢」といった用語・表現を用いて一貫した立論がなされている。章世純の經世論を、彼が大きな比重を置いている地方統治論によって代表させて検討することに無理はないとして、では、章世純の地方統治論を同時代の議論全体とどのように関わらせることができるであろうか。

明末清初期における政治制度論のうちに章世純を位置づける上で、格好の対比材料となるのは、顧炎武の地方統治論である。章世純より四十歳ほど年少の顧炎武は（章世純と顧炎武はともに復社に名を連ねる）、地方長官への現地出身者の任用をはじめとして、地方の行政を在地社会に密着させる改革案を提出した。この顧炎武説については研究が多く蓄積されており、主張の梗概、先行説や同時代における他の論者との異同、時代背景との関係、清末の地方自治論への影響が明らかにされている<sup>10</sup>。従来、顧みられることの少なかった章世純の地方統治論のうちには、顧炎武説と似通った主張が複数見えており、まずは、顧炎武説と対比することで、前代・同時代の議論配置の中での章世純のおおよその位置を見定められるであろう。ただし、本稿は、専らに顧炎武説を、章世純を位置づけるための参照軸とするだけではなく、章世純の側からも顧炎武説の位置づけの再検討を提起できると考えている。

先行研究が明らかにするところでは、国家の地方に対する統治体制は、歴代、「封建」「郡県」

<sup>10</sup> 封建・郡県をめぐる歴代の議論とそこでの顧炎武の位置については下記の研究を参照。後藤基巳「清初政治思想の成立過程」(同『明清思想とキリスト教』、研文出版、1979年。論文初出1942年)、増淵龍夫「歴史認識における尚古主義と現実批判」(同『歴史家の同時代的考察』、岩波書店、1983年)、大西克巳「顧炎武の政治思想」(『文化』66(1・2)、2002年)、黄東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』(汲古書院、2005年)第三章「伝統中国の自治思想」の「二、顧炎武改革論の二つの位相」、林文孝「顧炎武「郡縣論」の位置」(張翔・園田英弘〔編〕『「封建」・「郡県」再考—東アジア社会体制論の深層』、思文閣出版、2006年)、田勤耘『明清“封建論”研究』(中国社会科学出版社、2013年)第四章「明末清初之封建論—地方意識与明亡之省思」。顧炎武『亭林文集』『日知録』所載の本文理解については、後藤基巳・山井湧〔編訳〕『明末清初政治評論集』(平凡社中国古典文学大系、1971年)所収の山井湧〔訳注・解題〕「顧炎武『亭林文集』(抄)」「顧炎武『日知録』(抄)」を参照した。

の枠組みで議論され、特に、明末清初期に至ると、「封建」が実践的課題を反映して現実味を帯びて論じられるようになり、顧炎武「郡縣論」はその中でも時代思潮を反映して、もっとも権威的性格の色濃い「封建」「郡県」折衷論を打ち出した。こうした先行研究の理解に対して、本稿では、再構成した章世純の地方統治論を対比の材料とすることで、顧炎武説を位置づけるべき議論の文脈と、顧炎武説に顕著である「地方官への権限の付与（分与）」という論点が意味するところについて、再検討を試みる。章世純の特徴的部分（＝「國勢を急とす」の発想と「力」の比喻）と、彼がそもそも「封建と郡県の優劣論」を話題とはしないがそれでいて顧炎武と重なる部分が多い、という二点が、先行説を検討する上での有効な手がかりとなるであろう。

以下、第1章では、まず、章世純が關鍵の語としている「急國勢」「權」の意味を確定し（第1節）、これらの概念を用いた彼の統治機構論の梗概を把握する（第2節）。第2章では、「急國勢」という発想に立つ統治機構論の応用として、彼の地方統治論を再構成する（第1節）。その上で、顧炎武の地方統治論との対比を行い（第2節）、顧炎武説の位置づけと、「地方官への権限の付与」の含意について問題提起を行う（第3節）。『治平要略』が従来参照される機会がなかったことを考慮して、第1章第2節では「省階級去冗員以急國勢（其一）」、第2章第1節では「重守令以興事功（其二）」を、それぞれ全文掲げる。

章世純の生涯・著述について、概して、『明史』本伝や『四庫全書總目提要』の内容以上には知られていないことから、本論に入るに先立ち、章世純の略歴と主要な著作の概要を示す。

## 附 章世純について

### （一）家世・経歴

崇禎末年に齢七十を過ぎて没したということからすると、万暦年間（1573～1620）初め頃の生まれである。馮夢龍（1576—1646）と生涯がおおよそ重なり、孫奇逢（萬暦十三年生）、劉宗周（萬暦十五年生）のひとまわりほど上の世代に位置する。字は大力<sup>11</sup>。その父は、章伯玉、字は琢齋、臨川県の生員。河洛の学のうちこみ、志操に照らして応試を好まなかった。章伯玉は、萬暦初から二十年にわたって、宿松県（南直隸安慶府）で教師をつとめ、經書を講じて文章を添削し、その指導下から一進士・三挙人とその他多くの生員を輩出した<sup>12</sup>。「河洛の学に通じ、

<sup>11</sup> 章世純の事績についてもっともまとまった資料は、胡亦堂纂『康熙臨川縣志』所載の伝である。『康熙臨川縣志』卷十九「賢臣・明」、三十葉裏／690頁、「章世純、字大力。讀書不屑章句、嘗病宋儒訓詁於事理兩無所據、探究經傳、務攻堅伐異、以明聖賢立言之旨。所著『己未留』及『章子留書』理解精微、造語玄雋、學者拾其殘藩、主文者見之皆詫爲秘典、不知其爲『留書』中語也。天文律曆以至五行禽遁陰陽星卜之言、一見即能剖其玄微、摘其疵繆。天啓辛酉舉於鄉、授翰林孔目、名聞禁中、有旨特召對、以語音期吃辭、條上兵事、極言禁旅邊鎮及招募客兵之弊、謂不如重州郡之權、使之自將其人、自用其餉、賊可盡也。不省。歷南兵曹、留都兵衛多屬勳貴影占、尺籍半虛、江上操演時同兒戲。純斷斷爭之當事者、咸笑爲迂。未幾、出爲柳州知府。忽語所知、曰「吾自占與占國同、此行其不復乎」。時兩都無恙、聞者駭不敢問。稍書繇語示人、文詞質奧、亦不知其何所授也。國變卒於粵、如其語云。遺文多散佚」。『明史』では卷二百八十八文苑四の艾南英に付して立伝。墓誌、行狀の類は見当たらない。陳際泰の子孝威に「祭柳州太守章大力先生文」（陳孝威『壺山集』卷一）がある。

<sup>12</sup> 『康熙宿松縣志』卷二十九「流寓・明」、三葉裏／634頁、「章伯玉、字琢齋、臨川人。覃心河洛之學、不屑應舉、神廟初至松教授生徒。……依次講析經書、課日閱文百篇、揮毫改就、悉中繩墨。凡二十載、門人金忠士・石汝瑩・汪應獄・汪文煒相繼登甲乙榜、餘薦明經者五十餘人、先生卒以布衣終老云」。章伯玉の指導を受けた学生のうち、挙人は汪應獄（萬暦四）、石汝瑩（萬暦十三）、汪文煒（萬暦三十一）、唯一の進士は金忠士（萬暦二十）。金忠士は、貴州浙江河南三省巡按御史、延綏巡撫などを歴任しており、その長子であ

八股文の指導にすぐれ、ただし本人は布衣で終わった」という章伯玉の事績は、世純と重なるところがある。

章世純は、父伯玉に従って宿松県に寓し、同地の士紳金氏に招かれて子弟の教育にあたり、従学者のうちからやはり進士を輩出している<sup>13</sup>。陳際泰・艾南英に続いてその文名が高まり、年齢四十に及んでいたであろう天啓元年(1621)、挙人に及第する。翌年の会試は結果を得られなかったものの、かえって章世純の名声は高まり、その答案は課芸の模範文として人々に奉じられた<sup>14</sup>。天啓中、特旨により召対の機会を得たが、話しぶりが流暢でないとの理由で辞退し、その代わりに奏議を呈し、辺鎮への禁軍の派遣や募兵の弊害を指摘し、「地方長官の権限を重くし軍を統率させ、軍費を自身の裁量で運用させるべし」と主張した<sup>15</sup>。官僚としての履歴では、翰林院孔目、天長県教諭(崇禎四年～)、国子監学正(崇禎八年より後)<sup>16</sup>、吏部司務、南京兵部車駕清吏司郎中<sup>17</sup>に就いたことが確認できる。南京兵部時代には、南京兵衛の実態(兵の多くが勲貴に属していて、軍簿に実態がなく、江上の演習が稚拙である)を批判して担当者との間で議論になった。官歴の最後、廣西省柳州知府に任ぜられた時には、章世純は七十歳を過ぎており、任地にあつて京師の変を知り悲憤發疾して没した(崇禎十七年)。柳州への赴任に先立って、占法に長じた章世純は自らの命運と国運とを占ったところ、両者に同じ結果を得たことから、自身が帰還しえないことを予見したという。章世純夫妻の遺骸は正式に葬られることとな

---

る星耀(監生、蔭により錦衣同知)ともども『宿松縣志』卷二十五「人物一・忠節」に立伝。朱書(宿松出身)が撰じた金忠士の伝には、「塾師章翁」なる人物が金忠士の大成を予兆する夢を見てこれを器重した、との逸話が見える。この「塾師章翁」とは、伯玉ではないだろうか。朱書『杜谿文稿』卷四「金中丞傳」、十八葉裏/722頁、「これより先、塾師である章翁が、朱色で鶴の縫い取りをした衣服を身に付け、八人担ぎの輿に乗った人物が来訪するのを、夢に見た。翌日、金忠士が束脩を持して教えを受けにきたことから、章翁は彼のことを大器であるとして重んじた。」(「初塾師章翁夢人朱雀繡乘八人輿、拜門下。明日金忠士執贄、大器重之。」)

<sup>13</sup> 『康熙宿松縣志』卷二十九「流寓・明」、四葉表/635頁、「章世純……伯玉子也。隨父寓松、精思曠識、人咸異之。邑紳金星(曜)[耀]以世好延訓子弟、田有年兄弟皆從之、日則譚經、夜則觀象……」。「以世好延」とあるように、邑紳金氏は、忠士・星耀父子が、章伯玉・世純とかかわった(前注参照)。田有年は、崇禎十三年の進士、貴州按察使などを歴任(『康熙宿松縣志』卷二十六「人物二・仕蹟」)。「宿松縣志」『天長縣志稿』所載の伝記資料の検索には、中央研究院歷史語言研究所「人名權威資料庫」([http://archive.ihp.sinica.edu.tw/ttsweb/html\\_name/search.php](http://archive.ihp.sinica.edu.tw/ttsweb/html_name/search.php))を用いた。なお、『康熙宿松縣志』卷三十四「藝文」、『康熙安慶府志』卷二十八「藝文」に収める章世純「秀河記」は、『章柳州集』『章大力先生集』未収の遺文である。

<sup>14</sup> 陸世儀『復社紀略』卷上、2061頁、「(陳際泰が名を成したのち、艾南英・羅萬藻も「江右奇文」として評判をとり)それからほどなく、撫州の章大力(世純)が曾南豐(鞏)・湯若士(顯祖)の学をよくすることによって頭角をあらわした。その当時の世評では、「陳・艾・章・羅」といって、解題の科挙受験のための出版を行う物は、争ってこれを招聘し、艾千子と萊陽の宋九碧(玖)、章大力と景陵(竟陵)の譚服膺(元禮)とが机をともにしてともに選文にあたり、天下はこれを神仙であるかに見倣して羨んだ。熹宗(天啓帝)が即位して、大力を挙人とし、郷試の合格答案が出ると、遠近となく誰もが奉じて模範とした。」(「已而撫州章大力世純以善曾南豐・湯若士之學顯。其時月旦、謂之陳艾章羅、海内業制舉家、争延致之、以(故)〔致〕千子與萊陽宋九青玖、大力景陵譚服膺元禮同硯席、天下羨之如神仙。然熹宗定大力舉子、鄉墨義出、遐邇奉爲法程」。本注と注32での『復社紀略』の引用にあたり、井上進「復社姓氏校録(附復社紀略)」(『東方学報』65、1993年)の校訂に従って、文字を改めたところがある。

<sup>15</sup> 「守令の権限を重くせよ」との論は、本稿の中心として取り扱う。募兵の現状に対する批判は、『治平要略』卷下「重將權以輯亂兵」に説かれる。

<sup>16</sup> 『治平要續』に収録される刑科左給事中馮元颺の「重錢法疏」に、「章世純、今國子監學正」と見える(八葉裏)。馮元颺が刑科左給事中に任官したのは彼が選朝した崇禎八年より以後である。

<sup>17</sup> 劉鴻訓『四素山房集』に章世純が寄せた「序」における官職。章世純序に紀年はないが、同書の周應期序は崇禎十六年七月とする。

いまま柳州に置かれており、没後四十年を経て、柳州知府に着任した金人望が出資し、かつ撫州知府に連絡して、章氏夫妻を郷里の墓地に葬った<sup>18</sup>。日頃、柳宗元の文を好み、かつ、経世の才を発揮する機会に恵まれぬまま、赴任先である僻遠の柳州に生涯を終えたことから、親炙した同郷の後学は、章世純を「柳柳州之更生」をもって目している<sup>19</sup>。

## (二) 著作

現存が確認できる章世純の著作としては、『券易苞』十二卷、『四書留書』六卷、『章大力詩藝』、『章大力新藝』、『治平要略』三卷(上・下・續)、『留書』三卷(内集・外集・散集)、『己未留』二卷、『陰符經解』三卷があり、また、彼の没後に後人が編んだ著作として、劉玉瓚編『章柳州集』四卷(『臨川文選』所収)、胡亦堂編『章大力先生集』一卷(『臨川文獻』所収)<sup>20</sup>、呂留良編『章大力先生全稿』がある。東京大学東洋文化研究所大木文庫と高知大学付属図書館小島文庫が所蔵する『章氏四種』は、『治平要略』『章子留書』『章大力詩藝』『章大力新藝』からなる<sup>21</sup>。

章世純は、文章、経世(=政治・軍事・経済にわたる制度論)と並んで、いま一つ、術数の分野に通じており、『券易苞』十二巻がこの方面の成果である。同書は、河圖・洛書を専論し、

<sup>18</sup> 張穆『閩若璩年譜(閩潜邱年譜)』、康熙二十五年丙寅(一六八六)、71頁、『潜邱笥記』「與石企齊書」：金道州(人望)が柳州に赴任する際、わたしは、「もとの柳州知府章大力先生は彼の地で亡くなられており、(柳宗元を祀った羅池廟のために韓愈が廟碑を撰んだ)廣州羅池廟碑の故事と同様にしてその祠廟を手厚くしなければ」と考えたのだが、金道州が到着したところ、なんと大力先生夫妻の柩は四十年にわたって葬る者がいない状態にある、とのことであった。道州は残念なことだといきどおり俸禄を醸出し、加えて撫州知府に書簡を送り、夫妻の柩を祖先以来の墓に葬った。ぬきんでた高義に、人は感涙を流した(『笥記』「與石企齊書」：金道州赴任柳州、余以故太守章大力先生成神於彼、如羅池廟碑事、不可不隆其祠、孰知道州到日、大力夫婦旅櫬四十餘年、竟無資之葬者、道州慨然捐俸、且致書撫州太守、俾葬二柩於祖墓之次。千古高義、令人感泣)。張穆『年譜』は記事の出典を、『潜邱笥記』の「與石企齊書」とするが、『笥記』所収の「與石企齊書」「又與石企齊書」(眷西堂本では巻五、四庫全書本では巻六に収録)に、この記事は見当たらない。

<sup>19</sup> 『券易苞』李閔序、一葉表/177頁、「因思先生生平論文、動稱子厚、竟以柳州刺史家焉終焉、烏知章柳州不爲柳柳州之更生乎」。章世純には、「重修柳子厚文集序」(『章大力先生集』)があり、柳宗元の文章ではなく、「宦官が兵権を掌握した状況への対応如何」という政治論を主な内容としている。

<sup>20</sup> 『臨川文選』は、撫州知府劉玉瓚が編んだ郡邑別の総集であり、『文選』を継承・拡張したのが、臨川知府胡亦堂が編んだ『臨川文獻』である。『文選』『文獻』は、いずれも康熙年間に成り、作者別の巻立てを採る。劉玉瓚『文選』は、晩明の人士に収録の範囲を限り(艾南英・章世純・羅萬藻・陳際泰・傅占衡・鄧履中)、豫章四子を表揚する意図に出ることが指摘されている(王弘撰『山志』初集卷二「臨川文選」)。一方、胡亦堂『文獻』は、北宋から、晩明清初に至るまで、臨川出身者の文集を広く収める(晏殊・王安石・章袞・陳九川・帥機・湯顯祖・丘兆麟・章世純・艾南英・羅萬藻・陳際泰・揭重熙・游東昇・傅占衡)。章世純の巻についていえば、胡亦堂『文獻』の『章大力先生集』一卷は十三篇にとどまり、劉玉瓚『文選』の『章柳州集』四巻は一百九篇にのぼる。劉玉瓚『臨川文選』所収『章柳州集』は『明別集叢刊』第5輯(黄山書社、2016年)に、胡亦堂『臨川文獻』は、『四庫全書存目叢書』集部第393冊にいずれも康熙刊本影印を収録。

<sup>21</sup> 本稿が使用した東京大学東洋文化研究所大木文庫『章氏四種』収録『治平要略』の刊記には、「本衙蔵版」とあるのみ。大木文庫、小島文庫いずれの目録も、『章氏四種』を「天啓刊本」とするが、『治平要略』には、「魏忠賢に奴隷之才、竊天子偶遺之柄」という記述が見え(巻上「取成大臣」)、『治平要續』には崇禎年間の文章が収録されていることから、『治平要略』三巻(および『章氏四種』全体)は崇禎以後の刊刻である。吳楓〔主編〕『簡明中国古籍辭典』(吉林文史出版社、1987年)「治平要略」項は「有崇禎間刻本」とする(553頁)。「治平要略」の刊刻状況については、順治十四年の時点で、「天長學署で刻するのみ」との証言があるが(『券易苞』李閔序)、『治平要續』には、天長縣教諭を離任してから後の文章(崇禎十一年「重守令疏」)を収めている。

『易』・金丹・天文・律呂との対応関係に説き及ぶ。

『四書留書』六卷は、四書の特定の章・句を解釈しており、『四庫提要』は、「独創的であつて、訓詁にはかかずらわらず、それでいて良知家のごとくに放恣に流れてはいない」と一応の評価を与えている<sup>22</sup>。『四書留書』のうちで、今日、注目されているのは、「異端」をめぐる説である。章世純は、『論語』「爲政篇」の「攻異端斯害也已」章について、「異説はみずからを補ってくれるところがある。一端を知るだけで、他端を攻める者は、異説が裨益してくれるところを失うものだ」と、異説の存在を肯定する趣旨を引き出しており、時代思潮を反映した説と目されている<sup>23</sup>。

『四書留書』が説経の書であるのに対して、章世純がその別集として位置づけるのが『留書』三卷と、その一部からなる『己未留』二卷である。『留書』は戦国秦漢の諸子を模倣する体裁で性命・治道を論じ、その中には、「理は天下に公明とされるものであるが故に、小人は、人に理を押しつけて仁義をなさしめ、他人が仁義をなすことの利益を自分が享受しようとする」という警拔な議論が見える<sup>24</sup>。『四書留書』や『留書』の独自説は、萌芽に止まるものとはいえ、後に清朝乾嘉期に考拠の裏付けを得て展開される論を先取りする要素が見える。

<sup>22</sup> 『四庫全書總目提要』卷三十六「經部三十六・四書類二」、二十二葉表／737頁、『四書留書』六卷……四書を解釈し、とすれば経文の文字面とは別にすぐれた見解を示す。先人が言わなかったことを新たに明らかにし、訓詁にとらわれないが、それでいて良知を講ずる人々のように、浮つて好き放題ということにはならない。揚雄の「深く考えることを好む」(『漢書』「揚雄傳」)という資質を、世純は備えている。

『四書留書』六卷……其詁釋四書、往往於文字之外、標舉精義、發前人所未發。不規規於訓詁、而亦未嘗如講良知者、至於泥滯以自恣。揚雄所謂好深湛之思者、世純有焉。」

<sup>23</sup> 『四書留書』卷三「論語上」、「攻乎異端斯害也已」章、八葉裏／734頁、「説の異なるものは、助けとなりうるものであり、害をなすとは限らない。ことの一端を知って、もう一方の端をしらず、自分と異なるからといって非難するのは、助けとなるものを失い、自分の利を無くしてしまうことだ。非難しても説は成らず、人の功を損ねてしまう。学問・政治いづれについてもよろしくない。鶏鳴狗盜の手合いでさえも、智者はこれをとどめておくのであり、それは、一朝、危難の際には助けとなるからである。故によく道を用いる者は悪を棄てはしない。悪でさえ棄てないのであるから、ましてともに美であるものならなおさらである。これ(＝ともに美であるのに己れと違うものを棄てようという姿勢)は、天のみを残して地を無くそうとし、山を好んで淵を憎むようなものだ。」「説之異者、足以相濟、不必足相傷也。知其一端、不知其他端、徒以異己而攻之、失其所濟、喪己之利矣。攻之而説不得成、敗人之功矣。爲學爲治、皆不可也。雞鳴狗盜、智者猶或存之、爲有濟於一旦也。故善用道者、不棄惡。惡且不棄、或俱美者乎。是欲有天而無地、好山而憎淵也。章世純が、「攻乎異端」章を解して、「楊墨道仏に類した異端を禁圧する」という趣旨ではなく、異説の価値を認める解釈を打ち出したことについて、佐野公治氏は、「価値観が分岐して異説が並行して存在する状況を肯定する態度が、この新たな解釈を生んだ」と評する。佐野公治『四書学史の研究』(創文社、1988年)序章、12頁。「攻乎異端」章を、異説が併存することの意義を認める趣旨として解する説は、焦循が本格的に展開する。水上雅晴「焦循『論語通釈』——乾嘉期の漢学批判——」(松川健二『論語の思想史』、汲古書院、1994年)を参照。

<sup>24</sup> 『留書』「内篇・托己」、十二葉表／151頁、「理とは、天下にとって公明正大とされるものだ。小人もそれはわかまえているが、それでいて、理をとって人を責めるのは、理が口実たりうるからである。そこで、理をたてに人を責め、利として自らに都合よくする。理をたてに人を責めるのは、天下に仁義を行わせようとするのである。天下に仁義をなさしめ、天下に施与をなさしめれば、自分もそこからもたらされるものを享受し得る。天下に正をなさしめれば、自分が進むのに都合がよくなる。小人が仁義を都合がよいと考えるのは、それが人に作用するのを都合がよいと考えるからである。仁義が人に作用するのを都合がよいと考えるのは、その利益が自分にもたらされるのを都合がよいと考えるからである。……」(「理者、天下之所公明也。小人亦知之、然資以責人、取可爲説耳。故理以責人、利以私己。理以責人、是使天下爲仁義也。使天下爲仁義、使天下爲施、而已得受其來也。使天下爲正、而已得便其往也。故小人之便仁義、便其在人。便在其人、便其利之適己也。……」)

### (三) 古文・八股文

章世純が古文・八股文の名家として知られたことはすでに述べた。艾南英の影響のもと、八股文の選本の編集に力を注いだ清初の呂留良は、明代における八股文の動向を通観して、艾・章ら豫章四子の功績を、「萬曆期に一旦、崩壊に瀕した文章の風を古文の提唱によって立て直した」点に見出している。

三百年の間の制義の作は、萬曆年間に破壊され、天啓年間に極まり、崇禎年間に急に興り、やはりすぐさま崇禎中に破壊された。崇禎年間における興起も江西からであり、その崩壊も金沙（鎮江府金壇。復社の領袖周鍾の出身地）からである。……江西の艾南英千子は萬曆の末年に出て、その同郷の羅萬藻文止、陳際泰大士、章世純大力とともに正論を天啓年間に唱えた。論題は、再び伝注から取り、文の体裁・格調はといえば古人を手本とした。さらに、八股文の習気をすべて打破し、直接に周秦漢唐宋の文を参考にして文をつくった。王（慎中）、唐（順之）、歸（有光）、胡（友信）の風格も融け合わせて変容させ、自然に精華をあらわしたのであり、天下はなびくがごとくに従った。<sup>25</sup>（呂留良『呂晚村先生文集』補遺卷四「刻江西五家稿記言」、『呂留良全集』第2冊 443頁）

呂留良は、清朝康熙年間に至り、艾・章・陳・羅四家に、楊以任を加えて、『江西五家稿』と題した制芸集を編み、そのうち、『章大力先生全稿』には、主として艾南英編の選本から集めた章世純の作品一百九十九編を収めている。今日、同書と、兪長城『可儀堂一百二十名家制義』（章大力彙）、方苞等奉勅撰『欽定四書文』（『啓禎四書文』）といった模範文集を通じて、制藝の方面における章世純の達成を見ることができる。

焦循に命運を悟らせた一件が示すとおり、章世純は進士に及第しておらず、この点は、艾南英・羅萬藻も同様であった。八股文の名手とされた「四大家」のうち、陳際泰を除く三名が科挙で志を得なかったことは、文章の価値と科挙の成功とが別個の事柄であることを示す話柄としてとりあげられる<sup>26</sup>。艾南英は、その「前歴試卷自序」において、身もって経験した科挙（生

<sup>25</sup> 「三百年制義之作、壞於萬曆、極於天啓、而特興於崇禎、亦即壞於崇禎。崇禎之興也繇江右、而其壞也繇金沙。……江右艾南英千子出萬曆之季、與其同郷羅萬藻文止・陳際泰大士・章世純大力者、倡正說於天啓之間。論題則復稟傳注、體法則准先民、而又盡破帖括之習、直取周秦漢唐宋之文以行之。即王唐歸胡之格調、亦鎔釋蛻解、而自露精華、天下翕然信之」。

<sup>26</sup> 計六奇『明季北略』卷十「江右四大家」、165頁、「世稱章・羅・陳・艾爲江右四大家、惟大士得一第、而三公者皆以孝廉終其身。嗚呼、文章聲價自足千古、安在甲乙榜之有差等哉。」、趙翼『廿二史劄記』卷三十四「明代文人不必皆翰林」、「而一代中赫然以詩文名者、乃皆非詞館。……若祝允明・唐寅・黃省曾・瞿九思・李流芳・譚元春・艾南英・章世純・羅萬藻、則并非進士而舉人矣」（王樹民校証『廿二史劄記校證』、782頁）。なお、実情としては、応試の履歴上、もっとも不遇であったのは陳際泰であり、郷試に及第したのは、章・艾・羅より遅れ、彼が六十四歳の時のことである（崇禎三年）。「……このように文章を以て世上に名ある者が、そのまま実力を認められて華々しい科挙の成功者であったかと言えば、不思議にそうではない。四人のうち艾章羅の三人は漸くにして郷試に及第して舉人となったが、陳際泰はその郷試にいつも失敗して長く成員の身分に止まっていた。科挙というものは真の学力や文才よりも、むしろ偶然の運に左右されることが多いのは古今を通じて変わらぬ原則であった。陳際泰はその文章を学んで科挙に及第して高官になった人が幾十人あったか知らぬ間に、本人は一向に芽がふかず、漸く崇禎七年甲戌の歳の会試に、考官文震孟の力によって及第し、引続き殿試を受けて進士になることができたが、齢い己に六十八歳であった。」（宮崎市定「張溥とその時代——明末における一郷紳の生涯——」、『宮崎市定全集 13 明清』、岩波書

員が学校で課される歳考・科考も含む)の受験現場の過酷さや、自身が様々に模索した文体の意匠が当時であっては考官に理解されなかった労苦を述懐している<sup>27</sup>。

科挙の八股文に関しては、章世純も強い調子でこれを批判しており、焦循が、その批判を、歸有光の所論と合わせて筭記に書き留めている。焦循が、特に歸有光と章世純の所説を一条にまとめて記録したのは、両者がいずれも古文に長じてこれを土台とした八股文の名家としてうたわれ、それでいて八股文を批判している点に意を払ってのことである。焦循が書き留めた章世純の所説は、次のような内容である。当今、子弟への教育では、対句の習得に重きを置き、先々、八股文の作成にしか用をなさないような文章の法を教え込んでいる。八股文は、その題目を、経書の文言を切り離して無理に仕立てあげており、答える側も、無理な題目に対応させることから意味のつながった文をつくるのは困難であって、切り貼りで応ずるよりほかない。加えて、対句を引きのぼしたり、文字を入れ替えたりして、文勢や新奇さをとりつくり、こちらの箇所では明示的に論じておきながら、こちらの箇所では一目ではわからないような凝った文句に言い換えるということも行われる。これは、文章をわざわざ理解しづらくするものであって、一般の人に「聖賢の道は、我々には縁遠いものだ」と誤解させる点で、道を覆い隠すことはなほだし、と<sup>28</sup>。章世純の八股文への批判は、この「聖賢の道を晦くする」という点に

店、1992年、101頁。論文初出1974年)

<sup>27</sup> 『天慵子集』卷十三「序七・前歴試卷自序」。同篇は黄宗義〔編〕『明文授讀』卷三十八「序八・時文」に、羅萬藻「孫碩膚制義小序」と並んで収められる。艾南英の伝と、章世純も身を置いていた八股文の文化(文体の流行、答案集の編纂・出版)について、入矢義高『明代詩文』(筑摩書房中国詩文選、1978年)の訳注「受験地獄体験期——艾南英「前歴試卷自叙」——」が有益であった。

<sup>28</sup> 焦循『易餘籥錄』卷十六第三条、『焦循詩文集』、853頁、「明人の歸有光・章世純はいずれも八股文でもって当時に鳴らした。いわゆる「王(慎中)・唐(順之)・歸(有光)・胡(友信)・金(聲)・陳(際泰)・章(世純)・羅(萬藻)」である。歸有光の言に曰く——……(歸有光「陸允清墓誌銘」における科挙の文体への批判を引く)……。章世純の言に曰く——中等以上の資産がある家であれば、どこでも子弟に教育を施す。六歳になれば教師を招き、対偶の法を教え、一を二に対応させ、青を白に対応させ、山を水に対応させ、仄を平に対応させ、こちらをとってあちらに引きつけ、見映えをよくするよう整え、朗誦できるように高低をつける。これはなんのためか。積みあげれば、飾りの対聯や判語(科挙科目の判語に対応した文体)を作ることができ、展開すれば八股の法となる。それ以外には役に立たない。数年して応試の文を教えるのは、さらに笑うべきことである。聖賢のまとまった言葉を切り取って、ばらばらにして題目としており、この題目にもとづいて、文をつくり、必ず上下の順序を転倒しないようにするとすれば、必ずや文意がなくなってくる。さらに似通った言葉が別の箇所に散在しているのを取って、集め組み合わせてその題目に対応した説をつくり、文の調子が十分ではないとなれば、くりかえすことでひき一篇を成す。文の調子に目新しさがなくなると、文字・位置をいれかえて技巧を示してみせる。頭を隠しても足が見え、端を見せて全体を隠すといった具合であって、どれもおよそ、奏疏中に見える「庚癸」「飽騰」といった語に類する。「米麦が無い」と言えば、わかるのに、「庚癸を呼ぶ」と言ったのでは誰がわかるか。これは、正反対のことをするようなものである。聖人は天下を治めるには、言語が通じるようになるものであって、それなのにこれでは言葉を通じないようにして、たがいの話を解せぬ異国の人であるかにしてしまうのだ。日常を送る平凡な人たちに、「聖賢の道とは、深微難解であって、自分たちは関係のないものだ」と考えさせてしまっており、文士の弁舌下手どころの話ではない。聖賢の道術をおおい閉ざし、一世の人心を沈滞させてしまうという点で、これよりひどいものがあるか。」(「明人歸有光・章世純皆以八股鳴於時、所謂王・唐・歸・胡・金・陳・章・羅者也。歸之言曰——……。章之言曰——中産以上之家、無不教子、六歳即延師、教以對偶、取一對二、取青對白、取山對水、取仄對平、牽此扯彼、使整齊可觀、高下可誦、此何爲也。積之可爲表聯判語也、演之則八股法也、他無用也。數歳而教以應試之文、又可笑矣。割截聖賢之全言、斬頭斷脚以爲題目、因以爲文、必使上下不犯、則是必使言意不屬也。而又取同類之言之散在他處者、聚集配偶以爲此題之說、勢不得足、則重複敷衍以成篇。勢不得足、則換字易位以見巧。藏頭露脚、見端匿全、大略皆如奏疏中庚癸飽騰之類耳。言無米麥、人知之也。言呼庚癸、其誰知之。是與爲端也。聖人治天下、將使普天之下、言語可通、而此欲其不通、相與爲侏離鳩舌、使日用飲食之人、視聖賢之道、若有深微難解而甘於自外、而不知特文士之口吃也。覆閉聖賢之道術、而沈陰一世之人心、孰過於此(原注。

加えて、「無用の人材しか生み出さない」への点もあり、いずれの論点も、時代状況に対する彼の危機感によって増幅されていた<sup>29</sup>。焦循が、「大力之言、固有激言爾」と指摘する所以である

<sup>30</sup>。

なお、艾南英と章世純は、崇禎年間に入り、八股文のあり方と復社との関係をめぐって疎隔が生じ袂をわかった。元来、艾・章らが加わっていた豫章社は、周鍾・張溥ら応社（復社の前身にあたる）との間で文風を争ったとはいうものの、一回り以上も下の世代に位置する周鍾・張溥らは先輩である四子を敬意をもって遇しており、元来は友好的な関係にあった。ところが、崇禎元年（1628）、艾南英が太倉を訪問し、張溥・陳子龍と面談したころには、八股文の模範をどこに求めるかをめぐり、艾南英と張溥達との間で決定的な疎隔が生じてしまっていた<sup>31</sup>。ちょうど崇禎元年には、応社の領袖の一人である張采が、知県として臨川に赴任し、彼のはたらきかけもあってか、章世純と陳際泰・羅萬藻とは、崇禎二年に成立した復社に名を連ねた<sup>32</sup>。艾南英に肩入れする後人は、この一件を、豫章四子が、復社陣営からしかけられた離間の策に陥ったものとして描写している<sup>33</sup>。艾南英と章世純とでは、元来は、古文の理念と範をとる作家

---

『治平要續・爵祿篇』)。「飽騰」とは、「軍の補給が充足していること」をあらわす。

<sup>29</sup> 武に対する文の偏重を批判する文脈で、次のように論じており、文中の「取青配白」とは、上引の八股文批判と同様に、対句での作文を指す。『治平要略』卷上「習士於射」、六十二葉表、「こうして、ゆったりとした挙措や言葉遣いが立派であると考え、青を取って白に配して（対句の形式で）文をつくり、天下の男子を女子と化してしまい、天下国家の気をすべて衰えて、振るわないものとした。辺境地域で外敵に殺されたのは百万に及ばざり、内地の民が賊に殺されたのは百万にも及ぶほどであり、これだけでは終わりそうにもない。」（「於是安行徐言以爲徳、取青配白以爲文、而擧天下之丈夫化爲女子、擧天下國家之氣皆衰殺、而不可振。沿邊之地所殺於虜者、幾及百萬、腹内之民所殺於賊者、幾及百萬、若復不止是盡也。」）

<sup>30</sup> 焦循『里堂書跋』卷一「治平要續」、583頁。「『治平要續』の八股文批判を引いて）大力のこの言は、実に、時文家にとって戒めとなる。しかし、もし、章大力ほどの経世済民の学を具えていれば、大力のような時文を作ることができ、大力のような時文を作ることができれば、時文を用いたからといって、害があるわけではない。……章大力の言は、激するあまりにそのように言ったのである。」（「大力此言、眞足爲時文家下砭、然果抱經濟之才如大力、自能（焉）〔爲〕大力之時文、能爲大力之時文、則時文之用又何害之有。……大力之言、固有激言爾。」）

<sup>31</sup> 艾南英と張溥・陳子龍・張自烈ら復社の人士との間での八股文の模範をめぐる対立の経緯について、小野和子『明季党社考』（同朋舎、1996年）第七章第二節「復社の成立」特に413～416頁、王煒『明代八股文選家考論』（武漢大学出版社、2015年）第四章第二節「選家艾南英と張溥の論争」を参照。

<sup>32</sup> 陳際泰・羅萬藻・章世純は、『復社紀略』「姓氏」の「撫州府臨川縣」項において、三十名の初めに列される。『復社紀略』は、張溥・張采が艾南英を除外して陳・羅・章三子のとりこみをはかったことを伝える。『復社紀略』、2069頁、天如（張溥）が受先（張采）に書を送って告げた。——艾千子（南英）の編んだ房稿（＝進士が日ごろ作った八股文の選集）を見ると、あからさまに好き放題、攻撃を加えており、実に驚くべきことです。われわれは豫章に背いたわけではないのに、どうして味方である側に切りかかるような真似するのでしょうか。……わたしとしてはとても黙っていることはできません。特に、あなたにもうしあげるのは、大士（陳際泰）・大力（章世純）・文止（羅萬藻）と研鑽しなければならぬということ。わたしと介生（周鍾）とはあなたが臨川にいらっしゃるのをまさに頼みとしております。豫章との交わりは固いものがあり、一人（＝艾南英）が跳梁して事を起こしているのはおみかけしません。すみやかに対処のほどを。（「天如貽書受先曰——閱艾千子房選、顯肆攻撃、大可駭異。吾輩何負于豫章、而竟爲反戈之擧。……弟斷不能嘿無一言、特以聞老兄、可與大士・大力・文止講明、弟與介生心付在臨川豫章之交、自固不患一人之跳梁生事也。惟早圖之」。計六奇『明季北畧』卷十「江右四大家」は、特に章世純について「既而張采深相契、結聯復社氣誼」としている（165頁）。

<sup>33</sup> 『章大力先生全稿』卷頭、呂留良「記草稿二則（第二則）」、407頁、「初東郷之與諸公爲社友也、一時比之沛公之有三傑。蓋魚水之合也。自東郷與復社爭辨選事、痛詆聲氣之文、其有力者欲殺之。……復社領袖請得令臨川、名慕四家、實傾東郷也。因聯大士・大力入復社、深相歎淥、且夕諷刺。大力因有鬻年藝之刻以叛東郷、而臨川之社遂有隙」。『天慵子集』卷首、張符驤「（天慵子集）舊序」、180頁、「公持論最嚴、與南中諸公力爭、至卒不可合、其強有力者欲殺之、殺之不可。於是游其郷之人而攻之、至又離間其數十年之老友、而後以爲快。」

に一応の一致を見てはいたものの、艾南英が、程朱学を奉じ基準となる文体への厳格な準拠を説くのに対し、章世純は、文体・議論ともに格套に囚われることをきらっており<sup>34</sup>、この点、両者の志向には隔たりがあるように見える<sup>35</sup>。張溥・陳子龍らは、共通の看板として「古学」を標榜しながらも、成員ごとに多様な文風を包含しえており、「富強」の追求を憚ることなく掲げる点を合わせて考えても<sup>36</sup>、章世純が、後起した応社や幾社の方向性を好意的に受け止め、復社に合流したことはそれほど違和感を覚えない。

#### (四)『章大力先生集』の編者胡亦堂

章世純の遺文を今日に伝える上で、康熙年間の撫州知府劉玉瓚<sup>37</sup>、臨川知県胡亦堂の二人は、それぞれ『臨川文選』と『臨川文獻』の編纂を通じて大きく寄与した。胡亦堂は、『臨川文獻』の一部として『章大力先生文集』を編み序文を撰した以外にも、章世純の顕彰に関与しており、彼個人の事績もある程度史料に照らして確認できる。

胡亦堂は、慈谿縣（浙江省寧波府）の出身、順治八年の挙人。康熙十六年、臨川知県の任に就き、二十年に戸部主事に行取され、戸部郎中にのぼり在職中の康熙二十三年に卒<sup>38</sup>。胡亦堂は、三藩の乱からほどない時期に章世純の本籍臨川に赴任すると、康熙朝に期待された清官の像——あるいは章世純が思い描いた有為の守令像——をなぞるかのよう、地方行政に鋭意取り組み、学校の再建、郷賢祀の整備、それに『臨川縣志』『臨川文獻』の編纂もその治績の一端である<sup>39</sup>。もともと、臨川知県在任中の胡亦堂について一般に知られるのは、民生・文教の治

<sup>34</sup> 『治平要略』巻上「習士於射」、六十二葉裏、「今の八股文は、人に「氣」を阻喪せしめる事柄である。いくらかでも、奇矯な語を使えば、すぐさま指摘して「粗」だといひ、当たり前目にするのをとっては「正法にかなう」とする。頼みとなるようなすぐれた臣をどこに得られようか。」「（所爲今時文者、猶使人無氣之事也。稍涉奇矯之語、即指以爲粗、而取人所常見者爲正法。安所得雄雋實臣哉。）」

<sup>35</sup> 章世純の文章に対する艾南英および呂留良の評価は、『呂氏評語餘編』卷三「江西五家稿內摘録」の「章大力」項に収集されている（『呂留良全集』第10冊2037頁以下）。『章大力先生全稿』の「攻乎異端」章解釈は、『四書留書』の説（注24）と対応して、「異説」が存在することの積極的意義を認める論旨となっている。艾南英はこの章世純説を「此等肺腸、總是與異端回護耳。求新反拙、不免於大力見之」と評する。『章大力先生全稿』「上論・攻乎異端」、418頁、「天下の事は、「異」を伐つ手合いが害する。「異端を攻める」というのは、自説を完全なものとしようとしてのことであろうが、完全にしようとするそのことが、道を毀つ原因となっている。……古の聖人がその心に諮り、さらに卿士・庶民にも諮つたのは、「異」なるところを求めてのことではないか。」（「天下之事、伐異者害之也。夫攻異端者、將以全吾説也、説之所以全、道之所以毀耳。……古之聖人、所以所以謀於乃心、又謀及卿士、又謀庶人、豈不求所異哉。」）

<sup>36</sup> 復社同人とその周辺人士が、「務爲有用」の標榜からさらに進んで、「覇術」を容認し、「富国強兵」を標榜したことについて、井上進『明清學術變遷史—出版と伝統學術の臨界点』（平凡社、2011年）第八章「復社の学」（論文初出1985年）特に303～305頁、岡本さえ『清代禁書の研究』（東京大学出版会、1996年）第二部第二章「中華の富強」第1・2節を参照

<sup>37</sup> 劉玉瓚は、大興（直隸省順天府）の出身、順治四年の進士、康熙元年から八年にかけて撫州府知府の任にあった。『光緒撫州府志』卷三十七「職官・文職・國朝知府」。

<sup>38</sup> 『光緒撫州府志』卷四十「職官・名宦・胡亦堂」、四葉裏／661頁、「胡亦堂、號二齋、浙江慈谿人。順治辛卯舉人、工詩歌古文。康熙丁巳由新昌知縣、調知臨川。……辛酉行取主事、終戸部郎中。現祀名宦。」裘璉『易皆軒二集』「祭戸部胡公文」。胡亦堂の女婿である裘璉は、祖父の代から黄宗羲と交友があり、璉自身も早年に黄宗羲に従学し、慈谿・鄞の黄氏門人とつながりがある（黄宗羲「都督裘君墓誌銘」「裘子横山文鈔序」）。臨川において胡亦堂の夢川亭に集ったとおぼしい人士のうちには、裘璉の他に、鄞縣の遺民詩人董劍鏐の名前が確認できる（『臨川縣志』卷八「解字」所取「夢川亭落成記」）。

<sup>39</sup> 『光緒撫州府志』卷四十「職官・名宦・胡亦堂」、四葉裏／661頁、「（臨川知県として赴任して）當闕寇蹂躪之後、流亡未復、田荒賦缺。亦堂按數詳報、力請蠲豁、多方招徠、捐給牛種、躬親勸墾、民漸復

績よりも、八大山人朱耷を幕下に招いてその遁走を引き起こしたことである<sup>40</sup>。

胡亦堂は、晩明の章世純・陳際泰・羅萬藻らを新たに臨川郷賢の列にのぼし、加えて、撫州知府陳洪諫の委嘱により周辺諸県の先正をも調査し、東郷の艾南英らもあわせて祭った<sup>41</sup>。胡亦堂は、『臨川縣志』の序文においても、「陳・艾・羅・章」を従祀に加えたことを自身の政績の一つに数えている<sup>42</sup>。『臨川縣志』『臨川文獻』という郷邑を単位とした文献を通じて、章世純は顕彰を受けその遺文も保存されたわけだが、清初の時点で一連の表彰が実現した要因として表面に目立つのは、臨川の地元人士のはたらきよりも、胡亦堂という一地方官——それも、思想・行動の様式に明末清初ないし康熙朝の時代相の刻印を受けた地方官——の旺盛な活動である。

## 第1章 統治機構論の枠組み

### 第1章 第1節 「國勢を急とする」論

#### (一) 『治平要略』と「近君民之途、而急相使之勢」

以下、本論では章世純の地方統治論を、総論としての「急國勢」論と、その地方統治への応用論という二段階で再構成をはかる。材料として用いるのは、『治平要略』と『章大力先生集』（胡亦堂編『臨川文獻』所収）<sup>43</sup>に収録された諸篇であり、部分的に、『留書』の議論もとりあげる。『治平要略』は、日本国内での所蔵は、大木（幹一）文庫と小島（祐馬）文庫というそれぞれ史部政書と子部書に特色を持つ文庫に限られており、稀覯に類する書と言えよう。上・下巻全二十八篇の目次は下記の通りである。

---

業。又甲寅・乙卯・丙辰三年未完之賦、并請展、限三年帶徵以甦民困。文昌橋圯捐賞修築、重新府縣兩學并諸廡宇、遷建城隍神廟、創立社會義學、加纂『縣志』、彙刻『臨川文獻』、百廢具舉。每歲科兩試童子、親爲甲乙、所賞拔多甲科才」。胡亦堂が臨川知県に在任した当時の江西の社会状況と、地方官による文化事業（文物の修復、祀典の整備、遺民との交遊およびその選集の編纂）を知る上で、王標「清初江西における文化的秩序の再建—江西巡撫宋榮とその交遊を中心として—」（『都市文化研究』13、2011年）が参考になる。

<sup>40</sup> 中山八郎『明清史論集』（汲古書院、1995年）「八大山人の生涯と別号」（論文初出、1970年）465～468頁を参照。

<sup>41</sup> 『康熙臨川縣志』巻九「學校」、四葉表、「……行人司陳公際泰、上杭令羅公萬藻、柳州太守章公世純、福寧州守揭公重熙、吏部文選曾公亨應、翰林檢討傅公鼎銓。以上六公皆明季大賢、祀典曠而未舉。康熙十九年知縣胡亦堂特請奉入賢祠。郡伯陳公因委并核各邑先正、東郷則艾公南英・謝公德溥、樂安則詹公爾達、金谿則王公士和、皆手具詳稿、遂得並祀」。この時、胡亦堂が新たに郷賢に列した掲重熙、曾亨應、傅鼎銓と艾南英はいずれも、江西での抗清挙兵への参加者であり、羅萬藻の官職は、南明福王政権から授けられたものである。

<sup>42</sup> 当該の『臨川縣志』序文に、胡亦堂は「自序」と題する。『臨川縣志』には、処々に「二齋曰」の按語を付すほか、胡亦堂自撰の文として、「夢川亭落成記」（巻八「廡宇」、夢川亭は、胡亦堂が県署に立てた亭。記には、自他が亭に寄せた詩賦や亭での唱和詩を十八首を付す）、「重建臨川學記」（巻九「學校」）、「重修縣學上梁文」（同前）、「撫州府重修文昌橋記」（巻十三「坡梁」）、「募修廣壽寺引」（巻二十八「仙釋」）、「雲山寶福寺募引」（同前）を取っており、全書にわたり胡亦堂が前面にあらわれている。

<sup>43</sup> 『章大力先生集』には、「治平論」四篇、奏議三篇、「富強篇」一篇、序三篇、「己未留」三篇を収める。「治平論」のうち、「親民以杜壅蔽」「省階級去冗員以急國勢」が、『治平要略』巻上所収と重なる。

○章世純『治平要略』目次

番号は、便宜上、付した。巻頭「目録」の篇題と本文各篇冒頭の篇題には僅かながら相違があり、例えば、「省階級去冗員以急國勢」は、巻頭目次では、「省階級以急國勢」である。

〔巻頭〕

- (1) 治平論序
- (2) 治平要略卷上目録
- (3) 治平要略卷下目録

〔卷上〕

- (1) 親民以杜壅蔽
- (2) 省階級去冗員以急國勢（其一）……「(其一)」は本稿が便宜上、付す。
- (3) 省階級去冗員以急國勢（其二）……本文冒頭の篇題には「其二」無し。
- (4) 取成大臣
- (5) 重守令以興事功（其一）……「(其一)」は本稿が便宜上、付す。
- (6) 重守令以興事功（其二）……本文冒頭の篇題には「其二」無し。
- (7) 特重郡守以興事功
- (8) 察舉縣令
- (9) 詳吏職以取士
- (10) 教舉之權歸于一
- (11) 實根本之地以繫民心
- (12) 郡縣兵制
- (13) 清屯田以清軍
- (14) 定糧差之制
- (15) 重錢法以足財用
- (16) 錢帛（其二）
- (17) 習士於射

〔下卷〕

- (1) 將使有根
- (2) 兵使有根
- (3) 拔拳勇以練鄉兵
- (4) 選兵
- (5) 重將權以鼓用衆
- (6) 重將權以輯亂兵……巻頭目次に「亂」字無し。
- (7) 収天下忠義之用
- (8) 募兵
- (9) 米帛

(10) 簡科條以重法

(11) 重爵祿以取事功

正編上・下巻に続く、第三巻の『治平要續』の内訳について、焦循は、全二十六篇からなるとし、張仕寧・楊希「薦章世純疏」、馮元颺「重錢法疏」を冒頭に冠するという（『里堂書跋』巻一「治平要續」）。呉楓〔主編〕『簡明中国古籍辞典』の「治平要略」項は、『治平要續』の内訳を「重守令疏・爵祿・用士・取士・館選議・書史・通君臣之隔・禁貪論・爲國以利民爲本・錢法議・與馬公祖書・鈔法・均輸・兵情・聚兵之法・兵部條陳・救荒議等」とする<sup>44</sup>。『簡明中国古籍辞典』が列挙する篇名のうち、「爵祿」は、焦循が『里堂書跋』巻一「治平要續」と『易餘籥錄』巻十六第三條とに抜き書きした篇である。また、「館選議」「取士」「兵情」「救荒議」の四篇は、胡亦堂編『章大力先生集』に収録する文と同一であろう。焦循が目にした『治平要續』と、『簡明中国古籍辞典』がふまえる版本とは同一の完本であると考えられる。一方、本稿で使用した『章氏四種』（東京大学東洋文化研究所蔵）所収の『治平要續』は、張仕寧・楊希「薦章世純疏」、馮元颺「重錢法疏」の他には、章世純「重守令疏」一篇を収めるだけである。これが、欠落であるのかそれとも元来がこの三篇のみであるのかは、小島文庫蔵『章氏四種』との対照を期したい。

『治平要略』一書は、その主旨として、「富強」の追求を掲げており（「序」「重守令以興事功（其一）」）、その内容は、「富強」に直節にかかわる財政・軍事が一半を占める<sup>45</sup>。この「富強」に直結する側面についても章世純の議論の一端を示す。

ここで示すのは、文教に比して等閑視されがちな兵武について、その重要性を強調した章節である。章世純は、一身一国が文と武とその双方を一身に兼ねるべきであり、かつ、文と武のはたらきは相互に結びついていることを、亀鼈の類の甲殻、禽獣の爪牙、草木の形状や穂枝を喩えにとつて説明する。

文も武もあるというのは一国のことをいうのではない。文も武もあるというのは、一人についていうのである。人の一身は心が統括であり、耳目口が見張りであり、手足が役使される者である。平常にあつては、「文」のはたらきとして礼儀にかなったふるまいをし、変事が生じた場合には、「武」のはたらきとして組み合つて闘う。平常時にあつては、心が君主であり、耳目が指示を出す者であり、手足が民である。変事が生じた場合には、心が大将であり、耳目が将校たちであり、手足が兵卒である。それより他には道具を必要としない。しかも、これは人に限つたことではない。亀・鼈・蟹・貝の類であつてもみな甲殻

<sup>44</sup> 呉楓〔主編〕『簡明中国古籍辞典』（吉林文史出版社、1987年）「治平要略」項（553頁）は、近代以降では、『治平要略』の内容を具体的に紹介した唯一の文章である。

<sup>45</sup> 章世純が複数篇にわたつて論ずる主題に貨幣制度があり。馮元颺は、章世純が「錢法利幣」に特に詳しいと評している。『治平要續』収録馮元颺「重錢法疏」、八葉表。錢法に関しては、『治平要略』所収諸篇の他に、『留書』「外篇」に「錢利」一篇があり、同篇は、林德謀『古今議論參』（崇禎七年序）に「論錢利」と題して収録されている（巻三十五「戸部・鹽鐵」）。

をそなえているのは、いずれも防禦のための道具としてのことである。すべてその肉体の大小に応じて、まわりに守りを設け、外侮を防ぎとめる。まったく及びもつかないような相手となれば、そこではじめてその相手に屈する。兕（サイ）・虎・鷹・隼といった猛獣や猛禽の類に、爪・牙・角・蹴爪があるのは、攻撃のための道具としてのことである。養い育てるものの多少に応じて、爪でつかみとり牙で噛みついて、奪い取るのに役立てる。自分が敵し得ない相手に出くわしてはじめてその相手に屈する。果ては、精神を持たない物類についても同様で、草は根を一番深いところに隠し、木はその実を最も高い部位に懸けており、このように深く隠し高く懸けるといのは、守りを固めるがためである。甲殻をつくって護り、穂先やとげ・枝をつくってふせぐのも、やはり守りを固めるがためである。

（亀・鼈・蟹・貝や草木といった）これらの物を役に立つと見なすものはたくさんいるのに、それらの物類が捕獲・採集しつくされることがないのは、いずれも守り防いでいる効果である。このことにもとづいて見れば、天下にはすべての物に文と武との両方がそなわっているのが明らかである。（武の用途を一義とするかに見える）爪・角・枝・穂先の類も、実は、見た目をよくして文のはたらきを成している。それでいて、防禦をはたし武のはたらきを成しているではないか。こうしたわけで、「文と武を兼ねてそなえる」というのは天地の本来のあり様であって、文と武を兼ねるのは万物に共通する道である。小さな一物であっても、文だけがあって武がないというわけにはいかない。まして、人や国ともなればなおさらである。周朝は武によって天下を取ったが、世は、「周は文をおさめた」と称している。今の時点から考えてみれば、周が武を重んじなかったことなどない。周がおさめたという文もまた、武の精なるものであったのだ。ただ、隠微のうちに武をおさめたがゆえに、「武」の名目が失われたに過ぎない。六藝が置かれるには、「礼・楽・射・御」という順で並べられており、その趣旨としては、「礼楽によって防げば、反逆をはたらく者はないはずだ。もし、礼楽で防ぎえない場合にはこれを制しよう」ということで、礼・楽の後に射・御が続いているのである。平常時は、射御によって狩猟をおこない猛獣を服せしめ、事が生じた場合には、（射御によって）周囲の夷狄を禦ぎ、反乱者を威圧したのだ。<sup>46</sup>（『治

<sup>46</sup> 「有文有武、非一國之事也。有文有武、即一人之事也。人之一身心爲之主、耳目口爲之候、而手足爲之使。居常則以揖讓爲文用、有事則以格鬪爲武用。其居常、則心君也、耳目指使也、手足民也。有變則心大將也、耳目偏裨也、手足兵也。豈更索具哉。且何獨於人也。龜鼈螭蚌之類、莫不有甲、則皆守之具也。一稱其肉之大小、周員設衛以捍禦外侮。唯至於絕不倫者而後屈焉。兕虎鷹隼之屬有爪牙角距、則皆攻之具也。一稱其養之多少、攫擊觸噬以便攻取、唯至己於不敵者後屈焉。下至無情之族、草有根必藏之至深之下、木有實必懸之至高之上、爲高爲深、此設險也。而爲之甲以護之、爲之芒與刺與枝以格之、亦設險也。彼物之利之者甚衆、所以不能盡其類者、皆捍衛之功也。繇此觀之、天下無物無文武也、明矣。彼爪角枝芒之屬、何詎不爲觀也、而非文用也。又何詎而不爲固也、而非武用也。故兼文武者天地之性、兼文武者萬物之道也。一物之微、猶不可以有文無武、而況於人乎、而況於國乎。周以武取天下、而世稱周爲文。以今考之、周何嘗不重武也。彼所爲文、亦武之精者耳。特以治之於微、而武之名亡耳。六藝之設、禮樂射御以相次、其意若曰、吾以禮樂防之、亦足已可無悖叛者矣。如其不可、吾有以制之也、而射御即繼其後。平居以射御田獵服猛獸、而有事即以禦四夷威不軌」。他篇においても、兵武の重要性を説明する上で、「尚文の王朝と目される周もまた実のところは兵武を重んじた」と論ずる。『章大力先生集』「富強篇・兵情」、十一葉裏／202頁、「天下が弱く、武備がすっかり弛んでしまうのは、いにしえを範としないことに起因する。いにしえを範としないのは、いにしえを論ずるのが詳らかでないことに起因する。周朝は文を尚んだと考えられて以来、周公・太公の意は久しく天下に見失われてしまっている。どうして、今日のことを論じられようか。いにしえよりこのかた帝王の政は、すべて、民のためにするということを要とし、帝王の功はすべて戦勝によって成就

平要略』卷上「習士於射」、六十葉表)

『治平要略』の一半は、兵制・税制・銭制といった「兵」「財」に関わる諸政策から成るとして、残りの一半は、それら「兵」「財」の諸政策を実行に移すことができるように官僚組織のはたらきを高めるための方策に充てられる。章世純は、『治平要略』の序文において、「君が、兵・財の出元である民を頼みとして富強を実現し、民は君によって安寧を得る」という目標を実現するための課題を、「統治機構の効率化」であると見定める。

概して言えば、天下の勢（を形成するもの）は、君主と民との両者だけだ。民は、苦痛に思うところを、君主に知って欲しいと願うし、君主はその生活の資をすべて民から得ている。二者がよくよく支え合って、互いに深くたのみとしていることは言うまでもない。しかしながら、民は君を頼みとして安全たり得るといことがかなわず、君の側も、民を頼みとして富み強くなることを果たし得ないのは、いずれも、互いに到達するまでの中間が、距離として遠く、力が途中で弱まってしまふからである。道のりが遠ければ、状況が伝わらず、力が途中で弱まってしまふ持ち上げることができない。ゆえに、論ずる内容は、「君民の道を近くして、相手を使う力を強める」というところに極まる。<sup>47</sup>（『治平要略』序、一葉裏）

「統治機構の効率化」を端的に表現するのが、『治平要略』序にいう「相い使うの勢を急とす」〔急相使之勢〕であり、『治平要略』の本編中では、「急相使之制」ではなく、「急國勢」と表現される。この「急國勢」とは、「省階級去冗員以急國勢（其一）」「同（其二）」の両篇が篇題に掲げ、それ以外には、「取成大臣」「重守令以興事功（其一）」「特重郡守以興事功」「察舉縣令」の四篇が、いずれも篇の末尾を、「此所以急國勢之道也」に類した表現で結ぶ。この「急國勢」は、章世純の統治機構論にとって鍵論の語であり、本章ではその具体的内容を明らかにしていくが、「急國勢」に立ち入るに先立ち、「急相使之勢」と並べて課題に掲げられている「近君民之途」も一瞥する。

章世純のいう「君民の途を近くす」の含意は、一つには、文字通りに「君と民との間に存する疎隔を除いて相互を直接に結びつける」である。「親民以杜壅蔽」篇（『治平要略』卷上および『章大力先生集』所収）では、この趣旨での「君民を近くする」を専論する。同篇に曰く、人主が尊いことは天もさながらである。天と地は、お互いにはるかに遠いが、天のはたらきはすべて地に達しており、つまりは、中間に疎隔するものがなければ、相互の距離は近いことになる。これは、天子と民との関係も同様であるはずなのだが、現状としては、天子が民を知り

---

されたのである。』（「天下之不強、武備之殫弛皆起于事不師古。事不師古起于論古之不詳。蓋自以周爲尚文、而周公・太公之意久已不明于天下、而何言今日哉。夫從古帝王之政未有不歸要于爲民者也。從古帝王之功、未有不歸成于戰勝者也。）」

<sup>47</sup> 「大抵天下之勢、唯君與民兩者而已。民所疾苦、欲知於君、君所役養、皆待乎民、二者相倚之切、而相恃之深、豈待言哉。然而民不能恃君以安以全、君又不得恃民以富以強者、皆生於中間相至之處、路遠而力中軟也。路遠、則情不相聞、而中軟不足以相舉。故所爲論、歸於近君民之途、而急相使之勢而已。」

得ず、民が天子に達しえないことに苦しんでいる、と<sup>48</sup>。そこで、章世純は、天子と民との間の壅蔽を除き、隔絶することなく民の実情を上へに告げしめるために、次のように方策を提示する。

今、禁制を設けることなく、小吏・庶民に陳べるところがある場合には至ればすぐさま通じ、上に達せしめるようにする。妨げ抑える者があれば誅し、さらに天子も時には耆老を引見してこれに諮問し、こうした機会を不定期に設けるようにする。そうすれば、天下における微小な奸悪も、すべて隠しようがない。なぜか？ 悪事をなす者は、必ず自身の下位に対して悪事をなすものであり、下位の者はその害を隠すことはできない。(下に位置する) 民の利害がわかれば、(その上に位置する) 郡守・県令の賢否もわかる。(下に位置する) 郡守・県令の賢否がわかれば、(その上に位置する) 監察の得失もまたわかる。こうしたわけで、事をしらべるのに、下位の側を対象とすれば、実情を十分に把握できる。『周禮』によれば、外朝において庶人の席次を設け、大僕の職掌には、「鼓を設けて窮民の状況を達せしめることができるようにする」という。こうした(下の人民が上申するための)制度によって、その君主は、いながらにして天下の事を見ることができたのだ。周の文王・武王・成王・康王が明君と称されたのは、別段、特別な策があつてもものを知りえたということがあるか。ただ、この(下民に問うという)道によって実現したにすぎない。<sup>49</sup> (『治平要略』巻上「親民以杜壅蔽」、二葉表)

章世純が、中間の疎隔を除いて民情を上達せしめるための方策として挙げるのは、「小吏・庶民に至るまで広く上言を許し、さらに耆老を引見する機会を設ける」というごく常套的なものである。章世純が考えるに、一般論として、相対的に下位に位置する者のうちに、その上位者の良否が皺寄せとしてあらわれるわけであるから、下位者の実情を上達しやすくすれば、上位

<sup>48</sup> 『治平要略』巻上「親民以杜壅蔽」、一葉表、「人主の尊いことは、天も同然である。天が地を離れているその遠さといったら、距離として表現できるものではない。しかし、天のはたらきはすべて地に達し、地上の物は大小を問わず、いずれもみずからを天に向けてさらすことができる。このように中間に隔てるものがなければ、「相互の距離はいたって近い」ということができる。人君が位置するところの高さは天と同じであり、天下における大小の物が仰ぎ見るゆえんも同じである。何らかの困難があつて君に訴えようとするのは、物が天にみずからをさらすのとやはり同じである。しかし上の者が、下を知りたいことに苦しみ、下の者が上に達しりたいことに苦しみ、天地が相互に見ることができないのは、隔てるものが多いからである。……今、天下の抑圧を受けていて上に訴えようとしている者はどうして限られよう。主に対して忠であつて、いだいているものを進めようとする者もまた限りはない。しかしながら、いずれも達しえないことに苦しんでおり、達することができる者とはといえば、命を落とすことを避けないことで、やっと実現を期待する。赤子が父母に対して、なつこうとしているのも同様なのに、このように隔絶せしめることがあるか。」、一葉表、「人主之尊、如天。天之去地也、豈可爲道里哉。然所爲者、皆至於地、而地之物無有大小、皆得自暴於天、其中畧無障隔之者。如此則雖謂之至近也、亦宜。人君所居之高、與天不異。天下大小之物、所以仰之、亦不異。其有情僞、而欲訴之於君者、與物之求自暴於天、亦不異。然而上嘗苦下之難知、下嘗苦上之難達、不能如天地之相見者、其隔之者多也。……今天下之受抑、而欲訴於上者、何限。其忠主而欲進其所懷來者、又何限、而皆苦於不得達。其得達者、蓋不避死亡、而後可以庶幾焉。夫赤子之於父母、欲其孔邇、而奈何絕隔之若此也。」

<sup>49</sup> 「今但不爲之禁制、令小吏・庶民欲有所陳、而隨至隨通、皆得自達於上、而遏抑者有誅、而天子又時引見耆老而詢之、爲無常、則天下毛髮之奸、皆無可藏矣、何也。凡作奸者、必害於下、下固不能爲之隱其害也、而民之利害得、則守令之賢否亦得。守令賢否得、則刺擧之得失亦得。故詢事自下、而情可盡也。『周禮』外朝列庶人之位、而大僕有鼓以達窮民。故其君安坐而見天下之事、而文・武・成・康稱明君、豈有曲巧以知物哉。亦唯繇此道而已。」

者の状況もおのずと把握しうることになる。上言の経路をこのように庶民にまで広く設けるとなると、庶民からの上言の煩に堪えないかと思われるが、章世純は、「こうして下情に通ずれば、奸悪自体が減少して上言の必要性も減るのであるから、煩雑の懼れはない」と楽観的に見通す<sup>50</sup>。

『治平要略』開卷劈頭の「親民以杜壅蔽」は、このように「中間の疎隔を除くために、上言・引見の機会を設けて民情を察する」を一篇の趣旨とする。実際のところは、章世純の政治論の中で、「君民の道を近くす」を実現するための方策として、「君と民との間に直接の接点を設ける」ことを説くのはむしろ例外である。『治平要略』全書の比重としては、いうところの「君民の途を近くす」とは、直接の次元で「天子が百姓に親しむ」というのではなく、「天子の威令が、統治機構の効率化を通じて官僚にしっかりと伝わり、官僚が民政に成果をあげる」という趣旨、いわば、間接の次元で「百姓に親しむ」ことに傾いている。この傾向から判断して、章世純が「近君民之途、而急相使之勢」を課題とするのも、その「近君民之途」とは、つきつめれば、「急相使之勢」のうちに含みこまれるものと見なしてよいであろう。以下、暫定的に「統治機構の効率化」であると概括した「相い使う勢を急とす」(＝「國勢を急とす」)について、章世純が具体的にはどのような含意でこれを論じているかを検討する。

## (二)「權」と「急國勢」

章世純が、「勢を急とす」を論ずる際、あわせて持ち出すのは、「權」概念である。一般に、「勢」「權」の両概念は親和性が高く、『治平要略』の中でも、一体の「權勢」として用いる場合もある<sup>51</sup>。章世純は、概して、「權」と「勢」は区別して用いる。

国が治まり、兵が強くなるには、まずは「權勢」を立てることを要する。今、国の「勢」を起こすものが十分ではない。「勢」を起こすことは「權」にかかっており、權には必ず付託される先がある。(權の付託される先である)郡守と県令とは、いずれも民に親しむ官であるのだが、県令の權限を重くするよりは、郡守の權限を重くするのが勝る。<sup>52</sup> (『治平要略』卷上「重守令以興事功(其二)」、十六葉表)

章世純は、おおよそ、「權」概念でもって「權限・權威」を表現し、「權」から生み出される力の作用を「勢」として表現する。『韓非子』「難勢」は、「勢」概念が多義であることを指摘し、

<sup>50</sup> 『治平要略』卷上「親民以杜壅蔽」、二葉裏、「小吏・下民がいずれも上言できるとなると、はなはだ煩雑ではないか」という意見がある。しかしそれが煩雑でないかわかるのは(以下のような)理由があるからだ。太陽が天を運行すると蛇・鼠の類はみな伏せて出てこず、(同様に)君が道を明らかにして奸を知れば、奸は行われない。奸が行われなければ、いうべきことはない(ゆえに煩雑とはならない)。煩雑に見えて、まさに簡略にするのである。こうして、君民の道が近くなるのだ。(或曰「小吏・下民皆使之得言於上、不亦煩乎」。然有以知其不煩者、日行於天、而蛇鼠之類皆伏而不出、君有明道以知奸、奸不作矣。奸不作、而無可言者矣。似煩也、正所以簡也。此所以近君民之路者也。)

<sup>51</sup> 「實事于守令、而責功于權勢也、而其說三」(『治平要續』「重守令疏」、十葉表) および次注の用例。

<sup>52</sup> 「夫欲國治兵強、必先有以立其權勢。今所起國之勢者、未盡也。起勢在權、權必有所歸。守與令、皆民官也。然重令權、則不如重守權。」

その中でも、「自然の勢」から区別されるものとして、「人為の勢」を提示した<sup>53</sup>。章世純が、「急国勢」という場合の「勢」も、「権」によって人為的に創出・操作が可能であることが意識されている<sup>54</sup>。「権」の配分によって、「国勢」の「強弱緩急」は調整する<sup>55</sup>ことが可能なのであった。

では、統治機構において、「権」はどう「勢」を「急とする」のか。この点、章世純に、これといって奇抜な論があるわけではなく、その説明はごく常識的な説明なものである。「上があまり尊くないと法にも威があまりともなわない」<sup>56</sup>ものであり、上位者に権限を与えてその「尊」を確立することによって、下位者は上位者に畏れを抱きその指令を必ず実行せざるを得なくなる。「一般に、権限が確立し威厳がはたらく場合に、その下位者はみな畏れて、必ず実行に移そうとする」<sup>57</sup>とは理の当然であろう。ただし、上位者が強権を持して下位者を脅しつければそれでうまくいくわけではない。「人に任せて治めようというのに、権限を与えないのでは、不可能である。というのは、権限がないところでは、事は実行されえないからだ」<sup>58</sup>というように、指令系統の各段階に位置する者それぞれが権限を保持しなければ、結局、機構の最上位者の指令も実行には移されない。章世純は、統治機構を論ずる場合には、このように、「上級者が強い権限を保持して下級を統制する」ことと、「各等級がそれぞれに権限を保持する」ことが両立するものとして、「國勢を急とする」のうちに包含する。「両立」という（二項が相反するかのよう）表現は章世純の抱く形象とはややずれがあり、彼が、「(統属関係を一本化することが)宰相から以下、すべてに権限を保持させるという方策であり、各等級の権限がしっかりとあれば、天子の勢は民にまで達する」<sup>59</sup>と述べる時、「各等級が権限を保持する」ことこそは、上級からの統制が下級へと作用するために必須の条件であると考えられている<sup>60</sup>。

<sup>53</sup> 『韓非子』「難勢第四十」、「夫勢者、名一而變無數者也。勢必於自然、則無爲言於勢矣。吾所爲言勢者、言人之所設也。」

<sup>54</sup> 軍隊の指揮を論じる文脈においては、「勢」が「激した」状況下では、「権」によってもそれが操作不能となりうることに注意が向けられる。『治平要略』卷下「重將權以輯亂兵」、十二葉表、「天下における自然の勢としては、数の多い者が勝つ。一人でもって一軍を馭し、最小の数で最多の数を服従させ、加えて、命を落とす任務に駆り立てるとするのは、「権」があるのでなければ、従う者は絶対にいない。権とは何かといえば、生かしもし、殺しもしすることができる（ことによって権たりている）。しかし、勢が激した場合には、権によってもこれを持することができない」（「天下自然之勢、唯衆者勝耳。今以一人而馭一軍、以至寡而服至衆、而又驅之以死亡之事。此非權所在焉、必未有能從之者也。權者、何物哉。爲其能生之也、爲其能殺之也。而勢有所激、則其權亦不得而持。」）

<sup>55</sup> 「勢を急とす、強とす」の対義語は、「弱くす」「緩くす」ないしは「散ず」である。『治平要略』卷上「省階級去冗員以強國勢（其一）」、四葉表、「夫立官授職、在審疏數多少之宜。蓋國家強弱緩急之勢、亦繫乎其中」、同「省階級去冗員以強國勢（其二）」、八葉裏「故横而散國勢者、官多也。從而緩國勢者、級多也」、同「取成大臣」、十葉裏、「其權之不存、則適足以緩天下之勢。」

<sup>56</sup> 『治平要略』卷上「重守令以興事功（其二）」、十七葉裏、「上無甚尊而法無甚威」

<sup>57</sup> 『治平要略』卷上「重守令以興事功（其二）」、十六葉裏、「大凡權之立、威之行者、其下得其盡畏而令取于必行。」

<sup>58</sup> 『治平要略』卷上「特重郡守以舉事功」、十九葉表、「委人以治之、而不與之以權亦不能。蓋權所不在、則事不可舉。」

<sup>59</sup> 「此蓋自相以下皆盡有權之道也。……自相以至令之權不輕、則天子之勢益尊、而所爲能直至于民」

（『治平要略』卷上「特重郡守以興事功」、十八葉裏）の大意。これは、地方統治論において郡守の権限を重くするべきを説く行論中での言。

<sup>60</sup> 章世純が、「権限にもとづいて上級の威令が作用する」ことと「各等級への権限の付与」とを両立させること、すなわち、一種の「集権」と「分権」とを一貫するものとして想定するのはそれほど奇矯なことを言っているわけではない。これは、地方統治論の文脈で明確に説明されることであるが、章世純の主観に

章世純は、統治機構に即して、「権」の調整により「勢」を強めることを説明する場合に、たびたび、腕や指の「力の伝わり具合」「力の入り具合」の比喻を用いる。『治平要略』序はその一例であり、君と民との間が離れてしまい、「民は君を頼みに安全を確保し、君は民を頼みに富強を実現する」という相互関係を築けていない状況を〔民不能恃君以安以全、君又不得恃民以富以強者〕、「棹が長いと両端の途中でたわんで力が弱まってしまい、一方の端に力をいれても、もう一方の端を持ちあげることができない」と説明した。これに類した「力の伝わり」「力の入り」による比喻は、章世純がたびたび用いるところであり、「力が有効に伝わる」ないし、「力が中途に加わり、末端に届く（ことで持ち上げられる）」という形象によって、「國勢を急とす」が表現される。章世純のいう「國勢を急とす」を「統治機構の効率化」と概括するとして、その内実は、上級からの統制を強く作用させことであり（＝「力が伝わる」）、かつ、各等級に権限を保持させて上級からの指令を実行しうる（＝「力が入る」）ようにする、というものである

## 第1章 第2節 官僚機構の編成——「省階級去冗員」による「急國勢」

### （一）「省階級去冗員以急國勢（其一）」篇

「國勢を急とす」とは、章世純の統治機構論において、「権限を付与し、上級から指令がよく伝わり、下級も指令を実施しうる」（という状況を作り出す）ことを指す。統治機構を効率化するために、「権限の付与」と一体のものとして必要とされるのが、官僚機構の適切な編成である。以下、「急國勢」を篇題に掲げる二篇に即してこの点についての章世純の見解を検討する。まず、「省階級去冗員以急國勢（其一）」（『治平要略』卷上および『章大力先生集』所収）については、全文を六段に分かつて。その論旨をたどる。

〔1〕官制の設計について、「等級の繁簡」と「官職の多寡」が効率に影響することを概括し、まず、「等級の繁簡」の問題を論ずる。

官を立て職を授ける上での要は、どの程度の繁簡・多寡が適切さであるかを明らかにすることにかかっている。国家の強弱・緩急といった「勢」も、やはりそこに左右されるのであり、よく理解しなければならない。等級が（多すぎて、相互の間隔が）開いてしまってもいけないし、等級が（少なすぎて）あまりに近くなってもいけない。官員が多くなければならない箇所もあれば、また少なくなければならない箇所もある。等級が（少な過ぎて）上下の間隔が近すぎると、君は尊さに欠け、威厳が大きくなり、命令に重みが無くなってしまふ。いわゆる「堂から階段を取り去ってしまう」にあたる。等級が、離れすぎれば、到達するまでに勢いが緩くなり、はたらきかける作用が弱まり、指令は遅くなり、

---

沿えば、地方官への権限の付与（「分与」といっても意味に違いはない）は、「権力の分散」状況（＝官僚相互での分権状況。現代の観点からは「皇帝への集権」と表裏をなすものと解される）を克服するために、「集権」（＝官僚機構内での統属・指令関係の一元化）を志向していることになり、「権限の分与」は「権限の分散」を意味しない。「上之治下也一、下之聽上也亦一、其所專一、治道繇之、強道亦繇之。此蓋自相以下、皆盡有權之道也」（「重守令以興事功（其二）」）というのは、「それぞれが権限を持ち、指令が一元化されることによって、統治機構が確かに速く機能する」という章世純の発想を集約して示している。

威は強くなく、下は親しみを感せず、情は通じない。つまりは「おごりたかぶって、適度な尊位を過ぎてしまった君」にひとしい。<sup>61</sup>（『治平要略』卷上「省階級去冗員以急國勢（其一）」、四葉表）

官職の設置について国家の強弱に影響する要点は、「等級の繁簡」と「官職の多寡」である。まず、「等級の繁簡」については、等級が少なすぎると、上位者の尊厳とその指令に重みを欠き、反対に、等級が多すぎると、下に至るまでに力のはたらきが弱まり、指令の伝達が遅く、上下の情が通じないといった弊害が生じる。

〔2〕「等級の繁簡」について、周漢と唐宋の制度の差異。

『周官』は、九段階の命数で等級づけているが、しかし、君から民までは六等にすぎない。卿大夫から、三等級を降って（間の政令を掌る）閭胥に至り、（閭胥は）民からは一等級分、離れるだけである。漢の官制では、禄を目盛りとして全十六等級を設定けたが、実際のところ、それほどにはかけ離れてはいない。そのため、郡県で治績をあげた者は、ただちに九卿となり、九卿で職責を果たした者がただちに御史大夫となった。二千石と万石とは、等級上、一等違いの官だったのである。思うに、周と漢では、官を設けるうえで、民のための諸々の政務を主眼としており、そのために（等級が少なく）相互が近いのである。唐・宋よりこのかた、官を設けるには、官の都合ばかりを考えており、そこで、もっぱら昇進・遷任に都合がよいようにと等級を多くしてしまった。内実のない等級は、尊卑を隔てるに足りず、上下間で相手を用いる力は、支えられないほど弛んでしまう。これは、「等級の繁簡」という面で問題があることがらだ。<sup>62</sup>（『治平要略』卷上「省階級去冗員以急國勢（其一）」、四葉表）

周制では、君から民に至るまでは、六等級に過ぎず、漢制では、中央の重職と地方官とが官職の等級上、近接していた。周・漢は、民を重んじたがために等級は多くせず上から下までの距離を近づけたのであった。一方、唐・宋以来の官制とはといえば、官員自らの昇進・転遷に都

<sup>61</sup> 「夫立官授職、在審疏數多少之宜。蓋國家強弱緩急之勢、亦繫乎其中、不可不察也。是故級不可疏也、亦不可促也。員有宜多也、亦有宜少也。級已促、則君不尊、威不甚、而令不重、堂去陛之說也。級疏則相至之勢緩、相使之機柔、令不疾、威不急、而下不親、情不通、則冗位之君也。」堂去陛之說とは、賈誼『新書』「階級」が、「故古者聖王制爲列等……等級分明、而天子加焉、故其尊不可及也」として、等級の必要性を説いた行論中での比喩にもとづく。賈誼『新書』「階級」、『新書校注』79頁、「人主の尊いことは、たとえるなら堂と同様である。階段が九段あれば高さはおよそ六尺であり、堂に階段がなければ高さはほぼ数尺程度である。階段に段がなければ、堂のへりは地面と近くなって堂は低くなる。高いものはのぼり難く、低いものはあがりやすい。理勢の必然である。」（「人主之尊、辟無異堂。階陛九級者、堂高大幾六尺矣。若堂無階級者、堂高治不過尺。天子如堂、羣臣如陛、衆庶如地、此其辟也。故陛九級上、廉遠地則堂高。陛亡級、廉近地則堂卑。高者難攀、卑者易陵、理勢然也。」「冗位之君」は、『周易』乾卦上九「亢龍有悔」とその「文言傳」にもとづく。

<sup>62</sup> 「『周官』九命以爲差數、然自君及民無過六等。蓋自卿大夫三殺而至閭胥、而去民一間矣。漢官以祿爲紀、凡十六等、而實不相懸。故郡縣之有治行者、即爲九卿、而九卿之稱職者、即爲御史大夫、二千石與萬石爲相次之官。蓋周・漢設官主於民事、故促于其節。唐宋以來設官、但以爲官、故獨取階級之便於陸遷而已。夫無實之級、不足以大懸尊卑、而于上下相用之勢、則不勝其緩矣。此失於疏數者也。」

合がよいように等級を過剰に設けており、結果、各等級相互の尊卑の差が小さく、上から下への指令の威力が弱くなっている。

〔3〕「官職の多寡」について、監察にあたる上級職が過剰であることの弊害。

多寡が適切であるかという点でも、やはり誤っている。周・漢における官職の設置は、下にある官職が多く、上にある官職が少なかった。(周・漢では)職務を分掌する官職は多く、制御にあたる官職は少なかった。周の郷大夫は、卿であり、二卿ごとに、公一人が監察し、それより上はといえばもう天子がいるだけであった。漢では、郡守を監察するのは御史であり、武帝が御史を刺史に改めた。この時には、法は機能し、官吏は廉潔で、おこなわれるべきはしっかりと行われた。宋では転運使のほか、提挙と提刑を新たに設け、辺境の防衛と地方財政には經制使が、運送業務には撥發・輦運二司がそれぞれ設けられいずれも監察官としての立場でもって臨み、その下を管理した。今では、按察使以外に、分守道・分巡道・都指揮使が幕府を開き、いずれも監察の立場で臨み、巡按御史もさらに年ごとに巡察を行い、巡按御史が派遣する耳目の役割を果たす者も年ごとにやってくる。(上位の官が多いので)現在と前後とをあわせて、經由する上官は、常に八、九にのぼる。中央の官職の上位者も、察挙が多いことに煩わされるのは、地方官と同じである。辺境の要地は、とりわけ専任の将帥にかかっているのに、今日の統制ぶりはたとえば、「掣肘」といった程度ではなく、まったく、「束縛」にひとしい。鎮撫に管理され、さらに、按察使から制約を受け、經略・監軍を増設するといったありさまである。いわゆる「命を受けて、威が無い」という状況であり、国家は策を実施しようがない。これらいくつかは、いずれも官員が多くて弊害が生じているものである。<sup>63</sup> (『治平要略』卷上「省階級去冗員以急國勢(其一)」、四葉裏)

「官職の多寡」という点について、周・漢の制度を見ると、下位の官職と、実行を任とする官職が多く、一方、高位の官職と、監察に類した官職が少なかった。これが、宋・明では、監察の官職が複数化し、中央・地方の官員、それに特に重要な辺境の将帥がそろってはなはだししい制約を被っている。これは、官員が不要なところに多いことによってもたらされる弊害である。

〔4〕「官職の多寡」について、基層に位置する官職を増やすべきことの説明。

礼(『周禮』地官司徒の諸職)に照らして考えてみると、五家ごとに比長があり、二十五

<sup>63</sup> 「至其多少之宜抑又悖謬。周・漢建官在下者多、在上者少。分職者多、制馭者少。周之卿大夫已即爲卿、而二(郷)[卿]監以公一人。其上則天子也。漢之監郡守者、獨御史、武帝更爲刺史。當是時、法舉而吏清、無廢事也。宋則轉運之外、益以提舉・提刑、邊防財用則有經制、綱運有撥發・輦運二司、竝振監司之體、以加其下。今則按察而外、有分守・分巡・方伯開府、竝爲監臨、而直指使者又歲巡察之。直指所遣爲耳目者又歲至。今見在・已往・將來、而所歷上官常八九。內之朝廷之上亦傷于察舉之多、與守令不異。至於邊方要地、尤恃專閫、今之節制、何啻掣肘、直束縛之耳。轄于鎮撫、更稟于監司、又益之經畧・監軍。所謂稟命不威者、國家又何嘗爲之計哉。凡此數者皆多之、而非宜者也。」

家ごとに閭長（＝閭胥）があり、百家ごとに族師があり、五百家ごとに党正があり、二千五百家ごとに州長があり、一万二千五百家ごとに郷大夫があった。六遂の制でも、隣長・里宰・鄴長・鄙師が順に上へと重なり、県正・遂大夫に至る。いにしへの郷遂はといえば、後世の州県に相当し、いにしへの師（族師・鄙師）・正（党正・県正）・大夫（卿大夫・遂大夫）は後世の郡守・県令に相当する。いにしえ、師・正・大夫の下に位置する者としては、さらに五等があった。今は、県令までで終わり、それより下は丞と尉（＝明制では県丞と主簿）があるだけである。『周禮』を論ずるまでもなく、兩漢の時代であっても、亭長・游徼・三老・嗇夫などの官が、郷と亭に設けられており、はなはだ詳密であった。今はこれがすべてない。これは、官員が少なくなくて問題が生じているものである。<sup>64</sup>（『治平要略』卷上「省階級去冗員以急國勢（其一）」、五葉裏）

監察職が多きに過ぎる一方、不足しているのは、地方行政の基層にあたる人員である。『周禮』に見える郷遂の制では、漢以後の郡守・県令に相当する地位から下にさらに五等級の官員があり、漢代に至っても、郷・亭には、教化や税務・警察を担当する小吏が郷官として設置されていた。後世は、こうした小官はすべて廃されてしまっている。

〔5〕「等級の繁簡」と「官職の多寡」について、長竿と手指・草木の比喻による説明。

節が短いものは勢いが急であり、等級が大きく離れていれば下を用いようにも力は入らない。さながら、長い竿をとって持ち上げようにも、腕の力はすべて途中で失われて、竿の末端に伝わらないのと同様である。いっそのこと、斧を振って竿を短く断ち切り、強く使えて、深く入るようにしたほうがよい。衆を強くすることは、衆を十分にはたらかせるかにかかっている。もし、多くの職位に分掌させないとすると、下を使うにもゆきとどかず、それはあたかも、手を使って事にあたる時、十本の指によって行うのでなければ、精密な成果をあげられないようなものである。またそれは、草木に細い莖や葉脈がきめ細かく葉の間に走っていてこそ、水分を届けて、すべてにいきわたらせることができるのと同様である。<sup>65</sup>（『治平要略』卷上「省階級去冗員以急國勢（其一）」、六葉表）

「等級の繁簡」について、等級が多きに過ぎて下を駆使する力が減殺するのは、ちょうど、長い竿の一端からもう一端を持ち上げられないのと同様である。竿を短くするように、等級を減らせば、力は伝わり強く駆使できる。「官僚の多寡」について、「小官を増やすべし」というのは、腕に十指があって細かな作業ができ、草木に莖や葉脈があって水分をいきわたらせるこ

<sup>64</sup> 「考之禮、五家而有比長、二十五家而有閭長、百家而有族師、五百而有黨正、二千五百家而有州長、萬二千五百家有郷大夫。六遂之制、亦鄰長・里宰・鄴長・鄙師層累、而至縣正・遂大夫。古之郷遂、即後世之州縣、古之師・正・大夫、即後世之守令也。而古在師・正・大夫下者、尚五等。今自縣令而止、餘但丞尉耳。無論周官、即兩漢時、亭長・三老・嗇夫・游徼等官、布于郷亭、不尚詳密哉。今一切無之。此則少之而不得其宜者也。」

<sup>65</sup> 「夫節短者勢險、級已疏則用下無力、猶參長竿以招、手臂之力皆廢于中路、不至竿之末。不若揮斧以離、用之剛、入之深也。以衆爲強者、在盡衆之用。今分職少、則用下不切、如以臂親事、無十指以作之、無以爲精微之功。比如艸木無細莖煩理以布于葉間、不能敷其潤澤、而使之遍。」

とができるのと同様であって、官僚の配置も、多くの人に分掌させることで行き届いた行政が可能となる。

〔6〕「官職の多寡」に関する欠陥の総括。「大官・監察」の過剰と「小官・分掌者」の不足、「実行者」の権限の不足。

二者（周と漢の制度）はいずれも権勢を制御する術を欠くが、しかし、監察する者が多いことの弊害ははなはだしいのにはまきっている。下にある者が多ければ（全体の）禄が薄くてすみ、上にある者が多ければ（全体の）禄が重くなる。職務を分担する者が多ければ、事が効果的に行われ、（監察を通じて）制約する者が多ければ事はとりやめられてしまう。小官が多ければ、人の才能を発揮し、大官が多ければ、重ねて人の才能を縛ることになる。手近なところでは自らの体に、遠くでは他物に照らしてみても、「少数によって多数を把握する」というやり方であれば必ずうまくいく。だから、一で二を用いれば、すべてが可能で、二で一を用いればすべてがうまくいかないのである。今、実施する者が一人であるのに、これを制約する者が数十人であって、これでは、勇者も弱者にひとしく、智者も愚者にひとしくなってしまう。まして並以下の人材であれば、いうまでもなく事をなしえない。国家の制度を概括するに、政治上の実績をあげようという意図が少なく、不正を防止しようという意図が多い〔求治之意少、防奸之意多〕。そのため、必然的に、平常状態を治めることはできるが、変事に対応することはできない。平常状態を治めることはできるのは、積極的に何かをすることができないからであり、変事に対応できないのもまた積極的に何かをすることができないからである。地方においては、監察する者が多いために、郡守・将帥の権限が軽く、（監察の対象がもともとたいしたはたらきをなしえないわけであるから、実質としては）監察の権限もまた軽い。中央にあっては批判の議論をする者が多いと、実行する者の権限は軽くなり、（実施にうつす者の権限がたいしたものではないので）批判の議論をする者もまた軽いということになる。あちら側からは制約を加え、こちら側では権限を分かつという具合にたがいに牽制する結果、弛緩してしまう。諸々の軽い力をあわせて国に用いれば、もちろん、国勢はもちろん軽く、国勢が軽ければ、侮る者が四方から至る。こうして一宦官が政柄を盗み、天下の混乱がこれに付随し、微賤の輩が跋扈するということになる。数十万の兵が一朝にして壊滅してしまうのはいずれもここに起因する。<sup>66</sup>（『治平要略』卷上「省階級去冗員以急國勢（其一）」、六葉裏）

周・漢代の制は、権の制約に不足があったが、監察による制約が過剰であるのにはまだしも

<sup>66</sup> 「二者皆爲無制勢之術、然未若多于監制者之失之甚也。夫多于在下者、則祿薄、多于在上者、則祿重。多于分職者、則事舉、多于制馭者、則事廢。多于小官、有以盡人之才、多于尊官、則更以束人之才。今近取諸身、遠取諸物、莫不以少持衆、而以成功者。故以一用兩、無不爲也。以兩用一、無不廢也。今爲者一人、制者數十人、勇猶爲甞、敏猶爲鈍、況中才以下乎。概論國家之法、求治之意少、防奸之意多。故其勢可以安常、不可以經變。可以安常、以其無能爲也、不可以經變、亦以其無能爲也。在外而監制者多、則郡守將帥之權輕、而監制之權亦輕。在內而議論者多、則任事之權輕、而議論者之權亦輕。彼有所制、而此有所分、相與牽制、則相與委弛而已。夫合群輕以用國、則固國勢之輕也。國勢輕而侮之者、四面而至。是以一豎竊柄、天下波靡以隨之、小醜陸梁、數十萬兵一朝而盡者、皆坐此也。」

まさる。後世は、大官や監察の職が多きに過ぎ、小官を多く設けてこれに分掌させることができていない。総じていえば、現今における国家の制は、積極的に統治上の成果をあげさせることよりも、不正をはたかせないことに重きを置いており、積極的に事をなさしめないというのは、平時には適しても変事には対応できない。地方行政では、郡守・将帥に対する監察官の制約、中央政府では実行者に対する言官による制約が強く、いずれも実行者の権限〔任事之權〕を弱めて、国勢を軽くしてしまい、盜賊の跋扈を許している。

以上、〔1〕から〔6〕に分段して、「省階級去冗員以急國勢（其一）」の本文を通観した。章世純は、「官僚機構における上から下までの等級の多寡」と、「機構全体のどこに官職を厚く設置するか」を問題とし、現状の問題点を「官僚が職位を遷る便宜のために官職の等級がむやみに多い。成果をあげさせるよりも不正をはたかせないことに重点が置かれているために、実行にあたる部門の官僚〔任事之臣〕に比して、制約を加える監察官が多きに過ぎる」と認識し、その解決のために、「官職を減らして等級を少なくし、監察部門を削減し、基層に近い部門の官職を増員する」という方針を示す。

## （二）「力の伝わり」の比喩

「急國勢」という全書にわたる鍵鑰の語を篇題に掲げた二篇のうち、「省階級去冗員以急國勢（其二）」は、君と民との間に臣僚が存在すること、臣僚からなる統治機構がピラミッド型の形状を成すことの必然性を改めて論ずる。ここでも、「省階級去冗官以急國勢（其一）」の〔5〕と同様に、官僚機構における等級と官職が多きに過ぎることの弊害と、等級・官職を削減することの効果が、「力の伝わり」「重量に対する支え」の比喩で説明されている。

官僚機構の等級が（数多いことで）大きく離れていれば、余分な等級ができて、不必要な箇所に設けることになる。官職の数が過剰に多ければ、余分な官職ができて、不必要な箇所に設けることになる。官僚機構の等級が（多いことによって上から下までが）長いのは、竿が長いと同様である。長さが度を過ぎれば中間の部位がたわんでしまい、一方の端からもう一方の端を持ちあげられない。官職が不必要に多いのは、木が大きくて、中身がつまっていないのと同様であって、堅さが足らず、上にのせるものを支えきれない。相互の差がはっきりしない爵位を設けて、爵の尊さを減殺させ、牽制のはたらきを増やして、事を実行し難くしているのも、すべて「等級が多いこと」のもたらす弊害である。上の者が、実績をあげることを求めようにもその先がなく、下の者が責任逃れをする余地はあるというのは、いずれも「官職が多いこと」の弊害である。<sup>67</sup>（『治平要略』卷上「省階級去冗員以急國勢（其二）」、八葉表）

<sup>67</sup> 「然級太懸、則有餘級、設於不用之地。官太多、則有餘官、設於不用之地。級太長、有如竿之長。長甚則中軟、端與末不相舉也。官太多者、如木之大、大而疎散、則不堅不成負荷也。夫設相疑之辭、使爵不尊、多相制之事、使事難行者、又皆級多之害也。上之責成無所、而下之推諉有地者、又皆官多之害也。」

「国勢を急とする」ことによる統治機構の効率化を、「力の伝わり方」で比喩的に説明するのは、章世純が随所で繰り返すところである<sup>68</sup>。特に、「官僚の等級の過多」にともなう問題点を表現する上で、「竿が長いと中間がたわんでしまって反対側の一端をもちあげられない」（『治平要略』序）という比喩はわかりやすい。だからといって、章世純は、「とにかく竿を短くせよ」というのではない。人の手が直接には及ばない遠くにまで届かせるために竿を用いる以上、むやみに竿を切り縮めてしまうわけにはいかず、となれば、竿のある程度の長さで「両端の間で力が伝わる」ことが両立するように、「竿の中途部分に力が伝わって支えられる」ことが必要となる。「竿の中途部分にも力が伝わって支えられる（＝力が入る）」とは、官僚機構でいえば、各等級が指令を受けてこれを実行に移せるだけの権限を保持していることに相当する。「力の伝わり具合」を、「（中途部分での）力の入り具合」とを一体にとらえる考えは、「六部尚書クラスの重臣に権限を与えよ」と説く議論にあらわれる。

今、英明なる天子が上にありながら、為すことが必ずしも成就せず、求めるものが必ずしも得られないのは、どうしたわけか。才能ある臣下をまったく得られないからではなく、才能ある人を中央諸官衙の重職に任じて、その権限が足りないからである。人主ほどの大きな勢位をもってしても、遠くに位置する臣僚に対して直接には力をおよぼしえず、さらには重臣の権限も、遠くに位置する臣僚を把持するには足りないとなれば、弱くなってしまって用をなさないのも当然である。「勢は距離が近くてこそ（力が入って）もちあがり、節が短いからこそ速やかにはたらく」というのが、ことの道理である。いま、重臣は中間にあつて隔てとなり、人主に通じる階段に位置しているのであつて、そうであれば、（隔て取り次ぐ立場にある）重臣に権限が備わっていなければ、天下の勢を弱めてしまうではないか。これは人の身体を用いて喩えればわかりやすい。人が事を行うには、十本の指で行い、それには腕をたのみとしてこれを作動させる。中ほどにあつてその腕が弱いとなると、孟賁・専諸ほどの膂力であっても、指を駆使するには足りない。もし、重臣が中間にいないのであれば問題がない。重臣がいるとなれば、天子が直接に持するのは重臣までなのであつて、その下の者はといえば、順繰りに伝えて及ぼせる必要があり、当然に重臣に（権限を与えて）任せないわけにはいかない。重臣が賢でない場合には、その人をとりかえればすむ話である。重臣を用いるからには、権限を与えて実績をあげることを求めなければならない。「重臣の権限を大きくすべきでないのは、それを制御する術がないからだ」というが、もし十分に制御できるのであれば、重臣の権限は、とりもなおさず君主の権限とい

<sup>68</sup> 『治平要續』「重守令疏」、十葉表、「（守令に職務を果たすことを求め、権限に応じた成果を求めるという趣旨の）一つは、勢は遠くからでは保持できないということである。賞罰予奪は近くからでなければ迅速さを欠き、迅速でなければ威力がない。そこで、決定は守令が中心として下すようにし、任務に守令より上級の使者（布政使・按察使）を関わらせない。間隔が短ければ勢いは急であり、動けばたちどころに到達する。長ければ中間が弱くなり、短ければ強い。」（「一則勢不可以遠摎〔摎〕。賞罰予奪不近不速、不速不威、故斷自守令爲主、事不關上使。節短勢急、動而即至也。夫長必軟、而短則勁耳。」）

うことになるではないか。<sup>69</sup>（『治平要略』卷上「取成大臣」、十葉表）

君主が、重臣を置くのは、君主から直接には力を及ぼし得ない距離にある官僚に間接に威令を及ぼすためであり、にもかかわらず、その重臣に権限を与えないというのでは、腕に力が入らないままに十指を用いようとするも同然である。君主の力を、末端で指のはたらきを成す官僚に及ぼそうとするなら、「腕」としての重臣に権限を与えて、中途の部位に力は入るようにしなければならない。「指令を下級に実行に移させる」という上級からの統制の強化は、中級・下級に対しての「権限の付与」とは、「力の伝わり具合」と「(中途での)力の入り具合」の関係と同様に、一体のものとして、作用を遠くにまで強く及ぼすことを可能にする(本章第1節)。

なお、章世純は、「権限の付与」と一体のものとして、与えられた権限を積極的に行使させるための動機づけ——実行を厳しく要求し、賞誉を手厚くする——も、「國勢を急とす」の一環として、忘れていない。

もし、国初の旧制を模範とし、その良いところをとりいれ、節を短くすれば(=等級を減らせば)、君は速やかに民に至り、民は速やかに君に達することができるようになる。担当する職事を一つだけにさせて、君はその点についてのみ臣に対して要求し、臣はその点のみを自身の任務とすれば、権限を確立し命令を実行するという点で、実に直接でわかりやすく迅速で執りやすいではないか。そして、不用な官員を省いてしまえば、俸禄を厚くすることができる。「在官者に禄を与えて善を要求する。(禄を給して)家に和好せしめるのでなければ、その人を罪におとし入れるようなものである」(『尚書』「洪範」といっており、禄を厚くすることで、入仕した後、廉潔であるように求めることができ、その禄を厚くすることで、入仕した後、実績をあげるように要求できる。禄を厚くするのは、実績をあげることを要求すればこそである。漢制において、県令は秩六百石、月俸七十斛であったが、漢の宣帝は、県令達の妻子を篤く気にかけて、そこで詔して、俸給を増したのであり、(手厚く遇しその分の成果を求めるという点で)宣帝のいう「名実を綜核する」というにあたる。このことから知れるように、手厚く遇することは、成果を要求すればこそなのである。俸禄を厚くし、権限を全面に委ね、そして、成果を厳しく要求すれば、人はみな力を尽くし指令は実行に移されるのであり、君主は尊く、権限は確立し、そして国は強い。これこそが、「国の勢を急とする」ための方策である。<sup>70</sup>（『治平要略』卷上「省階級去冗員

<sup>69</sup> 「今以明天子在上、而所爲不必成、所欲不必得者、此其故何哉。非盡未得才臣、而任之亦府部大臣權不足也。夫以人主之勢之尊、既不得親與遠臣摻、而大臣之權又不足以操、則何怪其痿廢而不用也。勢相近而後可以相舉、節甚短而後有以相急者、理也。今以大臣居中而爲之隔、以懸人主之級、而不知其權之不存、則適足以緩天下之勢。此以人身喻之可以明矣。人之作事在十指之間、而恃臂爲之運。使其臂中弱、則雖責諸之力、而必不足以使其指。今無大臣居間、則已矣。有之而天子所親相摻者止此、而其下則須轉屬而及、奈之何使之不任也。大臣不賢、則其人可易而已。用之矣、則不可不與之以權、而責之以功。以爲大臣之權不可重者、無術以馭者也。若其制馭有餘、則彼之權、孰非吾權也。」

<sup>70</sup> 「誠倣國初之舊、而酌其宜、使其節稍短、而君得以速達於君。使其事有一、而君有所專責於臣、臣有所專任於己。其於舉權行令、不亦直捷易明、急切易摻乎。而既省冗員、即可以厚其奉稍、「凡厥正人既富方穀、弗能使好於而家、時人斯其辜」、故厚其禄、入而後可責之以廉。厚其禄、入而後可責之以功。厚之、正所以責之。漢制縣令六百石、月俸七十斛、然宣帝猶勤勤懇懇有憂其妻子之心、而詔

## 以急國勢（其二）」、九葉表

小官を増やして不要な大官を減らせば、俸禄の総額を圧縮し個々の官員には手厚く支給することができるのであり（注 67「夫多于在下者、則禄薄、多于在上者、則禄重」）、つまりは、動機づけに要する俸禄の財源もまた、「冗官を減らす」ことを通じて確保される。

顧炎武が、地方統治論の文脈において、私的利益をはかる地方官の心情を一概に否定することなく、むしろ動機づけとしてこれを制度に取り込むよう説いたことはよく知られており<sup>71</sup>、個々の「私」の集積の上に、全体としての「公」が成立する〔合天下之私以成天下之公<sup>72</sup>〕という発想も、この議論を支えていた。章世純もまた、官僚に対していたずらに廉潔なあり方を求めることなく、賞罰をはじめとした動機づけ〔鼓舞之意〕の効能を憚ることなく利用する。地方統治に限定した議論ではないものの、章世純の『留書』には、官吏に「民は自分のものだ」と考えさせることは、民の利害を自身の利害と同一視させ民政に意を注がせる効果を持つと論じられている。

官吏を統制し民を治めるための制度にあつて、官吏に民を私物化させるのは、王が「公」の観点からそのようにするのである。官吏の重大な問題は、「民は君のものである」と考えてしまうことである。（「民は君のものである」と考えてしまう場合）官吏は、「君のために民を治めるのだ」とは考えても、自分自身のために治めるとは考えない。そうなると、振り向ける感情は薄くなるのが不可避であり、取り組みもいよいよ加減にならざるを得ない。…いにしへの王者は、官吏を民と一体化させて利害をとりはからい、終身にわたってその職務に就かせ転任させないようにした。そのため、その場しのぎの政治を行うことはできなかった。時間が立つと、利害の情が必ず民のためということ以外によって左右されるようになってしまうので、必ず賞罰でもってその実績にむくいた。このようにすれば、民に

---

増史俸、彼所謂綜核名實者也。以此知厚之爲責之。禄之厚、委之專、而責之深、而人皆任力令行、而君尊權舉、而國強矣。此則所以急國之勢者也。「信賞必罰、綜覈名實」は、『漢書』「宣帝本紀」の班固論贊に見える。宣帝は、「官吏に対して低い俸給で廉潔を求めるのは無理である」ことを、早々ともわかりよく明言している。「吏不廉平則治道衰。今小吏皆勤事、而奉禄薄、欲其毋侵漁百姓、難矣。」（『漢書』卷八「宣帝本紀」、神爵三年詔）

<sup>71</sup> 顧炎武『亭林文集』卷一「郡縣論五」、14頁、「天下の人がそれぞれに自分の家を心にかけて、自分の子にひいきをするのは、あたり前の心情である。天子のために、万民のために、という心情は、「自分のために」という心情には及ばないのであって、これは三代の世にあつてもすでにそうであった。そこで、聖人はこの心情を用いたのであり、天下の人々の「自分のために」という心情を利用して、「一人の公」（＝聖人一人が抱く天下万民のためにという考え）を成就して、天下が治まるようにした。「天下之人各懷其家、各私其子、其常情也。爲天子爲百姓之心、必不如其自爲、此在三代以上已然矣。聖人者因而用之、用天下之私、以成一人之公而天下治」。「郡縣論五」は、以下、県令が管轄区域を実質的に私領化するのを認める案を説く。

<sup>72</sup> 顧炎武『日知録』卷三「言私其糞」、148頁、「天下を君主一家のものとし、それぞれが自分の親族を親族として大切にし、自分の子を自分の子として大切にするようになってから以後にあつては、人に「私」があるのは、自然の情としてやむをえないものである。そこで、先王はその「私」を禁じてしまいはせず、国を立て諸侯に一族を立て、領土を賜い氏姓を賜与し、土地を区画して分与して、天下の「私」を合して、天下の「公」を成就させた。これが（王政の）王政たるゆえんである。」（「自天下爲家、各親其親、各子其子、而人之有私、固情之所不能免矣。故先王弗爲之禁。非惟弗禁、且從而恤之。建國親侯、胙土命氏、畫井分田、合天下之私以成天下之公、此所以爲王政也。」）

とっての利は、官吏にとっての利となり、民にとっての害は、官吏にとっての害となる。利害が自身にかかわるからこそ、官吏はみずからを民と一体のものとするのである。「民の利、民の害」というのではなく、「(民の利害と一体のものとして) 自分の利、自分の害」であるというようになってこそ、民を従えること、あたかも、家を火災から救い、溺れる子を救うがごとくに切実に(民に向かうように)なる。これが、官吏を民に親しませるための方策である。<sup>73</sup> (『留書』「外集・吏事」、十九葉裏/184頁)

章世純は、「省階級去冗員以急國勢」両篇において、統治機構の編成替えと権限の偏りの是正を内容として、統治機構の効率化(急國勢)を説いた。具体的には、官僚の等級を減らし冗官を削減し、基層に近い小官を充実させること、各等級の官僚に権限を与え、あわせて、実績を要求し、厚く賞罰を設定することによって動機づける、というのが「國勢を急とするの道」である。こうして、指示する側、指示を仰いで実施する側との双方が権限を保持し、全体として、「上級の指令を下級が確実に実行できる」という意味での統治機構の効率化が果たされる。この「國勢を急とする」を主旨とする統治機構論が、地方統治の領域ではどのように展開されるかを次章で見る。

## 第2章 地方統治論

### 第2章 第1節 地方統治への「急國勢之道」の適用

#### (一) 郡守・県令への権限の付与——「重守令以興事功(其一)」篇

本章では、機構の編成替えと権限の調整により、統治機構の効率化(「國勢を急とす」)をはかる章世純の改革案が、特に地方統治をめぐる議論にどのように用いられるかを見ていく。地方統治は、「広大な領域を、中心に位置しているわけではない首都北京からいかにして遠く遙かに操縦する」ことを課題としており、特に、「國勢を急として力を遠くにまで届かせる」ことが切実に必要とされる<sup>74</sup>。「統治機構の編成替えと権限の偏りの是正によって、上級から下級への

<sup>73</sup> 「制吏治民之法、使吏私其民、王者公制之。吏之大患、以民爲君有也。其治之也、以爲君而治之也、不爲己而治之也。然則意安得而不薄、事安得而不樞。……古之王者一吏于民、而制其利害、使終身死其職而不遷也。故不得爲朝夕之政。久而利害之情必出在外矣。必以賞罰應其事。如是而民利、吏之利也。其害、吏之害也。利害及其身、吏所以自一于民也。不曰民利・民害也、必曰我利・我害。然後其從之也、如救焚室、拯溺子也。此親吏于民之道也」。本章は、『己未留』では巻下に収める(篇題無し)。

<sup>74</sup> 『治平要略』巻上「特重郡守以興事功」、十九葉表、「天下が大きいということでは、東は遼海・碣石(河北)にはじまり、西は蜀・漢(四川)に至り、南は滇(雲南)・黔(貴州)に至り、北は長城に至るまで、縦横一万里にわたっているために、一人でとりしきろうにも、もちろん、権限は把握するに足りない。さらに、都を東北の一隅に建ててしまっているために、把握する力〔相操之勢〕はますます弱い。この状況では遠くからでは操縦することができず、人に任せて治めさせるのだが、任せるにしてもその人に権限を与えるのでなければできない。権限が無いところでは、事は実行しえないからである。」(「夫以天下之大、東起遼碣、西至蜀漢、南訖滇黔、北至長城。縱橫萬里、而以一人爲之制、權固不足以相操。而復建都於東北之一偏、則相操之勢愈緩。故於此而遙制之不能、委之以治之、而不與之以權、亦不能。蓋權所不在、則事不可舉。」)

威令をはたらかせ、かつ、各等級が指令を実行し得る」という章世純の統治機構論は、地方統治をめぐる議論においてもっとも生かされることが予想される

「重守令之權」（胡亦堂編『章大力先生集』「奏議」所収）は章世純の地方統治論の総論というべき一篇である。同篇に説く所によれば、地方行政の弊害の原因は、「郡守・県令に権限が与えられていない」という一点に尽きる。

天下が広大であることは、万里を制するほどであるのに、日々、貧しく弱い状況に苦しんでいる。忠臣・策士が、日々、広く建言してはいるものの、成果をあげるにいつまでたっても至らない。わたしが見るに、論じはしても実行することができないのは、実行にあたる臣僚〔任事之臣〕をどこに置くかを知らないがゆえであろう。実行にうつしても富強という成果が見られないのは、実行にあたる臣僚の権限を重くすることを知らないがゆえである。財と力は民から出るものであり、富強を求めるには必ず民に求める。民の富強たることを求めれば、さらに、郡守・県令に求める。今の郡守で、漢の時代にそうであったように武をもって名声をあげる者が無いのは、その人の能力が成果をあげるに足りないからではなく、その人の権限が成果をあげるに足りないからである。権限が、事を成就するのに足りないのに、「人が事を成すのに足りない」と考えるのは誤りである。権限が失われて職掌が失われ、職掌が失われて人の才能が埋没し、見えなくなってしまう。このことを理解しなければならない。<sup>75</sup>（『章大力先生集』「奏議・重守令之權」、六葉裏／199頁）

地方統治を専論した篇としては、総論にあたる「重守令之權」の他には、後日これを補論した「重守令疏」（『治平要續』）、そして、『治平要略』巻上の「重守令以興事功（其一）」「重守令以興事功（其二）」「特重郡守以興事功」「察舉縣令」「詳吏職以取士」があり、これらのうちでは、「郡守・県令の権限を重くせよ」との趣旨が、力点を変えては繰り返す述べられる。本節では、『治平要略』と『臨川文選』のいずれにも収録されている「重守令以興事功（其一）」の論旨を、全体を五段に分かつてたどる。

〔1〕 富強を実現するために地方官が重要であることについて。

国が富むかは財にかかっている。財はどこから出るのか。民の作るところから出る。国が強くなるかは兵にかかっている。兵はどこから出るのか。民が多いことから出る。そうであれば、富み強くなるには、これを民に求めなければならない。民の富と強を求めるには、郡守・県令に対して求めなければならない。民が強くなるのは、郡守・県令が、民のために生活を充足させ教育を施すその力による。民が富むのは、郡守・県令が民を愛しみ

<sup>75</sup> 「天下之大、方制萬里、而日苦于貧弱、蓋臣策士建言日廣、迄無成功。以愚觀之、言而不能行者、殆未知任事之臣之所在也。行之而無富強之效者、殆未知重其權也。財力出於民、求富強必于民、而求民之富強、又必于守令。今之郡守、無能如漢之以武顯者、非其人之不足以興功、而其人之權不足以興功也。權不足以成事、而以爲人不足以成事、過矣。權失而職失、職失而人之才能、沒而不見、不可不察也」。章世純は、慣例に沿って明制における「知府」「知県」を、「郡守」「県令」と古称で表示している。本稿は原則として、訳文と本文のいずれでも、章世純の用語法のままに「郡守」「県令」として表示する。

養い安息を得させるその力による。理解しなければならないのは、これをおいてそれよりほかに民から（富強を）得る手立てではなく、民（から出る富強）を君に至らしめるものはない、ということである。<sup>76</sup>（『治平要略』巻上「重守令以興事功（其一）」、十三葉表）

国が富み強くなるための根本は財と兵にあり、その財と兵とは民から出る。民が富強を得て人君にその成果が達するかは、ひとえに郡守・県令といった地方官が、民を教え養うかにかかっている。

## 〔2〕郡守・県令に権限が与えられていない現状について。

不可解であるのは、今の制度は、郡守・県令に権限を与えず、さらに重く制約を加えていることである。「権限を与えてない」ということについては、以下に説明する。（郡守・県令は）属僚を自身では任用できず、生殺予奪の権限を自身の判断では行使できない。それでいて（実質としては）自身で権限を手に入れている。（郡県・守令が）殺そうとする者がいれば、杖刑に名を借りて殺してしまう。便宜を与えてやろうとする者がいれば、何らかの事を名目として、ひそかに厚遇を与える。権限の私的な行使が行われるのは、公式の権限がないからである。私的な権限によって、私的行為を成し、公正なあり方がこれによって阻まれてしまう。この状況を、「権限が無い」というのである。（私事をはたらく権限はあるとしても）「職務を遂行し実際の成果をあげるための権限はない」という趣旨である。

<sup>77</sup>（『治平要略』巻上「重守令以興事功（其一）」、十三葉表）

現状としては、郡守・県令は権限を与えられていない。郡守・県令は、属僚の任用や刑の執行について公式の権限がないことから、そこで、非合法に処刑を行ったり、陰で利益を供与したりして公正さをねじまげている。郡守・県令が非公式の権限を行使して成し得ているのは私的な事柄であって、本来の公務を果たし得るだけの権限は無い。

## 〔3〕地方官への統制を幾重に施しても、統制の機能は果たしていないことについて。

「監察による統制が加えられていない」とは、以下に説明する。（現状、郡守・県令は）天子を恐れず、万民をはばかりもせず、監察者ばかりを畏れている。しかし、（実質的には）どれも畏れていないにひとしい。分守道・分巡道（布政使系統と按察使系統とそれぞれの道員）が制約を加え、監司（按察使）が制約を加え、藩司（布政使）が牽制し、派遣されてきた巡按御史も制約を加え、巡撫もさらに制約を加え、御史としての命を奉じて事を調

<sup>76</sup> 「國之所以富者在財、而財安出乎。出乎民之所作也。國之所以強者在兵、而兵安出乎。出於民之衆多也。然則欲求富強、不求之民、不可也。求民富強、不求之守令、不可也。民之強也、守令生聚教訓之力也。民之富也、守令愛養休息之力也。舍是而外、必無有能得之民者矣。則必無有能致之君者矣。不可不察也。」

<sup>77</sup> 「竊怪今之法、不與守令以權、而又不重爲之監制也。夫所謂不與之以權者、此有說也。幕僚不令自置、而生殺予奪之權不得專也。然而自取之矣。所欲殺者、斃之杖下矣。所欲與者、假之以事、而陰厚之矣。有私權、所以無公權也。私權以成私、而公道因之不行。此之謂無權、以爲無成職業、立事功之權也。」

べる者もまた制約を加える<sup>78</sup>。すべてに制約を加えるというのは、どれひとつとして制約を加えていないにひとしい。すべてを任意にさせるというのは、どれひとつ任意にさせてはいない。上にある者が協働して監察するというのは、どれ一つとして察していないということである。非公式の制約があるのは、公式の制約がないからである。これを、「統制が果たされていない」というのは、「把握して実績をあげさせる」という意味での制約が加えられていない、という趣旨である。国が富強を委ねるべき地位でありながら、権限を持たせず、統制を加えないとはどうしたことか。権限を持たせないのは、事を行わせないということである。民を富強たらしめようとしておきながら、それでいて何もなさしめないままにしておく、と。このような道理はない。統制が加えられないというのは、好き放題にさせるというものである。民を富強たらしめようとしながら、それでいて郡守・県令に好き放題にするのを許す、と。このような道理はない。<sup>79</sup>（『治平要略』卷上「重守令以興事功（其一）」、十三葉裏）

現状、郡守・県令に対して、監察官や上級の官司が幾重にも制約を加えている。だが、過重な制約によって何もなさしめないようにしているのは、「実行して成果を挙げさせる」ために制約を加えているわけではなく、その意味では、制約を加えていないにひとしい。富強を実現しようとしながら、郡守・県令に、権限を与えず、何もなさしめないように統制を加えているのは理に背く。

〔4〕「権限の付与を通じて制約を加える」と「制約を加えることを通じて権限を付与する」について。

そうであれば、どうするのがよいのか。権限をすべて与えてしまうだけのことである。権限をすべて与えてしまえば、命じて制する側は、与えた権限に応じてその成果を要求することができ、（委任された側は）「権限が無いために実行し難い」と言い訳することはできない。これは、「権限を与えることを通じて制する」というものであり、（監察官をこのうえ設けるのではなく）委任する上級が単独で統御するのである。中央の内閣・六部の重臣との間でのみ統制の関係を設け、一時的に使者をつかわして代理で視察させることはあるが、制する主体は依然、上級の側にある。郡守・県令は、上の意向をたのみとして職務にあたり、制する上級の側は郡守・県令の状況を酌んで配慮する。これは、「制することを通じて権限を与える」というものである。<sup>80</sup>（『治平要略』卷上「重守令以興事功（其一）」、

<sup>78</sup> 中央から派遣される出差御史には、十三道巡按御史以外にも、担当する分野を特定した御史があり（清軍御史、巡塩御史、巡茶馬御史等）、ここにいう「奉御史之命以調事者」は、そうした出差御史を指すか。小川尚『明代地方監察制度の研究』（汲古書院、1999年）第六章「明代の出差御史」を参照。

<sup>79</sup> 「所謂不爲之監制者、此有説也。不畏天子、不忌百姓、而但畏監臨者也。然而皆不畏矣。巡守道制之、監司制之、藩司制之、所遣巡按御史又制之、撫院又制之、而奉御史之命以調事者又制之。夫盡制之、是盡未能制之也。盡聽之、是盡不聽之也。在上者、相通爲廉察、是盡不察也。有私制、所以無公制也。此之爲無制、以爲無相摻必責成之制也。奈何以國所持富待強之地、而令之無權、令之無制也。令之無權、是不使有爲也。欲民富強、而以無爲聽之、無是理也。令之不制、是縱使妄爲也。欲民富強、而聽其妄爲、無是理也。」「有私制、所以無公制也」の部分、趣旨を解することができなかった。

<sup>80</sup> 「然則如之何。盡與之以權而已。盡與之以權、吾得以所與者責之成、而不得以難爲自諉矣。是於與權

#### 十四葉表)

地方官にはすべて権限を与え、「権限に応じた成果をあげることを要求する」というやり方で、間接に制約を課するのがよい。これが、「権限を付与することを通じて制約を課す」ということである。内閣・六部との間では統属関係を設け、視察者を派遣するが、制する主体は（内閣・六部とその派遣する視察者ではなく）上級の側にある。地方官は、統制する上級の指示のもとに動くが、上級の側も地方官の事情を酌んで配慮するのであり、これが、「制約を課することを通じて権限を付与する」にあたる。

〔5〕郡守・県令への権限をともなった委任が、「天子と民を近くする」を帰結する。

（郡守・県令に権限を与えて制約を除けば）名目上は、郡守・県令が民を治めることになるが、実は天子が自ら治めているのと同じではない。名目上は、民をして郡守・県令の指示を仰がしめていることになるが、直接に天子の指示を仰いでいるのとはかわりはない。下の人は郡守・県令が（諸々の上級・監察の顔色をうかがうのではなく）天子のためにのみ力を尽くすのを目にして、「天子が本当に自分たちの主である」と受け止め、それ以外に朝見用の衣冠を整えて姿勢を正す官員達は、視界から消え、他の官僚たちは存在しないかのように思う。このようであれば、郡守・県令だけが（民の眼中に）明らかならしめられて、「君と民とが関わる」という趣旨も明らかになる。こうして、君が、民を数多くしようとすることが、手ずから授け営むかのように行われ、民が財貨と労力を天子に捧げるのも、やはりみずから天子の庭におもむいて、みずから献じ貢ずるも同然となる。これが「君と民との道を近くする」の方策であり、「国勢を急とする」ための道である。<sup>81</sup>（『治平要略』卷上「重守令以興事功（其一）」、十四葉裏）

郡守・県令に対して全面的に権限を与えて職務にあたらせれば、民は直接に天子から治められるも同然となる。というのは、郡守・県令が天子のためにのみ力を尽くすのを見れば、民にとって、郡守・県令の他には天子の存在しか視界に入らないからである。郡守・県令が民にとって明確なものとなって天子の存在も明確になれば、天子は直接に民をおさめているも同様の状態であり、つまりは、「天子と民との距離が近くなり、国勢を急とする」ことが成就する。

以上、「重守令以興事功（其一）」の全体を要約する。曰く、富強の実現は、民を教え養う守令にかかっているが、現状としては、守令には、権限が与えられず、複数の上級・監察から制約を被っている。守令に何もなさしめない立場に置いているのは、「職務を果たさせるための制

---

中而制之也、獨制之而已。獨與閣部大臣與之相摻、而間遣使者爲代視、制者仍在己也。彼得恃上之意旨以從事、而吾得酌其所處爲體恤、是又於制之中、而與之權也。」

<sup>81</sup> 「名爲守令治民、實與天子自治其民無以異。名爲民聽於守令、實與身聽於天子無以異。而下之人但見有守令之爲天子盡力、而天子之眞爲己主、而餘冠進賢而鵠立者、没於不得見、如無復有他官然者。此則使守令獨明、而使君與民相關之意獨明也。而君欲民之富庶、如手授之、手營之矣。民效財力於天子、亦如自至於庭、而親獻之、親貢之矣。此近君民之路之道、而急國勢之道也。」

約」は機能していないにひとしい。いっそのこと、一切の権限を与えて、職務を遂行して成果を得られるか否かのみを問えば、それが、実質的制約として守令にはたらく。過繁な制約を除いて、天子から守令、そして民へという関係を確立すれば、守令も事を行いやすく、民の側は守令を通じて天子の存在をよくわきまえ、『治平要略』序に掲げるところの「天子と民とを近くし、国勢を急とす」が実現するのだ、と。

「重守令以興事功（其二）」には、「同（其一）」で説かれた一連の「郡守・県令への権限の付与」案と関わるものとして、いま一つ、「指令系統の一本化」という論点が見えている。章世純によれば、統属関係を単純にして指令系統を一本化して、上位者が遠方を管理する状況や、下位者が「複数の上級に指示を仰ぐ」〔兩從〕といった状況を解消することで、指令系統を構成する分節としての郡守・県令の権限は強められ、ひいては、天子から末端の人民までの「勢」の伝達を可能にするという。

もし、県令が郡守の指令を仰ぐだけであり、郡守が使者（布政使・按察使・都指揮使）に指令を仰ぐだけであれば、注意はすべて一つに向けられ、上級の者は地域を隔てて管理することがなく、下級の者は両方に従うという面倒がない。長たる者を督励することで（間接に）その下属を管理することができ、郡守・県令を督励することで（間接に）その民を治めることができる。賢否を評価するのは、自身が司る範囲にとどめ、横からの口出しは止めさせ、政をねじまげることへの処罰を厳しくする。昇進についても順序どおりに進めはするものの、時には非常措置として飛び越えての昇進も行う。このようにすれば、尊卑の勢は、山がおり重なって高くなっているのも同様で、指令が実行されるのは、さながら水が源から流れるかのごとくである。上が下を治めるには（相手）を専一にし、下が上に指示を仰ぐのも（相手）を専一にする。一つに集中することが、治が実現するよりどころであり、「強」の実現もまたこれによる。これが、宰相より以下、いずれもがそれぞれに権限を有するという方策である。<sup>82</sup>（『治平要略』卷上「重守令以興事功（其二）」、十八葉表）

章世純は、「省階級去冗員以急國勢」二篇において、官僚組織の編成や官僚の権限についての現状の問題点と解決策を一通り示した。「省階級去冗員以急國勢」に示された統治機構論は地方統治の専論にそのまま適用されており、「郡守・県令における権限の無さ」（＝権限の問題）とこれと表裏をなす監察の過剰（＝編成の問題。「任事之臣」に比して「監制者」が多過ぎる）が問題であるとされ、郡守・県令への権限の付与、監察の削減、そして、統属関係の一本化によって、郡守・県令が成果を挙げられる——「力」「勢」が君から官を経て民にまで「強く急なも

<sup>82</sup> 「向使令止聽于守、守止聽于使者、耳目心志、俱有共一、上無隔域之治、下無兩從之擾。課爲長者、以能別其屬、課守令者、以能治其民。賢否之論、止諸所司、而又絶從旁之論、嚴撓政之誅。至升遷、又通以其次、而間以超越者爲權。如是、則尊卑之勢、如山之相載以高、令之行、而水之源流以至。上之治下也一、下之聽上也亦一、其所專一、治道繇之、強道亦繇之。此蓋自相以下、皆盡有權之道也。」「上之治下也一」とは、「上級が自らに属する下級を一つしか持たない」の意味であるはずがないので、「一の用務につき、責任を負う一下属に指令し」の意味であるか。

のとして」達する——体制を築こうとしえいる。

## (二) 郡守を基軸とした地方統治

監察の過重を除いて、郡守・県令に権限を付与することが、「国勢を急とし」ひいては富強をもたらす策であるとして、では、いうところの「権限の付与」は、省・府・(州) 県いずれのレベルを中心とすべきか。章世純は、明末期における国内の治安状況と対外関係の切迫を反映して、府レベルを地方統治の中心とすべきであると考え、特に、首都近辺と辺境地域を想定して、ここに行政・軍事権を付与した地方官(「郡将」「邊將」とも称す)を設置することを提言する。

今、まず行うべきは、首都周辺と辺境の賊に瀕している地域において、才知・胆力を具えた人をしっかりと選んで郡守とし、過去における方鎮に相当する権限を確立させて、それぞれに担わせることである。重要なのは、監察による制約を省き、担当の領域を狭くし、それでいて権限は重くするというようにして、漢代の郡守と同様にするとこに存する。これを「郡将」と称し、一郡の兵は自分で訓練し、一郡の財は自分で用い、属僚の任用は自身で行えるようにし、六曹の属吏は自分で選出し、上奏は自分で提出する、というようにすべてが自分でできるようにし、成果を求められる範囲に関しては自分の判断で決定させる。郡守として任用し成果があがれば、終身にわたって転任させず、少しばかりの得失によって移動させはしない。制約を加えられることがないとすると、功績をわけあう者もなく、罪を連帯して負う者もない。一定した法を立てることがなければ、法はすべてに対して対応することになる。兵は自分で率いるため、兵と民との両方を考慮に入れて調整することができる。財は自分で管理するため、収入と支出とを見比べて計算することができる。人員は自分で招聘して選抜するため、人選がうまくいえば、一心同体の人ということになり、人選に失敗した場合には、(自身で選んだのであるから)人のせいにしようがない。上奏は自身で上に提出することができるため、さまたげねじ曲げることはない。終身にわたって任用されるため、利害は必ず自分の身に帰ってくることになり、いい加減な気持ちをまじえるところがない。他人の言を根拠に軽々しく移動させられることがないので、決断を果敢に行い、必ず成果をあげられる。このようにすれば法は必ず行われ、人は必ず活用され、ゆく所すべて志のままとなり、君の権限は確立して天下は強くなり、郡守の権限は確立して一国が強くなり、必ずよろしきにかなう。……(郡守・県令が任免や司法の権限を行使して領域を治めるのと同様に)いわゆる「辺將」は、これに兵士と土地を分与し、その権限もまた郡守と同様にして、相互に均衡させて好き勝手ができないようにする。それぞれが守りをなして、天子をその上にいただければ、天下のすべて、わずかな土地でも、すべてが堅固な城塞となり、「賊が郡を通過して内地を略奪し数千里の外に行きかう」ということは必ずない。

<sup>83</sup> 『章大力先生集』「奏議・重守令之權」、七葉裏／200頁)

章世純は、郡守に対して、財政の権限、属僚の任免権、軍隊の指揮権、上奏の権限、死刑の執行までを含めた司法権を与え、多少の成功・失敗を理由としてこれを安易に転任させることはせず、治績をあげた場合には終身にわたる在職を認めよ、説く。このように、郡守に対し、行政・軍事にわたる権限を、責任を一体のものとして付与することで、天子と郡守とそれぞれの権限が確立し、天下・国が強くなる、というのである。章世純の認識では、現状は、郡守(知府)クラスにおいても、「権限の不足」は深刻であり、「特重郡守以興事功」(『治平要略』巻上)は、その実情を列挙していく。まず一つは、属僚の任免権を持たないこと。知府の属僚、府に属する県の長官とその属僚に至るまですべてが中央によって任免され、人事面で権限が無いことは、知府に対して言い逃れの余地を与えているともいえる<sup>84</sup>。第二に、司法・軍事の権限が小さいことであり、漢の太守であれば自身で斬刑に処することができたが、現在では笞刑・杖刑までしか行い得ない。軍事に関しても、要地であるのに、駐屯の軍団が無く、兵権を行使しえない場合がある。これらは、そもそも、正式に権限が付与されていない、という事柄である<sup>85</sup>。第三は、監察による制約の過重であり、これは、名目上は、権限が付与されているにもかかわらずそれが行使できないという状況を引き起こしている。

<sup>83</sup> 「今當先于三輔沿邊濱賊之地、精擇才智膽勇之人爲守、舉異時方鎮之權、分使任之、而要在省其制監少其地、而重其權、如漢時郡守。謂之郡將、一郡之兵得以自練、一郡之財得以自用、辟舉得以自由、六曹得以自擇、章奏得以自達、專所責成。用之如效、終身不易、不以小得失動移。夫莫爲之制、則無與分功、亦無與分罪矣。不立之定法、則法無不可立矣。兵使自將、則能通兵民而酌矣。財使自制、則可合源流而計矣。人使自辟自擇、得則其一體之人、失則無所委咎矣。章奏得自達、則無敢閉撓之矣。可終身任之、則利害歸其身、無所容其苟且之意矣。不輕以人言動移、則敢行其斷、而必成功矣。如是而法必行、而人必用驅之、所往無不如志。君權得、天下強、守權得、一國強、必無不得矣。……而所謂邊將者、亦分之兵與地、其權亦適與郡守等、相與持衡而不得恣。各爲守、而載天子其上、普天之下、尺寸之土、皆爲金湯、賊必不敢過郡而掠內地、橫數千里之外矣。」

<sup>84</sup> 『治平要略』巻上「特重郡守以興事功」、十九葉裏、「今の郡は、漢ほど大きくはなく、漢では全国で三十六郡であったが、今日の郡数は、その三倍を超える。しかし、大きな郡は、数十の県を管轄し、小さな郡でもその所轄の県は五、六を数えており、いにしえにおける大国の諸侯にもなぞらえ得るのだが、こと、権限が軽いのはいかんともしようがない。かつては、一卿が天子から任命されるだけであり、それ以外は、自分で選任した。今は、貳守(知府の副官である同知)・通判・推官、属県の県令からその属官(原文「幕僚」。県丞、主簿といった知府の下僚を指すか)に至るまで、(周制の)一命の職に相当するような低い職でさえもすべて朝廷が決定しており、つまりは、郡守は任免の権限にはまったく関わりえない。上(中央)が人選するというのは、責任逃れの余地を与えるということであり、知府自らが選任するというのは、責任を負うべき所を与えることになる。責めを負わせず、言い逃れさせるということがあるか。」(「今之郡不若漢之(太)[大]、漢三十六郡而今不啻三之。然大者轄縣數十、而小者亦五六、可以比古大國諸侯、特無奈權之輕也。異時獨一卿命于天子耳、餘自置也。今貳守・判・推、屬縣令長以至幕僚、一命之職亦莫不出於朝廷、則予奪之權、固非所與矣。夫自上建之、是與以譴責之地也。自己辟之、是與以任責之地也。奈何不使任責、使譴責乎。)」

<sup>85</sup> 『治平要略』巻上、「特重郡守以興事功」、二十葉表、「漢の時の太守が、罪人を処罰するには、自身で斬刑を執行することができた。今はといえば、笞刑・杖刑を行い得るだけである。罪刑が斬・絞以上にあたるものは、いずれも上申された先が決定する。これは、生殺の権についてもやはり地方官が関与するところではない、ということである。郡で要害に位置している者で、衛所が配置してある者もあるが、衛所が無い者もまた多くあり、軍事に関して制御できないということである。これはその本来の権限として、そのようにできないことになっているというものである」(「漢時太守論囚、自爲斬殺、而今獨得行其笞杖而已。罪在斬絞以上者、皆所遣使者決之。是生殺之權、又非所與矣。郡當要害者、有衛而次者、有所其無者亦多矣。而兵政亦又非所縮也。此其本分之權、有所不得者然也。)」

郡守（知府）の上級について見ると、総督・巡撫や按察使といった高官が、前後行き来するのは、おおむね五、六人にのぼり、巡行する監察者（巡按御史）もまた三、四人にのぼり、そのいずれもが、郡守を属官として扱い制約を加えてくる。郡守にとっての下級について見ると、郡の司法官（＝府の推官）や県令（＝知県）は常に科挙の上位及第者が多く、その中で治績をあげた者は、数年もたたずに、都察院に拔擢されて監察に従事する。郡守のうち、昇進することなく転任する者は、転任先は分守道・分巡道にとどまり、必然的に、（郡の司法官や県令に対しては）後日の力関係を考慮して寛容に対応しないわけにもいかず、自分からは上位者としての姿勢で臨むことができない。これは、郡守がその本来有している権限〔其本分之權〕も規則外の事情によって曲げられてしまうということである。こうしたわけで、郡守の任にある人は、みないい加減に日をやりすごし、転任を願うだけということになる。平時の事でさえ行いえないのに、まして、治安を保ち賊を防ぐといったことがらを成し得ようか。<sup>86</sup>（『治平要略』巻上「特重郡守以興事功」、二十葉裏）

地方に常駐する総督・巡撫・提刑按察使と、巡按御史に類した中央から派遣される出差御史とが、それぞれに郡守（知府）を下属の職位として遇しこれに統制を加える。それでは、郡守は、郡の司法官（推官）や県令（知県）に対して上級の職位として臨めるかといえば、統属関係において郡の司法官と県令は郡守に従うはずであっても、通例化した任官の経路を考慮に入れるとそうもいかない。進士出身が少なくない郡司法官や県令は、順調に昇進の経路を歩み、将来的には都察院で監察の任にあたる可能性があり、一方、郡守で昇任しないものは、布政使・按察使にそれぞれ下属する分守道・分巡道クラスに転任するのがせいぜいである。そうなると、郡守は、後日を思いやり、郡司法官や県令に対して強い姿勢で臨むことができないのであった。

『章大力先生集』所収の「重守令之權」も、「特重郡守以興事功」と同様に、公式の規則によって権限が不足している状況と、非公式にかかる圧力によって、ただでさえ不十分な公式の権限を行使できない状況とをそれぞれに挙げる。「重守令之權」は、非公式にかかる圧力として、「甲科出身の県令が後日得るであろう勢威」に加えて、地域の郷紳・有力家門〔宦族豪家〕の圧力を挙げる<sup>87</sup>。

今、上から下までのうち、どこが権限の所在であるかといえば、議論する者は実施することができず、実施する者は自身一人の判断で決定できずといった具合で（権限の所在が不明瞭で）あり、たがいに牽制しあっている。これは、通常の平穏な状況を保持しようというのであればよいが、平穏状況を保持する程度の権限によって、危急に対応するという成果をあげるというのは、かつてないことである。他職であれば、決定された事柄を受け

<sup>86</sup> 「上之、督撫以及監司大僚、前後去來、率常五六人、而所歷使者亦且三四、竝以屬官之體繩之。下之、則司理・縣令每多甲科、其有治行者、不數年而擢臺省任糾核、而守之平遷者或不過巡守道、勢不得以異日之勢相假借、而不能自振其尊臨之體。此其本分之權、爲外所屈者又然也。是以居其任者、皆苟以延日、幾幸遷轉而已。平常之事、尚有不可行者、而況望其治兵禦賊乎。」

<sup>87</sup> 「宦族豪家」は、地方での威信や官界内の人脈を通じて地方官に影響を及ぼす他に、地方衙門に送り込んでいる胥吏・衙役を通じて地方官の勤務評定に干渉することもあった。和田正広『明清官僚制の研究』（汲古書院、2002年）第十二章「明末吏治体制下の撫・按の官評」第三節「官評に対する郷紳の関与」（論文初出、1974年）を参照。

とる立場の官もあるが、郡守は、事を実行する立場の人〔任事之人〕である。現状はといえば、今日の郡守（知府）は、自分が「郡に守である」というだけである。属僚より上は任用された人を受け入れるだけ、（地方衙門における）六曹の吏は財産で資格を手にいれてやってくるのであって、郡守自らはまったく選抜できない。租税についてはただの經由地であり、軍事については別に統括者がいる。衛所がないのもまた多くあり、郡守がなし得ることはどこにあるか。これは、その郡守がもともと与えられている権限〔其本分之權〕に、足りないところがあってそうなっているものである。県令を督察しようとするれば、そのほかに督察する者があり、巡撫・按察使が上に並びたっているために、うかがいを立ててから行うことになる。郡守の下級はといえば、進士出身の県令が独立して衙門をかまえており、後日に彼が得るであろう権勢を恐れたいわけにはいかない。官僚の家や豪族も群れ立って影響を及ぼしてくるのである。これらは、郡守が本来保持する権限〔其本分之權〕が規則外の事情によって奪われて、そのようになっているものである。こういうわけで、郡守の任にある者は、書類をそのままに処理して、やり過ぎしては転任を待つだけである。数年して去ってしまい、事は誰がどうしたのかはわからない。してみると、郡守に権限がなければ、郡守が行うべき事は行われず、郡守はいないも同然である。郡守無しでどう賊寇を防ごうか。<sup>88</sup>（『章大力先生集』「奏議・重守令之權」、七葉表／200頁）

郡守の権限が元来、大きくはないところに加えて、一応は与えられているはずの権限も、上級・下級との力関係、地域有力者からの圧力のもとでは、十分には行使しえない。幾重もの公式・非公式の制約にさらされる中で、郡守は無為に日をやり過ぎて、転任を願うばかりであって、これでは、「賊を防ぐ」という非常事態への対処は望むべくもない。章世純は、その晩年に至ってのことであるが、進士出身者に対して劣位に置かれる挙人の資格によって柳州知府に任用されており、あるいは、身をもって郡守（知府）という立場の限界を感じたかもしれない。

以上、章世純は、郡守クラスを地方統治の軸に想定し、ここに軍事・人事・司法の権限を厚く与えることを説く。この案は、彼がみずから述べるとおり、明の最末期における内外の防衛状況の緊張を反映している<sup>89</sup>。章世純の見るところ、県令クラスでは、規模が狭小に過ぎて事をなすには足りず、かといって、省クラスに授権した場合は、六国や藩鎮に類した独立割拠——いわゆる「尾大不掉」状況——をもたらすことになり、となれば、郡（府）レベルが適当な

<sup>88</sup> 「今自上而下、誰爲權重之所在者、言者不得行、行者不得專、相牽相制。此以持平安則可、而欲以持平之權、行濟變之事、成濟變之功、未之有也。其在他職、猶受成之官也、守實獨爲任事之人。今之郡守獨自爲守耳。幕僚而上聽于所遭、六曹之掾、以貨而至、悉不可得而擇。至於錢穀止爲經由之地、兵則別有主者、而無衛無所者亦衆、守之所得爲者、安在乎。此其本分之權、有所不足者然也。以爲督察縣令、則又有督察之者、撫院・監牧並臨于上、咨而後行、而下之甲科縣令每爲兩衙門、又不得不以異日之勢相畏。宦族・豪家又羣起而撓之、其本分之權、奪于外者然也。是以居其位者、奉行文書、苟且待遷而已。有數年而去、而不知事爲誰何者。蓋無守之權即無守之事、即如無守。無守矣、又何以禦賊與寇乎。」

<sup>89</sup> 現実の趨勢としては、明末における軍事情況の切迫（朝鮮・遼東および国内の流賊に対する防衛）により、知府どころか、省三使や総督・巡撫クラスでも状況に対応しきれず、「経略」「督師」を設けて、管轄を督撫よりもさらに広域化し強力な軍事指揮権を与えている。経略・督師には、内閣大学士や兵部尚書クラスの大官を任用し、督師の場合には自身の幕僚を、推官など督師管轄下の正規地方官に推薦する権限（辟召権に相当）も与えられた。辻原明穂「明末の経略と督師——督撫制度との関わりから見た」（『洛北史学』13、2011年）、同「明清交替期の督師幕府—揚州督師史可法幕府をもとに」（『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要（史学編）』10、2011年）を参照。

のであった<sup>90</sup>。

## 第2章 第2節 顧炎武の地方統治論との比較

明末の地方統治論の代表と目されるのは、顧炎武（萬曆四十一年〔1613〕—康熙二十一年〔1682〕）が「封建論」全九篇（『亭林文集』巻一）と『日知録』の関係諸条で示した議論である。顧炎武が、「郡県論一」で概括するのにもとづく、彼の「封建の意を郡県に寓す」論の柱は、「知府・知県の待遇を高め、民政の権限を与え、監察による制約を省き、地方官の世襲を認めて職務への取り組みを動機づけ、属僚は県令自身で任用を行う」といった事柄である<sup>91</sup>。な

<sup>90</sup> 『治平要略』巻上「重守令以興事功（其二）」、十八葉裏、「郡守の権が重ければ、内地を治めることができ、辺疆にあっては防衛することができる。宰相から県令に至るまでの権限が軽くなければ、天子の勢はますます強く、行くことは直接に民に至り得る。その要点は、その権勢を郡守のところに強めることに存する。権勢が重きに過ぎるといっていえば、その権勢が牧伯（＝布政使に類した省レベル）の手にある場合には、唐代における藩鎮に類する禍があり、権勢が宰相の手にある場合には漢・晉の末期に類する禍害がある。権勢が県令の手にある場合には、地は狭く、力は少なく、頼みとするに足りない。いずれも適当ではないのだ。」（「郡守之權重、則在內足以治、在邊足以守。自相以至令之權不輕、則天子之勢益尊、而所為能直至于民、其要則在特昂其勢于守而已。蓋太重之勢、在牧伯則有唐藩鎮之禍、在相則有漢晉季世之禍、而在縣令、則地狹力少、而又不足以資、皆未得其適也」）、同巻上「特重郡守以興事功」、十九葉裏、「今、変事が出来するに及んで、そこでやっと、地方が待むに足らず、県令から監察者（按察使）に至るまで、すべて国にとっての守りたりうる者がいないことがわかった。論者は、その原因を推測して、「兵が弱いのは民が使われないからであり、民が使われないのは、権限が軽いからであり、権限が軽いのは牽制を被っているからである」と考えており、いくらかは、弊害の原因を知り得ている。……その権限を付与する先を適切にしなければならぬ。牧伯に付与すれば、それは、六国の事、藩鎮の禍にひとしい。県令に付与すれば、地は狭く人は少なく、やはり成果をあげるには足りない。その重きを計るに、「自らほしいままにはできず、軽きに失して振るわない」という事態に陥らないという点で、郡守こそがよい。」「及今有變、然後知外之不足恃、自令至於監牧、舉無能為國固圉者。議者推原其故、以為兵弱繇于民不用、民不用繇于權輕、權輕繇于牽制、而稍稍能知其受弊之因。……但當酌其所付之宜耳。而且委之牧伯耶。是六國之事、而藩鎮之禍也。而且委之縣令耶、地小人少、又不足以有所為也。度其重、不得以自擅、輕不至于不振者、唯郡守為可。）」

<sup>91</sup> 顧炎武『亭林文集』巻一「郡県論一」、12頁、「封建が変じて郡県となった理由を知れば、郡県が破綻して再び変じようとしていることがわかる。となると、変じて封建となるというのであろうか。それはありえない。聖人が現れれば、封建の理念を郡県の中に盛り込んで、天下は治まる。……（郡県の弊害によって人民が貧しく中国が弱体化しているのは）なぜかといえば、封建の難点は、権限〔其專〕が下に存することであり、郡県の難点は権限〔其專〕が上に存することだからである。古代の聖人は、公なる心でもって天下の人を処遇し、領土を賜り、国を分与した。今の君主は、世界中すべてを自身の郡県としてもまだ足りないとする。人をすべて疑い、なにごとにも掣肘を加え、法令や役所の文書が日を経るごとに多くなり、さらに、監察を設け、督撫を設け、「こうすれば、地方官は、治下の人民に危害を加えることはできない」と考えた。実際はといえば、官僚は、過失をとりつくりうがためにびくびくと余裕がなく、転任できることを幸いとし、民のために将来にわたる利益を興そうとすることはない。民が困窮せずすみ、国が弱体化せずすみはずがなる。このまま変えなければ、千百年たっても、きつと変乱のままであり、日々にいっそうはなはだしくなる。そういうことであれば、地方官の地位を高め、財を生じ人を治めるための権限を授け、監察官を廃し、官職を世襲させるという褒賞を設け、地方官みずから属僚を任用する制度を行い、（こうした方策によって）いわゆる封建の趣旨を郡県制に盛り込めば二千年来の破綻状況から、また回復しうるのであろう。後世の君主が、もし、民の生活を豊かにし、国勢を強くしようとするならば、必ずわたしの言葉を採用するだろう。」「知封建之所以變而為郡縣、則知郡縣之敝而將復變。然則將復變而為封建乎。曰、不能。有聖人起、寓封建之意於郡縣之中、而天下治矣。……何則。封建之失、其專在下。郡縣之失、其專在上。古之聖人、以公心待天下之人、胙之土而分之國。今之君人者、盡四海之內為我郡縣、猶不足也。人人而疑之、事事而制之、科條文簿日多於一日、而又設之監司、設之督撫、以為如此、守令不得以殘害其民矣。不知有司之官、凜凜焉救過之不給、以得代為幸、而無肯為其民興一日之利者。民烏得而不窮、國烏得而不弱。率此不變、雖千百年、而吾知其與亂同事、日甚一日者矣。然則尊令長之秩、而與之以生財治人之權、罷監司之任、設世官之獎、行辟屬之法、所謂寓封建之意於郡縣之中、而二千年以來之弊可以復振。

お、章世純の『治平要續』に目を通して「深く其の奇を歎じた」焦循は、顧炎武の「經濟王佐之才」の面には至極冷淡であり、「郡縣論」を評して、「顧亭林が一文士のままに老死し、出仕してその説を実行に移すことなくすんだのは彼のために幸いであった」とささ評している<sup>92</sup>。ただし、焦循が「実行は不可能である」と批判しているのは、「地方官に権限を与える」という大きな方向性ではなく、その中の「県令の世襲化」という一点である。

章世純と顧炎武は、ひとしく「地方官への権限の付与」を説いており、加えて、この見解の背後に、「地方官に権限・権威を厚く分与することが、むしろ、国家なり天子なりの権限と権威を強めるはたらきをする」という考えがある点でも一致を見ている。章世純は、君主が、忠義の心情を一身に集めようとする事について、それが、君主が思い描くようには果たされないことを説明する。

天下の共主となって、天下の忠をすべてあつめて自分一人で従えようとしても、それは不可能である。上下は、はるかに遠く、思うところにも懸隔があり、関係を密接なものとしようとしても、情況の必然としてうまくはいかない。広い範囲からとれば薄くなり、狭い範囲からとればしぼりこまれ（て濃くな）るのが道理というものである。今、（天下の主が）民を遠く隔てた状態で民を忠たらしめようとしても必ずできない。もしそれぞれが、属するところに対して忠であれば、それでうまくいく。下僕が一家の主の忠を捧げ、一家の主が県令に忠を捧げ、県令が（郡守・刺史に類した）上級の地方官に忠を捧げる。そうであれば、突然に異変があっても、大官は天子のために急ぎ対応し、小官は大官のために急ぎ対応し、民は直接に事える上位者のために急ぎ対応する。天子は、忠を二、三の大官から受け取るのだが、もちろんすでに天下すべてから忠を受けとっているのである。下級が上級のために命を投げ出す理由は、率いられている当の下級は、一人の上級だけを、命を捧げる相手としているからである。こうしたわけで、天子は、下位者に権限をすべて保持させ、生死予奪を自由にさせ、さらに下位に位置する者の心をも自身に振り向けさせてしまうのがよい。<sup>93</sup>（『治平要略』巻下「収天下忠義之用」、十四葉表）

後之君苟欲厚民生、強國勢、則必用吾言矣。）」

<sup>92</sup> 焦循『雕菰集』卷十二「郡縣議議」、222頁、「彼が著した「郡縣議」九篇を見ると、自ら誇っているには、「後の君主が、民の衣食を充実させ、国勢を強くしようとするならば、わたしの見解を必ず用いることであろう」とのことである。仔細に検討してみると、その誤りは言い尽くせないほどである。幸いにも、亭林は一文士のままに歳を重ねて亡くなったものの、もし世に用いられてその所説を実行に移すことができたならば、その害は、王安石が新法を行ったよりもはなはだしいものがあつたろう。新法の弊害はすでに明らかであつて、口を開くごとに強く批判するというあり様であるに、亭林の説はといえば、世に仕えてその学を大いに実行に移すことがなかったのを惜しんでいる。わたしは、亭林のためには幸いであつたと思ひ、亭林を尊ぶ者のためには残念に思う。……何たることか、寧人（顧炎武）には「実際の政治について王佐の責を果たしうる」との評判があるにもかかわらず、立論といえども誤っているとは。その説は当然に、実行に移すことはできない。」（「見其所爲「郡縣議」九篇、自詡之詞曰「後之君苟欲厚民生、強國勢、則必用吾言」、細揆之、其謬戾不可勝言。幸而亭林以文士老死、萬一有用於世、而得行其説、其害有甚於王安石之行新法。新法之弊已著、無不隨聲以詈、而亭林之説、則惜其不仕於世、以展其學、吾爲亭林幸、又爲尊亭林者太息焉。……不謂寧人素有經濟王佐之名而立論及若此其悖也、其説固必不能行於世也。）」

<sup>93</sup> 「爲天下之共主、而欲盡収天下之忠以一己率之、此不得也。上下闊遠、情有間而欲義相切、豈勢所便哉。夫収之于散者薄、取之于少者專。今使民遠爲忠、必不得也。使各忠其所屬、則便矣。爲僕者忠於家主、爲家主者忠於令長。爲令長者忠於長吏。然則脫然有變、大吏急天子、小吏急其長、民急其上、爲天子者収忠于二

君主が天下の忠誠すべてを一身に振り向けさせようとしても、広大な天下の全体から内実ある忠誠を得ることは難しい。階層的身分秩序のもと、上下に近接する両者が結ぶ心情の結びつきであれば内実をともなっており、この結びつきを、民から地方官へ地方官から大官へと積み重ねていくのがまさる。この場合、頂点に位置する天子への忠誠は、直接には二、三の大官から捧げられるものであっても、実質としては天下全体の忠誠を回収しているにひとしいのだ、と。章世純が、臣従関係の内実を成す心情に即して論じた事柄と、発想において通ずるところがあるのは、顧炎武の「権限の集中と分与」に関する議論である。顧炎武は、皇帝が官僚から権限を回収して自らに集中させようとする傾向を見て取り、これを批判して、「実際には、広汎な万機を皇帝一人が操ることは不可能であって、天子の権が官僚に分掌されそれぞれに統治をおこなってこそ、天子の権もいっそう尊くなるのだ」と説く<sup>94</sup>。章世純と顧炎武とは、現実に進展した「皇帝への一元化」の趨勢を前にして、「皇帝に向かって一元的に臣従関係や権限を集中させるのではなく、等級秩序の分節ごとに強度を備えた心理的紐帯や権限の主体をつくりこれを積み重ねたほうが、頂点に位置する皇帝の権威・権限もむしろ強固となる」という考える点で、似通った発想に立つ。

「小官の配置によって地方統治を在地に根づかせる」との論点は、章世純と顧炎武は完全に一致する。両者はともに、地方統治を基層で担う小官として、亭長・三老等に類した郷官を再び設け、それも、地方衙門の属吏ともども守令の辟召によって任用することを説いていた。こうした「官僚機構のより基層に近い部分に官員を充実させる」ことについて、章世純は、これを「腕に対する五本の指」「草木にとっての細茎・葉脈」に擬えて説明づけており（第1章第2節所引「省階級去冗員以急國勢（其一）」）、章世純が理想とする「周漢建官在下者多、在上者多」とは、顧炎武のいう「小官が多い場合には、その世は繁榮し、大官が多い場合には、その世は衰退する」<sup>95</sup>にそのまま対応する。

---

三大吏、而固已盡収之天下矣。彼之所爲死其長者、皆長之所率以奉一人者也。故爲天子者、莫若使其下盡有權、生死予奪、令得專之、而彼以取下之心矣。」

<sup>94</sup> 顧炎武『日知録』卷九「守令」、541頁、「いわゆる天子とは、天下の大権を執るものである。「大権を執る」とはどのようにするのか。天下の権を天下の人に寄せ、それによってかえって権は天子に帰する。公卿大夫から百里の宰のような一命の官に至るまで、すべてが天子の権を分かって職務に当たるのであって、そうすることで天子の権はますます尊くなるのである。後世、よく治めない者が出て、天下のすべての権を上に戻してしまっただが、天子の政務の広範さは、一人でよく操ることができるものではない。そこで権は法に移り、こうして多く法を設けて禁防するようになった。」（「所謂天子者、執天子之大權者也。其執大權奈何。以天下之權、寄之天下之人、而權乃歸之天子。自公卿大夫、至於百里之宰、一命之官、莫不分天子之權、以各治其事、而天子之權乃益尊。後世有不善治者出焉、盡天下一切之權而収之在上、而萬幾之廣、固非一人之所能操也、而權乃移於法、於是多爲之法以禁防之。」）

<sup>95</sup> 顧炎武『日知録』卷八「郷亭之職」、471頁、「『漢書』「百官表」「高帝紀」から、県の令・長・丞・尉と、三老をはじめとする郷・亭の職に関する記述を引いて）これらの職は秦・漢代から始まったわけではない。諸侯が他国を併合する動きを始めて以来、齊の管仲、楚の蔣敖、鄭の子産といった人々が国を治めた手立てはすべてこれであった。そして、『周禮』地官では、州長以下、党正・族師・閭胥・比長が設けられており、県正以下、鄙師・鄣長・里宰・隣長が設けられていたのであり、つまりは、三代のすぐれた王の政治もまた、こうした施策（＝郷遂や県郷亭里といった基層レベルの行政單位に官を数多く設けて、教化・裁判・租税・治安などを分掌させる）に他ならなかったということだ。……いにしえより今日に至るまで、小官が多い場合には其の世は繁榮し、大官が多い場合にはその世は衰退する。興亡のあり方はすべてこれにもとづく。」（「此其制不始於秦・漢也、自諸侯兼并之始、而管仲・蔣敖・子産之倫所以治

「地方官への権限の付与」という一致点に関して、章世純と顧炎武との間での細部における違いを確認しておく。地方行政のどのレベルに授権するかに関して、顧炎武は、基層にもっとも近く位置する県令（知県）に焦点をあて、現地出身者の任用を通じて在地への密着化をはかり、任用の世襲さえ許容し得るとした。これが、顧炎武の案が「封建」色を帯びる部分であり、焦循が「郡縣論」を辛く評価するのも、専らこの一点によつてのことである。章世純は、県の一級上に位置する郡守（知府）レベルに統括のはたらきを期待しており、世襲にまでは踏み込まないが、終身での任用は想定している。

もう一点、両者の間に存する差異は、統治機構における権力の配置をどのような形象で描くかである。顧炎武は、郡県が「其專在上」であることにともなう弊害を、封建の「其專在下」によつて矯めると論じており（注92「郡縣論一」）、顧炎武自身の表現ではないものの強いて表せば、「力を上から下に（ある程度）移す」というのが、「地方官に権限を付与する」ことについての彼の形象であるといえよう。

一方、同じ「地方官に権限を付与する」ことについて、章世純の形象は、「力を上から下に移す」というのではなく、「上から下への力がよく伝わるようにする」であつた（「力が伝わること」は「中途に力が入ること」と不可分である）。章世純が、守令への授権によつて実現しようとする「近君民之途、而急相使之勢」とは、「適切な分権によつて、むしろ上級からの指令がよく行われる」という意味では、いわば「分権を通じての統治の効率化」であつた。章世純と顧炎武が構想する「地方官への分権」とは、統治機構内部における官僚相互の制約状況（＝皇帝への集権と表裏を成す一種の「分権」状態である）の是正を目指すものであり、指令系統の確立という点では、一面「集権」の性格を持つ。章世純が、「分権」を内容とした議論の眼目を「國勢を急とす」「力がよく伝わりよく入る」と表現するのは、この含意を明示的に表現するものである。章世純の「急國勢」が、「守令を重くせよ」式の地方統治論が一面で備える「集権」の性格を表現していることについては、次節、「範型としての漢制」の内実を検討した上で、最後に改めてとりあげる。

## 第2章 第3節 「地方官への権限の付与」の含意

### ——地方統治構想の範型としての漢制を手がかりに

章世純と顧炎武の間では、地方統治の改革案につき、具体策の細部や、その前提となる権限配置の形象にいくらか差異はあるものの、いま、その差異は一旦捨象し、「地方官への権限の付与」という点で一致を見ていることに重きを置いて議論を進める。

晩明期における地方統治の課題を前に、章世純と顧炎武とが「郡守・県令への授権」を同様に主張したことと分かちがたいのは、「地方統治の範型を中国史上のどこに求めるか」という点

---

其國者、莫不皆然。而『周禮』「地官」自州長以下、有黨正・族師・閭胥・比長。自縣正以下、有鄙師・鄩長・里宰・鄰長、則三代明王之治亦不越乎此也。……故自古及今、小官多者其世盛、大官多者其世衰、興亡之塗、罔不由此。」

での両者の見解の一致である。顧炎武の改革論は郡県制の枠内でのより現実的な範型として、漢制を多く参照するが、顧炎武に先行する章世純も、「地方官への権限の付与」の模範を漢代に見て取るのは同様である。章世純は、前漢哀帝朝の丞相王嘉の「国家に危難があった場合には、二千石（郡守・国相）によって対応させる」との言を引き、「郡守を重んずる」ことの内訳として、郡守に任用する人材を精選し、これを信任して、財政・用兵・任用・司法（処刑の執行）の諸権を与えることを説く<sup>96</sup>。そして、現に郡守クラスを基軸として地方統治が成果をあげた実例は、やはり漢代のうちに求められる。

このことを漢代に照らして考えると、郡守で賊を破る者、郡守で羌族を破る者、郡守で外敵を防ぐ者がおり、すぐれた人材をえらびあつめることについては、とりわけ郡守を重くたのみとし、二千石（＝郡守・国相）みずからもまた士を辟召することを誇りとした。そこで、当時にあつて、論者は、「二千石が賢であれば、（二千石が）登用する人もよろしきにかなう」と言い、実際に適切な人を得ることができたのであつた。（権限を十分に与えるなど）これを重く任用したことによって、功績は立派なものとなり、中央の三公・九卿もまた、二千石のうちから登用した。してみれば、二千石は朝廷にとっての儲才の地であつたということだ。思うに、一官職につきその任用が適切であれば、朝廷すべての官職の任用も適切となるのであり、二千石を重く任用することの効果はここにまでおよぶものであつた。わたしは、以上のことから、郡県の制度はすべて両漢のようにすれば、封建でさえも及びえないほどに優れる、と判断する。封建の場合は、もっぱらに自律の心があるばかりであり、郡守を重んじる方式の場合であれば、意欲を持たせるという効果が大きい。封建は、地方に効果があるが、郡守を重んじる方式の場合は中央にも効果がある。この二つから、郡守を重んずる制が封建にまさるのである。国家のために二つの大事（防衛と人材登用）を任せ、地方では防衛を強くし、中央には賢才を集めれば、自律して機能し、上による管理をことごとく必要とはせず、自律しながらも上はまた郡守を通じて人を得ることができる。官吏の設置、士の考課、軍事教練、民の食を満たす、といった繁雑な事柄

<sup>96</sup> 『治平要略』巻上「特重郡守以興事功」、第二十一葉表、「王嘉がいうには「国家に緊急の危難がある場合は、二千石に対応させる。二千石が重んぜられ安定してこそ、（吏民を）従えることができる」とのことであつた。現今にあつても、郡守（知府）の権限を重くするだけのことである。ふさわしい人を得られないのであれば、よくよく選び、選ぶことでまず一つ「重んずる」ことになる。ふさわしい人を得たならば、完全にこれを信任し、信任することでさらにまた一つ「重んずる」ことになる。財政については自身で増やさせ、軍隊については自分で訓練させ、属僚は自分で任用させ、生殺については自身で決定させる。監察の制約を少なくし、わずかな過失はとりあげず、慰問を多くし、職務を果たすことを重んずる。功があれば、順番を待つことなく抜擢を行い、終身にわたって任用し、その俸禄・称号を加増する。いにしえにおける諸侯の権に及びはしなくとも、彷彿とさせるところがあるほどに重く扱ってこそそよよい。権限が重くてこそ民を用いることができ、民が用いられて、事はすべて行われる。知府がことを為し得るのであれば、一朝、なにごとか生じた時に天子もこれを深くたのみとして盾とすることができる。」（「王嘉曰「國家有急、取辦二千石。二千石尊重難危、乃能下。今之時亦唯重郡守之權而已。未得其人、精以擇之、擇之而得一重矣。既得其人、專以信之、信之又得一重矣。而財使之自植、兵使之自訓、屬僚使之自辟、生殺使之自擅。省其監制、而略其小過、多其勞問、而重其責成。有功則待以不次之權、任之終身、而增其秩號。蓋雖不及古諸侯之權、亦使其彷彿而後可也。權重而民爲之用、民用矣、而事無不行。在彼可以有爲、而一旦有事、天子亦深得倚之以爲衛」）。王嘉の語は、『漢書』巻八十六「王嘉傳」。

について（上の関与を）省略できる事柄は、一つどころではない。<sup>97</sup>（『治平要略』巻上「特重郡守以興事功」、二十一葉裏）

章世純曰く、漢制では、郡守が権限を保持することによって、一つには、内外の防衛面で成果があがり、一つには、郡守による辟召を通じてすぐれた人材を得た。後者の「人材を得る」という面について言えば、郡守が行う辟召に加えて、当の郡守からもまた、中央における公卿クラスの大官を輩出しており、つまりは郡守職が人材供給源〔儲才之地〕としての役割を果たした。両漢に範をとり、郡守に重きを置いて郡県制を運用すれば、地方における防衛と中央への人材登用との両面のはたらきが期待できる点で、周の封建にさえ勝るのである、と。

本章第1節に見た通り、章世純によれば、当代における郡守・県令は、人事・司法・軍事・財政の権限がいずれも不十分であり、加えて、名目上は付与されているはずの権限すら行使できず（幾重もの監察の制約。郡守の場合には、官界内での後日の関係を顧慮して、属僚であるはずの推官や県令にさえ強く出られない。さらに「宦族豪家」の圧力が加わる）、そのことが上級からの指令が責任をもって実施に移されない状況の原因であった。章世純は、この現状に對置して、漢制における郡守・県令の自律的性格を随所で称揚しており、特に人事の権限について辟召制が優れることを、上引の「特重郡守以興事功」篇を含めてしばしば強調する。

春秋の時にあって、士の賢者は常に諸侯の大夫に仕え、両漢の太守は、自分で属僚を辟召した。宗資が范滂を用い、成綰が岑陞を用い、翟超が張儉を用いたのは、すべて同時代の声望ある人々（を用いたもの）であり、上が登用しないでいたのを下で登用したのである。太守によってその属僚に用いられ、そこから朝廷に登用され、さらに太守に任用された例としては、廉范のような人がいた。郡吏・獄吏・卒史・書史・畜夫といった属吏から身を起こして公卿・列侯となった者としては、趙廣漢・尹翁歸・張敞・王尊・鮑宣・丙吉のような人々がいた。そのころには、科挙はまだ設けられていなかったが、人材登用の方法には、古人の意がそなわっており、人才を得るのが盛んであったことは、後世の及ぶところではない。<sup>98</sup>（『治平要略』巻上「詳吏職以取士」、二十九葉裏）

<sup>97</sup> 「考之漢世、有以郡守破賊者、有以郡守破羌者、有以郡守禦虜者、至於取賢斂材、所倚尤重、而二千石亦相矜于辟士。故其時言者謂二千石賢、則所舉得人、亦誠可以得之也。而因于任之至重、功績著明、內之三公九卿、亦即取之二千石、則二千石獨爲朝廷儲才之地。蓋一官得職、而舉朝之官皆得其職、任二千石之效、乃至於此。故臣嘗以爲郡縣之治、皆如兩漢、則封建誠不可以相方。彼徒自守之心、而此多鼓舞之意。彼可以有功於外、而此可以有功於內、故爲勝也。而既獨爲國家任兩大事、外奮武衛、而內斂賢才、則自守而下不煩上之經營、而自守而上又可繇守而得人。所省設官・較士・調兵・足食之煩者、豈一端而已哉。」「二千石賢、則所舉得人」は、後漢章帝の建初年間における大鴻臚章彪の語（『後漢書』列傳第十六「章彪傳」）。章彪は、吏治の弛緩への対応について上議し、「序列・年期ではなく才行を基準に拔擢を行うべきであり、肝心であるのは、二千石の選任である。二千石が賢であれば、郡国からの人材の推挙もよろしきを得る」と論じ、別の機会には、「吏民が安んじている二千石については、待遇をあげて久任させよ」とも説く。章彪のこの久任論は、杜佑『通典』卷十六「選舉四・雜議論」では、『漢書』「王嘉傳」（「國家有急、取辦於二千石」が説かれる記事）の次に配される。

<sup>98</sup> 「在春秋時、士之賢者、每仕于諸侯之大夫、而兩漢太守率自辟其屬、如宗資之辟范滂、成綰之辟岑陞、翟超之用張儉、盡皆一時名流、遺于上而収于下。其辟于太守、復辟于公府、已用爲太守者、有如廉范之類。而起于郡吏・獄吏・卒史・書史・畜夫、而爲公卿・列侯者、有如趙廣漢・尹翁歸・張敞・王尊・鮑宣・丙吉之類。其時科目未設、而取士之途皆有古人之意、而得人之盛遂非後世之所能及」。章世純は、『章大力先生

周制のありかたを引き継いだことで、最たるものは漢である。漢が、いにしえに近い点は他でもなく、士を取り立てるための制度に存する。中央官府の属吏、郡県における諸曹の属吏は、すべて長官による招聘という方式によって登用し、(登用された人のうち、属吏のうちでも上級である)曹の掾は、名節に背かぬよう自らを律した。繁雑で事情がわかりにくく、奸悪がいつわりを行うのがまかり通るような土地であっても、自らの目で賢否を判断しようという心構えでもってこれをおさめた。県で登用した者をさらに郡に取り立て、郡で登用した者をさらに中央に召し出した。その中で、名声ある者はしばしば、九卿・列侯に至った。これが、漢が士を得るという点で、周にもまさろうかという点である。<sup>99</sup> (『章大力先生集』「奏議・用士」、九葉裏／201頁)

章世純の見るところでは、漢代に地方官衙で実施された辟召による属吏の任用は、周制のあり方を留めており、それに加えて、「郡守・県令の下僚から中央への公卿への登用」という可能性が開かれている点では、周制にさえ優る。郡守・県令による任用の対象は、属吏だけではない。漢代において郷官が設けられていたことは、基層における官員の稠密さを示すものとしてそれ自体が模範視されていたが(注65所引「省階級去冗員以急國勢(其一)」)、その郷官を任用する権限が、県令に委ねられていることもまた法べきであった<sup>100</sup>。

章世純は、地方官に権限を付与することと表裏をなすものとして、「統属関係を単純化し、複数の上級官司からの制約を除く」ことを説いていた。この「統属関係の単純化」という課題については、漢制が、監察権を直下に位置する官僚に対してのみ行使し、官僚機構の階梯をまたぎこしては行使しなかったことが参考とされる。

漢の制度では、郡守は、春の月に管轄している県をまわり、秋冬には無害都吏に囚人た

---

集』所収の「重守令之權」においても、郡守だけでなく県令にも任用・司法の権限が与えられていたことを論じ、その実例に、王渙による辟召と何並による専殺を挙げる。『章大力先生集』「奏議・重守令之權」、七葉裏／200頁、「漢代には、郡守のみが用人の権限を持っていたわけではない。郡守だけでなく県令もまた自ら人を任用した。考城の県令であった王渙が仇香を招聘して主簿としたのがこれである。郡守のみが、生殺の権限を持っていたわけではない。県令もまた生殺を自己の判断で実行したのであり、侍中が法を犯した際に、何並がこれを断首したというのがこれである。思うに、数百里を管理するには、強大な権限によってこれを制圧するのだから不可能である。」「漢世非獨守得用人也、令亦自用人。考城令王渙辟仇香爲主簿是也。非獨守得生殺也。令亦專生殺侍中犯法、(可)〔何〕並斷其頭是也。蓋控制數百里、非重權壓之不可耳。』)

<sup>99</sup> 「繼周者、莫如漢。漢最近古之處亦不在乎他、而在于取士。公府之掾佐、郡邑之屬曹、皆取之于辟舉、爲曹掾者、以名節自厲。當劇冗隱曲之地、可以容奸作僞之處、而盡以自見其賢之心爲之。其取於縣者、復舉于郡、取于郡者、復辟于公府。其有名者常至爲九卿・列侯、此則漢之得士、似有過于周者。」

<sup>100</sup> 『治平要略』卷上「重守令以興事功(其二)」、十七葉表、「(春秋・戦国の) 滕国は、子爵・男爵の国であり、(滕公は) 今日の県令に当たるにすぎないが、それでいて百官をそなえていた。漢の郷・亭にはいずれも長があり、三老などがそなわっていた。その時代は、いにしえを去ることはまだ遠くなく、周制に倣っていくらか調整して施行したのであろう。すべてを見通す政治を行い、見えないうちにも力が深くまで入り込んだ状態にしようというのであれば、統制にたずさわる部分を稠密にするのでなければならず、統制にたずさわる人員はといえば、県令が自身で配置し、任免を行うのである。」「(滕以子男之國、比今縣令耳、而具百官。漢之郷亭皆有長、有三老等、其時去古未遠、蓋已倣周制而殺之矣。蓋欲行盡察之政、立隱深之威、非密于所以制之不可、而其人蓋令所自酌置、而自行去取者。』)

ちを取り調べさせ、治績を評定し、あわせて孝廉を推挙したのであり、つまりは、郡守みずからが県令を監察したのである。刺史が管轄内をめぐる場合には、六条（＝刺史が郡国を巡行する際に査察すべき六項目）に照らしてことをおこない、郡守のことだけを詳しく調べ、県の丞・尉については調べることはなかった。つまりは、県令を監察するのは郡守の職務であり、刺史自身は関与することではない、という趣旨である。<sup>101</sup>（『治平要略』巻上「察舉縣令」、二十四葉表）

この他、「守令を重くす」の具体策として、地方官の待遇を向上させることについて、漢宣帝の吏治が模範とされる。宣帝が「名實を綜覈する」指針のもとに進めた吏治の改革には、県令への待遇を厚くすることを組み込まれており、章世純は、これを、「俸禄を厚くし、権限を全面に委ね、成果を厳しく要求する」〔禄之厚、委之専、而責之深〕の一環であると目し、「國勢を急とする道」にかなうと評した（注71所引「省階級去冗員以急國勢（其二）」）。<sup>102</sup>

以上に、防衛、辟召による任用、地方から中央への登用、司法、統属関係、官吏への待遇といった諸々にわたり、章世純は、顧炎武と同様に地方統治の範型として漢制を参照しているわけだが、その際に、両者は、漠然と漢制一般を引き合いに出しているわけではない。彼らが共通して引き合いに出すのは、その多くが、前漢の宣帝朝における地方行政、それも、『漢書』「循吏傳」序や、同「王嘉傳」に見える多分に理想化を被った像である<sup>103</sup>。そして、章世純と顧炎武とが、共通して宣帝朝の吏治を模範と目しているのは、両者がそれぞれ独自に漢代の地方統治を検討して同一の見解にいきついたということではないだろう。「與我共此者、其惟良二千石乎」、「太守、吏民之本也」、「國家有急、取辦於二千石」といった言葉に象徴される宣帝朝の吏治像が、章世純・顧炎武より前にすでにできあがっており、両者は揃ってそうした既成の像を踏まえている、というのがおそらく実情である。そうした「既成の吏治像」の一端は、顧炎武の『日知録』と『菰中隨筆』（一卷本）には随所に見えており、また、章世純『治平要略』で言えば、「特に郡守の権限を重くせよ」の論において言及する北宋の秦觀（1049—1100）の奏議も「既成の吏治像」の一つである。

もし今日、両漢における郡守に委任する制度を手本とすれば、両漢にもまさるはずであ

<sup>101</sup> 「漢法太守以春月行所主縣、而秋冬遣無害吏、按訊諸囚、論課殿最、併舉孝廉、則守自察令也。刺史行部、以六條從事、獨詳二千石、而不察黃綬、則固以察令爲守之事、非己所當與也。この個所、郡守の職掌についての記述は、司馬彪『續漢書』「百官志五・州郡」にもとづく。また、刺史が監察の対象とする範囲に制約があったことを論じる上で用いているのは、『漢書』卷八十三「朱博傳」の記述であり、同じ材料にもとづいた同趣旨の議論は、顧炎武『日知録』卷九「六條之外不察」に見える。

<sup>102</sup> 漢宣帝が官僚の俸禄を増したこと（注71所引神爵三年詔）については、顧炎武『日知録』は、間接に言及する（宋眞宗咸平四年楊億上疏に引かれる）。『日知録』卷九「隋以後刺史」、536頁。

<sup>103</sup> 顧炎武は、『日知録』卷九「刺史守相得召見」において、『漢書』「循吏傳」を材料に、宣帝が、刺史・守相を重んじて、「與我共此者、其惟良二千石乎」と述べたことをとりあげ、「天下之大、不過數十郡國、而二千石之行能皆獲簡於帝心、是以吏職修而民情達。以視後世之寄耳目於監司、飾功狀於文簿者、有親疏繁簡之不同矣」（545頁）と論ずる。また、『菰中隨筆』に見えるところでは、顧炎武は、「官人久于其職」という標題のもとに、史料の抜き書きをつくっており、『漢書』「循吏傳」「王嘉傳」はいずれも収録されている。

る。なぜそう言えるのか？ 漢の郡は非常に大きく、数十の都市をつらねるほどであり、もし、制御がいくらか弛緩したり、任用した人が適当でなかったりすれば、(郡守は)必ずや思うがままにふるまうことになる。後漢の桓帝・靈帝の時の刺史・郡守のように、貪暴ぶりが虎狼よりもひどいとなると、傷つけられる者が多く、しかも民は訴える先がない。今日の郡(=府)の規模はほどよい大きさであり、漢の任用法でもってこれを任用すれば、成果をあげることができ、禍害を受けるにはいたらない。(官制組織中で)権が重いところは、これ以上には勢を与えるべきではなく、勢の足りないところには権限をより重くすべきであって、これ(=現今、郡守の権を重くすること)は事理に照らして適切である。漢の末年には、牧守が横暴をはたらいたとはいうが、それは(靈帝の時に)西園において爵位を売り、二千石を選任する趣旨が失われたからにすぎず、郡守の制度について批判すべき点があったわけではない。その後、趙宋が盗賊に苦しむと、秦觀が建議して、「郡守の任を重くすべきである」と述べており、つまりは、郡守の職はその権限が軽いことこそが問題なのであったとわかる。郡守の権限が重きに過ぎることを危惧せずとも、明らかに、周の封建諸侯、漢の藩鎮のような状況には至ることはない。これも「國勢を急とする」ための方策である。<sup>104</sup>(章世純『治平要略』卷上「特重郡守以興事功」、二十二葉裏)

章世純が言及している秦觀の論は、その「盗賊」上・中・下篇<sup>105</sup>である。秦觀「盗賊」中篇において、盗賊の取り締まりのために、地方官に法にとらわれない裁量の権限を与えるべきを説き、その模範を、漢宣帝朝の張敞、趙廣漢らの事例に求め、末尾には、やはり、王嘉の「國家有急、取辦於二千石」を引く。この秦觀「盗賊」三篇に明人が付した按語は、富弼<sup>106</sup>・蘇軾

<sup>104</sup> 「然使今日而師兩漢任之之法、則又當過於兩漢、此何也。漢之郡制太大、連屬數十城、若使制馭少懈、而所用或非其人、則必恣睢自任。如桓・靈時刺史郡守之貪暴橫於虎狼、則所傷者衆、而民無所訴。今之郡制適得其中、以漢之任任之、可以有其功、而不至受其害。蓋權所重之地、不當復多藉之勢、而勢所不足之地、則必不可不加重其權、此又事理之宜也。然漢之末年、雖云牧守暴橫亦以西園鬻爵、選二千石之意失耳。於制豈有譏哉。其後宋苦盜賊、而秦觀建議亦以爲宜重郡守之任、則知此職徒憂于輕、而終不慮於重、其不至如周之建侯與唐之藩鎮也、亦以明矣。此又所以急國勢之道也。」

<sup>105</sup> 秦觀『淮海集』卷十七「盗賊中」、五葉裏、「(尹賞・張敞・趙廣漢・朱博・韓延壽・龔遂の順に、盗賊を取り締まった方法と成果を述べて)龔遂・韓延壽・張敞・朱博・趙廣漢・尹賞をもって、今日に官たらしめても、盗賊への対処に最上の成果をあげることができない。まして、常人に求めることができようか。現在の計画を立てる者は、法をゆるやかにして官に任せ、郡守の権限を重くし、特に重要な部分のみを要求して、少しばかりの過失は咎めないようにする。……。このようにすれば、地方長官の威権はいくらか重くなり、盗賊は除き去ることができる。王嘉が「國家に緊急の危難がある場合は、二千石に対応させる。(二千石が)重んぜられ安定してこそ、下(の吏民を)を使うことができる」という。二千石が下を使うことができれば、黄巾・赤眉の賊があろうとも、恐れるにたりない。」(「夫以龔遂・韓延壽・張敞・朱博・趙廣漢・尹賞爲吏於今之時、猶不能最盜賊之課、又可責於常人乎。爲今計者、莫若寬法而任吏、稍重郡守之權、責以大綱、而略其小過。……如此則守臣之威權稍重、而盜賊可以清矣。王嘉曰「國家有急、取辦於二千石、尊重難危、乃能使其下」。嗚呼、二千石能使其下、則雖有黃巾・赤眉、無足畏也。」。「盗賊」三篇に付された按語は(「縦按富鄭公・蘇長公論彌盜、嘗有此說。秦公謂有搢紳先生告臣者、其實指蘇公殆非設言也)、『淮海集』を明嘉靖年間に刻した張縉によるものである。「盗賊下」において、「搢紳先生」の語とされる「漢法郡縣秀民、推擇爲吏……」は、蘇軾「徐州上皇帝書」の文である。

<sup>106</sup> 李燾『續資治通鑑長編』卷一百四十三、仁宗慶曆三年九月丁丑、樞密副使富弼言。富弼の論は、治安を改善する方策の一つとして、地方官の資質を高めるために転運使に管轄下の通判・知県から知州を保举させ、知州には知果を選ばせることを説き、前漢宣帝朝にあって、龔遂が渤海郡の盗賊を鎮定したことを例に挙げる。富弼の奏議は趙汝愚編『宋朝諸臣奏議』卷一百四十四邊防門・盗賊には、「上仁宗乞選任轉運使守令以除盜賊」と題して収録されている。

107に同旨の論があること、秦觀「盜賊」下篇の本文中にいう「搢紳先生」とあるのがおそらく蘇軾であることの二点を指摘する。秦觀の論は、蘇軾の所論を踏まえているが、「守令の権を重くする」ことを説いて、その理想を漢代中後期の事例に求めるという議論の出元が蘇軾であるということではなく、こうした議論の形成は相当早期にまで溯上できるのではないか。

前漢の宣帝朝より後、『漢書』「循吏傳」にその理想像が描かれた時点で、「地方官の任用にあたってその人材を精査し、任期を長くして吏治に専心させる」「地方官の待遇を向上させ、中央高官への登用を行い、中央と地方との偏りを是正する」それに「皇帝自身が、地方官を親任・親見して地方官を重視する姿勢を示す」という地方統治改革のための大綱は出そろっていた。そして、宣帝朝やそれ以後の漢代における成果を実例に組み込んで、「久任化、等級の削減、外官に対する内官の偏重の是正」を柱とした改革案は、西晉の段階でも明確に形を成している<sup>108</sup>。

西晉武帝朝において李重は、後代には常套化する二つの典故、すなわち久任化を説くための『尚書』「三考黜陟幽明」と、地方官の重要性を説くための漢宣帝の「所與爲理唯良二千石」とを揃えて、「階級繁多」と「外官輕」という弊害を指摘する。

晉の始平王の文学李重が考えるには、「等級が多きに過ぎ、加えて地方官が軽く中央官が重く、風俗を敗壞せしめている。是正して、地方官を重んじ、等級を簡略にし、官を久任させるべし」とのことであった。その議に曰く——古の聖王が、官を設け制を定めるのは、国都を区画し、田野を測量（して国家を統治）するためであった。帝王より後、代々、増減があり、舜は九官を任命し、周は六職に分ち、秦は古制を採用した。漢は秦の旧制を踏襲して、丞相を頼みとし、九卿を任じた。（尚書に下屬する）五曹、尚書令・尚書僕射といった職を設置して封奏を掌らせて内外に通知させるようになって以来、（丞相・九卿は）その職責がいくらか軽くはなったが、民を治める郡守の官は重要であり、そこで、漢宣帝は、「ともに政治を行うのは、良二千石である」と称し、郡守で特に治績あった者は爵を賜わり秩石を高めた（『漢書』「循吏傳」）。実に政治を行う上での要を得ており、ゆえに遠くは三代に比肩するほどであった。東京（後漢朝）に及んで、尚書が次第に重んぜられるようになったが、（内外の間での転遷として）尚書令・尚書僕射で郡守に転出した者には、鍾離意・黄香・胡廣があり、郡守から中央に入って三公となった者には虞延・第五倫・桓虞・鮑昱があった。近い時代では、魏朝の名太守であった杜畿・滿寵・田國讓（田預）・胡質らといった人々は、郡守の職位にあること十余年、あるいは二十年にもおよび、あるものは

107 『蘇軾文集』卷二十六、「徐州上皇帝書」、758頁。孔凡禮撰『蘇軾年譜』（中華書局、1998年）卷十七「元豐元年十月」条、409頁。この年、蘇軾と秦觀ははじめて対面している。これより先、嘉祐六年の「策別課百官四」（『蘇軾文集』卷八「策別課百官四」）は、「專任使」を題として久任を含めて地方官への授權を論じている。張自烈（復社同人。艾南英と論争）の『芭山文集』答問卷二「問蘇軾專任使策」を参照。

108 特に、久任（地方長官の長期任用）に話を限れば、『漢書』「循吏傳」の序を踏まえ、宣帝朝の吏治を実例として盛り込んだ論のうち、時期の早いものとして、後漢順帝朝での左雄の上疏がある（『後漢書』列傳第五十一「左雄傳」）。左雄の上疏は、後代の奏議集に「（上順帝）陳吏事疏」に類した題を付けて収録されるが、中には、その主張の大綱を明示して「論守長不可數易」と題しているものもある（唐順之『稗編』卷一百二「吏二」、林德謀『古今議論參』卷二十七「職官・外曹」）。顧炎武は、左雄の上疏を、『菰中隨筆』の「官人久于其職」項に収録する。

秩石を増して節をあたえて郡を去らせかけた。これもまた、古人のいう「その事をよく果たせば、終身にわたって官を移動させない」という趣旨である。漢魏以来、中央官の地位が貴いとされるのは現在がもっともはなはだしく、百官の等級が多く、任用転遷は流れるかのようにすぐさま行われ、能力の有無を明らかにすることはなく、昇降もはつきりとさせることができていない。これは、政治をおこなう上での一大問題である。等級が繁多なままに官の任期を長くすることを期待したり、官の任期を長くすることなしに政治の実績があがることを期待したりしても、無理である。『虞書』に、「三度の考察を待って、優を昇らせ劣をしりぞける」（『舜典』）とあり、『周禮』では、三年ごとに群官の治績を審査して、賞罰を行うとある（『天官・大宰』）。漢の制度では、人に官を授けるには秩石とは必ずしも対応させなかった（能力によっては秩石に対応しない高い官職に就けた）。魏の初めには資格の軽い者を起用して（資格に対応していない高い官職に）試用した。わたしが考えるに次のように改めるべきである。群官の等級を大きくまとめ、同班の官職の間ですこしばかりの移動をすることがないようにさせる。それから、法律に規定されていない事柄で罪を追及するという制度は実施を減らし、暫定的に試用して選任を決定するという方式を明確にする、と。以上のようにすれば、人に官を授ける上での道理が尽くされ、士は必ず能力に応じて爵位を受けるようになる。職位に在る期間が長くなれば、治績をあげることができるようになり、人心はおのずと定まり、自らの心に照らして責務を果たそうとするようになるであろう。<sup>109</sup>（杜佑『通典』卷十六「選舉四・雜議論上」、386頁）

李重は、地方官の軽視という問題を、官僚制全体についての等級の繁簡や任期の長久という問題と連関させて論じ、解決策として「中央と地方の官職との間での任用の還流、等級の簡略化、久任化」を説いた。これは、章世純が「省階級去冗官以急國勢」を、地方統治の問題を一部に組み込んで論ずることの先蹤にあたると言えよう。

九品官人法のもとでの遷官の煩雑化への対処、治安対策のための地方官の資質向上といったように、時代ごとに主要な課題はそれぞれに異なるものの、標準的な地方統治改革案の大綱は

<sup>109</sup> 「晉始平王文學李重又以爲等級繁多、又外官輕而內官重、使風俗大弊、宜釐改、重外選、簡階級、使官久。議曰「古之聖王、建官垂制、所以體國經野。自帝王以下、代有增損。舜命九官、周分六職、秦采古制、漢仍秦舊、倚丞相、任九卿。雖置五曹・尚書令・僕射之職、始於掌封奏以宣外內、事任尚輕、而郡守牧人之官重、故漢宣稱「所與爲理唯良二千石」、其有殊政者、或賜爵進秩、諒得爲理大體、所以遠比三代也。及於東京、尚書雖漸優重、然令・僕出爲郡守、鍾離意・黃香・胡廣是也。郡守入爲三公、虞延・第五倫・桓虞・鮑昱是也。近自魏朝名守杜畿・滿寵・田國讓。胡質等、居郡或十餘年、或二十年、或加秩假節而不去郡、此亦古人「苟善其事、雖沒代不徙官」之義也。漢魏以來、內官之貴、於今最崇、而百官等級遂多、遷補轉徙如流、能否無以著、黜陟不得彰、此爲理之大弊也。夫階級繁多而冀官久、官不久而冀理功成、不可得也。『虞書』云「三考黜陟幽明」。『周官』、三年大計群吏之理、而行其誅賞。漢法、官人或不真秩。魏初、用輕資以先試守。臣以爲今宜大并群官等級、使同班者不得復稍遷。又簡法外議罪之制、明試守左遷之例、則官人之理盡、士必量能而受爵矣。居職者日久、則政績可考、人心自定、務求諸已也。」「臣以爲今宜……」の直前部は、『太平御覽』卷二百三「職官部一・總敘官」収録「李重集雜奏議」では、「漢法官人、不得真秩、京房爲魏郡太守以八百石居之。魏初用輕資、先亦試守、不稱則繼以左遷。然則備才登進、無能望退。此則所謂有知必試、而使人以器者也」とある。『通典』に記載された李重の職位は「始平王文學」であるが、『晉書』本伝と対照すると、この議はそれよりも後年、李重が尚書吏部郎在職中（太康末年）に提出されたという。中村圭爾『六朝政治社会史研究』第四章「初期九品官制における人事」（汲古書院、2013年。論文初出1987年）を参照。

帝制期中国の早期に出そろい、引き継がれている。章世純と顧炎武の議論が、主張の大筋とその材料とにおいて一致を見るのも、両者が、そろって既成の改革案を踏まえているからである。このことから、明末清初期の地方統治論に関して、(一) 地方統治をめぐる議論における「封建と郡県の優劣比較論」という議論枠の相対化とそれにもなつての顧炎武の位置づけの見直し、(二) 「地方官への権限の付与」という「分権」に類する論点の意味をどう解釈するか、という二つの問題を考える。

第一に、「封建と郡県の優劣比較論」という議論枠組みの相対化と顧炎武の位置づけの見直しについて。顧炎武の地方統治論はその内実在即いた場合、果たして、「封建か郡県か」という文脈に位置付けて評価するのが適当なのであろうか。たしかに、顧炎武は、「封建の意を郡県に寓す」という綱領を掲げてはいるが、その議論はといえば、宗室・功臣を対象とした王侯の分封や辺境地域における方鎮の設置をとりあげておらず、また、井田・宗法と一括しての総体的復古論というわけでもなく、その中身は、歴代のいわゆる「封建と郡縣の優劣比較論」(その多くが「封建論」「郡県論」といった表題を掲げる)ではない。実際はといえば、顧炎武「郡縣論」は、『日知録』『菰中隨筆』における資料の列記に示される通り<sup>110</sup>、歴代の「郡県制を所与としてその枠内での改革論」を材料に用いて組み立てられており、それゆえに、特段、「封建」「郡県」を論ずるわけではない章世純の「急國勢」論とその中身が重なるのである<sup>111</sup>。

地方統治の体制をめぐる歴代の議論のうち、「封建と郡県の優劣比較論」というのは議論の一半に過ぎず、残り一半である「郡県の枠内での改革論」の場合には、必ずしも「封建」「郡県」といった用語を表に出して論ずるわけではない。そして実質としては、後者の一半の議論の蓄積に多くを負っている顧炎武説を、「封建の意を郡県に寓す」という表看板に引っ張られて、歴代の「封建と郡県の優劣比較論」(「封建」「郡県」を明示的に扱っている論)とのみ対比すれば、議論の文脈違う以上、当然ながら、「顧炎武「郡県論」は独自だ」という評価になってしまう。その場合の「独自」というのは、「封建」「郡県」を明示的にとりあげる議論の中で独自である

<sup>110</sup> 顧炎武『菰中隨筆』(一卷本)は、遺稿として伝わった覚え書きであり、割記としての体裁を整えた『日知録』に比して、史料を抜き書きしたそのままの状態に近いのだが、主題ごとに一応のまとまりはつけられている。『菰中隨筆』の抜き書きのうち、「佐領官不宜部選」「郡吏當用士人」「歴代相傳治縣職官異同圖」「官人久于其職」といった主題の箇所は、いずれも「郡県制の枠内での改革論」に関わる内容であり、彼の「郡縣論」や『日知録』関係諸条の材料となつたと思われる。『菰中隨筆』の冒頭第一条から十三条までは、抜き書きに主題を掲げていないが、これもすべて官僚の久任に関わる史料である。なお、同書の抜き書きのうちには、いわゆる「封建論」に類するものはない。

<sup>111</sup> 明代の地方官に対する監察・評定政策の研究では、顧炎武が「郡県論」で説く「知県の終身化」論点や、弘治朝以来の久任論の影響下にあることが指摘される(車惠媛「明代における考課政策の変化——考満と考察の関係を中心に——」、『東洋史研究』55-4、1997年)。また、魏晉南朝期における地方官への授權論と対比しても、顧炎武「郡県論」がこれに相似するとされる。「沈約の地方政治改革論は、郡県制の枠内における改革の主張であり、いわば「郡県論」である。だが、沈約の「郡県論」では、漢代の郡県の長官の在り方が理想とされており、「封建の意を郡県の中に寓」した顧炎武の「郡県論」ときわめて似通っている。」(川合安「沈約の地方政治改革論——魏晉期の封建論と関連して」、中国中世史研究会編『中国中世史研究統編』、京都大学學術出版会、1995年、274頁)。川合論文において引用されている劉宋の久任化論は、顧炎武も抜き書きをつくっている(『菰中隨筆』第二条所引『南史』卷七十七「恩倖傳・呂文顯」、第八条所引『宋書』卷六十五「劉道産傳」沈約論)。川合論文は、梁の沈約による郡県の枠内での改革論(久任化をはじめ地方官への授權を説く型の論)と、これに時期的に先行する魏晉の封建論(主として宗室分封を内容とする)との双方を検討している点で貴重な研究であり、両方の議論に共通する基盤として貴族層の立場からの分権要求を看取している。

というに過ぎず、章世純と顧炎武が共通して流れを汲むところの「漢制に範をとって、地方官の権限を強める」という構想の線上においてどう独自であるのかは曖昧であり、ともすればその独自性が過大に評価される傾向がある<sup>112</sup>。「封建論」や「郡県論」の歴史ではなく、地方統治をめぐる議論の歴史——いわゆる「封建論」「郡県論」もその一半を含む——を検討の対象とするのであれば、顧炎武「郡県論」は、「郡県制の枠内での改革論」の線上に改めて位置づけをはかる必要がある<sup>113</sup>。

第二の問題として、「地方官への権限の付与」という見解について、その「分権」に類した論点の意味をどのように解すべきかを考える。この点については、章世純と顧炎武がそろって前代から継承している地方統治の構想が、漢宣帝期の吏治に材を取っていることが手掛かりになる。もし、「いにしえを去ること遠からざる」が故に漢制が参考になるというのであれば、前漢のうちでも時代を遡上するほどに、周制の名残を留めた制度として参照する価値が高いはずである。しかし、漢制のうちでも、章世純と顧炎武を含めて歴代の論者が範たりうると見做す要素が形を成した宣帝朝は、前漢も後半にさしかかった時期にあたる。そして、その宣帝朝に見て取られた「漢代の郡守に見られる権限の大きさ」とは、先秦期における邦国の自律性や地域共同体・中間団体の慣行的自治に淵源するようなものでは勿論なく、漢代における皇帝主導のもとでの地方行政の刷新の一環として完全に上から付与されたものと見るのが穏当であろう。

前漢中後期における地方統治体制を扱う研究によれば、前漢中期の武帝朝においては、それまでは属県に対しての監察と軍事を主任務としていた郡守が、県レベルの所管であった民政(治水灌漑・教化・勸農・徴税等)にも関与するようになるという。郡守が民政に関与し地方統治の基軸となり始めた当初は、武帝朝の酷吏の手法に象徴されるように、その地域への統制は強権的性格を剥き出しにしていたが、宣帝期には、郡レベルを結節点としての地方統治の進展という趨勢を前代から承けつつも、統治層への浸潤を深めていた儒家思想の影響も蒙って、潁川

<sup>112</sup> 例えば、漢代の郷官制に対する顧炎武の認識について次のように論じられる。「漢代では、郷人の上に大きな指導力と教化力をもつ郷の有力者が三老以下の郷官の職につき、殊に三老は、「郡県」の長官やさらには中央に対しても大きな発言力を持ち、上からも礼遇されておったこと……(中略)……そのような郷官類似の制度は、単に漢代に始まったのではなく、春秋時代の齊の管仲や楚の蔣敖や鄭の子産の時代にもすでにみられることを指摘し、さらにさかのぼって、周禮に記されている郷遂の制、いわゆる三代明王の「封建」の治にぶつかるのである(注10 所掲増淵龍夫「歴史認識における尚古主義と現実批判」、188頁)。増淵氏の論述は、顧炎武の『日知録』卷八「郷亭之職」(注95)の行論に沿った説明であり、顧炎武説の要約としては問題ない。だが、もし、これを地方統治体制をめぐる理論史の実際として、「顧炎武が漢代の郷官の淵源をたどって、『周禮』や春秋時代の制度のうちに発見した」と受け取るのであれば、それは正しくない。漢代における郷官を、『周禮』の郷遂制や管仲の法の展開の線上に位置づけるというのは、歴代通制の体例をとる史書・政書の配列——正史等の断代的記述をそのように「配列」すること自体が見識である——に沿うものであって(杜佑『通典』卷三十三「職官十五・州郡下・郷宦」、馬端臨『文獻通考』卷十二「職役考一・歴代郷黨版籍職役」、顧炎武の創見ではないからである。現に章世純も常識化した知見に沿って、『周禮』の郷遂制の線上に漢代の郷官を位置づけている(『治平要略』卷上「省階級去冗員以急國勢(其一)」)。

<sup>113</sup> 顧炎武「郡県」論を扱った先行研究の中で、注10 所掲林文孝「顧炎武「郡県論」の位置」は、「封建」「郡県」という看板部分ではなく議論の實質が問題であると指摘し、「封建」「郡県」を持ち出さない論者(唐甄)をも比較の対象に含めている。林氏の「封建・郡県」の枠組みでの議論が見られない非「封建・郡県」論者をも広く検討の対象とする必要がある(122頁)という提言に本稿は基本的には同意するが、顧炎武の地方統治論を位置づけるには、むしろ、非「封建・郡県」論者がより重要なのではないかという印象を持っている。

太守黄覇、渤海太守龔遂を典型として郡太守たちは、従来の酷吏イメージを矯め、仁政を模範的に行う「親民の官」としての像のもとに、教化と厚生 の両面にわたる民政を積極的に行い成果をあげた<sup>114</sup>。宣帝期におけるこうした吏治のあり方、特に『漢書』『循吏傳』序や、哀帝朝における王嘉の論のうちで理想化して描かれた像は、後世における地方統治の模範となり<sup>115</sup>、章世純と顧炎武の議論にもたびたびあらわれた。

宣帝朝の地方統治と、これをモデルとする後世の改革論との双方において、「地方官に権限を与える」というこの一点の意味はどう解すべきであるのか。宣帝朝の地方統治という現実の事象についていえば、これは、宣帝がその親政期にみずから推し進めた政策であり、郡太守たちが、自らの裁量のもとそれぞれに特色ある地方行政を行い得たのも、あくまで、「国家が地方社会をいかに把握するか」という課題への対応のために、上から授けられた自律性 に負ってのことであった<sup>116</sup>。そして、宣帝朝に範をとる後世の改革論の側についても、概して「皇帝・中央の権限の強さに対抗して、地方に権限を分散させる」というような含意は見取れず、いうところの「地方官に権限を与える」とは、「国家が社会を強く統御できるようにする」という意味合いが色濃い。こうした含意を、特に明瞭に表現しているのが、章世純の「國勢を急とす」論ではないだろうか。

章世純は、「各等級への権限の付与」が、等級の削減や官職の配置の調整、統属関係の一本化

<sup>114</sup> 漢代、武帝期～宣帝期にかけての地方統治、特に郡国の守相の役割の増大、代表的な郡太守たちの民政への取り組みについて、次の研究を参照した。鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』（日本学術振興会、1962年）第二篇第八章「循吏と酷吏」、同第十章「郡国の上計」、重近啓樹「前漢の国家と地方統治—宣帝期を中心として」（『駿台史学』44、1978年）、紙屋正和『漢時代における郡県制の展開』（朋友書店、2009年）第六章「前漢後半期における郡・国とその守・相に対する規制の強化」（論文初出1982年）、同第七章「前漢後半期における中央政界と郡・国」（論文初出1991年）。宣帝朝における郡太守の地方統治、特に地方官衙の属吏層との関係については、佐原康夫『漢代都市機構の研究』（汲古書院、2002）第二部第三章「漢代の官衙と属吏」（論文初出1989年）特に239頁以下を参照。

<sup>115</sup> 『漢書』卷八十九「循吏傳」に描かれるところでは、宣帝は親政を開始すると、地方官を民政の要として重んじ、皇帝みずから地方官の引見を行って実情を把握することにつとめ、地方官から中央の要職への昇進という経路を確立した。皇帝による地方官の引見、地方官からの中央官への起用は、後世、地方行政を重視する政策の典型となる（顧炎武『日知録』卷九「刺史守相得召見」および「京官必用守令」）。下って、清朝体制初期の順治朝にあって、翰林・科道の衙門から道員クラスの地方官に転出させ、地方での実務を経て中央官の要職に就かせるという任用の経路が意識的に創出され、かつ、この人事政策は、順治帝の親政が開始された時期に行われ、順治帝の意向による人選であることが強調された。順治朝における「内外互用」式の人事政策については、小野達哉「清初の漢人官僚と人時政策の志向——内外互用・内陞外転の関係から見た——」（『東方学報』86、2011年）に拠る。『漢書』循吏傳に引かれる宣帝の「政平訟理」と「與我共此者、其唯良二千石乎」を含んだ一連の語もまた「民政を重んずるがゆえに地方官を重んずる」姿勢を端的に示す語として、後世、しばしば引かれる。『晉書』卷九十「良吏傳」序、『南史』卷七十「循吏傳」序はこの語から文を起こしており、また、唐太宗が「爲朕養民者、唯在都督・刺史……縣令尤爲親民、不可不擇」（唐太宗の語、司馬光『資治通鑑』卷百九十三「貞觀二年十二月」条。『新唐書』卷一百九十七「循吏傳」序、『貞觀政要』「擇官第七」は表現を異にする）と述べた（とされる）のも、おそらくは漢宣帝の語をなぞるものであろう。

<sup>116</sup> 郡守たちの行使し得た裁量権は、唐の藩鎮のように自立化に向かう性格のものではなく、表面の自律性の背後では、上計（行政の状況を報告する上計簿を県から郡、郡から中央へと提出、上計簿を中央に持参した上計吏を丞相が接見調査する）・考察の整備、刺史による監察を通じて郡太守への統制の強化が進行していた。上計制をはじめとする郡守への規制については、注114所掲鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』第二篇第十章「郡国の上計」、紙屋正和『漢時代における郡県制の展開』第六章「前漢後半期における郡・国とその守・相に対する規制の強化」を参照。なお、章世純・顧炎武とこれに先立つ論者たちは、宣帝朝の吏治について、人事・司法・財政にわたる権限の大きさを文字通りに受け止めており、その背後で郡守達への統制の強化が進行していたことを、現代の歴史研究のようにには認識していない。

と組み合わせられ、全体として、「上級の威令が下級に作用する」ことを可能にすると説いた。特に、力の伝わりを比喻に用いた説明（中途にも力が入ることで、上から下への力がしっかりと伝わる）は、「地方官に権限を与える」ことの含意が、彼の主観に沿う限りは、「皇帝・中央の権力を抑制するために、権力を分散させる」ではなく、「全体としての国家の力を強くし地方社会を統御できるように、権限の配置を調整する」という点に存することを表現し得ている。漢宣帝が、「ともに政治を行いうるのは二千石である」として郡守を重んじたその心中の形象は、章世純流の比喻で表現するならば、長竿を遠い下方に届かせようとした時、長竿を強く駆使し深く届かせる〔用之剛、入之深〕<sup>117</sup>ためにほどよい中途部分に設けたグリップを掴もうとした、というところであろうか。馮元颺が、章世純の經世論の諸々について、「其の説はすべて君権に帰する」〔其説皆歸之君權〕とまとめるのは<sup>118</sup>、皇帝に向けての上疏という文脈を割り引いても、章世純が「地方官への権限の付与」を「君権が強く作用する」ことと一貫させているその要を抑えた説明として、修辭にとどまらない意味を持つ。

筆者も、「地方官に権限を付与することが、つまるところは国家の統制力を強める」という章世純の理路や形象が、彼以外の「地方官への権限の付与」を説く論者たちにそっくりそのまま共有されている、とまで言うわけではない。ただし、あれほどに「分権」的論点が鮮明であるところの顧炎武にあつてすら、その議論の含意に関しては、「国家なり中央なりとの対抗関係のもとで、国家・中央の力を弱めて、地方の立場を主張するものではない」といった趣旨の留保がつけられる<sup>119</sup>のもまた事実であつて、章世純に限らず、他の論者たちも共通して、「地方官への権限の付与」と国家・中央（皇帝と言ひ換えてもよい）の統制の強まりとが順接するものと思ひ描いているという印象を受ける。この点から、章世純の「急國勢」論は、「地方官への権限の付与」を説く他の論者が意識化できていなかった理路と形象とを、彼らになり代わって明確に説明したものとして解し得ると考える。

## 結論

本稿は、章世純の地方統治をめぐる議論を、彼の『治平要略』『章大力先生集』に収められる經世論諸篇にもとづいて検討した。章世純の議論では、「急國勢」が鍵論の語となっていることから、まず、この「急國勢」の内容を彼の統治機構論に即して具体的に把握し（第一章）、その

<sup>117</sup> 注 65 所引の「省階級去冗員以急國勢（其一）」、「級已疏則用下無力、猶摻長竿以招、手臂之力皆廢于中路、不至竿之末。不若揮斧以離、用之剛、入之深也」を斷章取義した。

<sup>118</sup> 『治平要續』、馮元颺「重錢法疏」、八葉裏、「職此說得之職友章世純、今国子監學正、稽古之士。究心時務、所論著錢屯・鹽漕・戰守等事、其説皆歸之君權。卓然成一家言、於錢法利弊尤極詳。」

<sup>119</sup> 注 10 所掲黄東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』第3章「伝統中国の自治思想」の「二．顧炎武改革論の二つの位相」、88頁、「顧炎武が関心を持ったのは、いかに治国・平天下という究極な政治目標を達成させるべきか、具体的にはいかに行政効率の向上を通じて民生を保全すべきかという政治秩序全般の問題であった。……その改革論には「地方」の立場から中央権力に対抗する意識や「民」の立場から「官」に対抗する意識はきわめて希薄であった。」

上で、地方統治をめぐる議論を、「急國勢」の考え方がどう適用されているかに注目しつつ再構成し、顧炎武の議論との対比を行った（第二章）。

章世純の「國勢を急とす」とは、その統治機構論に即していえば、上級の指令を下級が確実に実行するように官僚組織の効率化をはかることを意味する。顧炎武のいう「國勢を強くす」（注91所引「郡縣論一」）というのが、漠然と「國家を強くする」という意味であるのに比べて、章世純の「急國勢」は意味が特定されている。章世純が思い描く効率化（＝「國勢を急とす」）は、「上級の指令が威厳をもって伝わり、下級がこれを奉行せざるを得ない」というだけでなく、「上級からの指令を実行するに足る権限を、下級に保持させる」ことも含まれる。官僚機構において上級から下級への統制の強化と、各等級が権限を保持することが両立した状態は、「力がよく伝わり、力がよく入る」状態に擬えられる。

統治機構を効率化するための基本的な方策は、「官僚編成の修正と権限の調整」であり、具体的には、「官僚の等級を減らし、冗官を削減して基層に近い小官を充実させ、監察による牽制を減らして実行役の官〔任事之官〕に権限を付与し、統属関係を一本化し、賞罰による動機づけを行う」ことである。章世純の比喩を敷衍して表現するなら、「長竿の一端を持してもう一端を持ち上げる」には、竿の両端の距離を縮めて中途のたわみをふせぎ（官僚等級の削減）、竿の途中部分が加わるような強度を持つ（各段階の官僚に権限を与える）ことがともに必要なのであった。また、基層に位置する小官は、腕に対する十指、草木にとっての細莖・葉脈に擬えられ、小官の存在によってきめの細かい行政が可能になると考えられている。

地方の統治は、上下・内外の距離を克服して、統制の力を基層に伝えることが課題となることから、「國勢を急とす」と主旨とする統治機構論が特に効力を発揮する領域である。章世純の認識では、現状、郡守（知府）・県令（知県）には、人事・軍事・財政・司法の諸権限が不足し、複数の上級・監察職から制約を加えられており、この現状を是正するには、郡守・県令に権限を与え、監察の制約を除いて、「職務を遂行して成果を得られるか」というその一点に即して統制を加える（いわゆる「責成」の徹底と「責成」を通じての「牽制」）ことが重要であった。章世純は、郡守クラスの地方長官が、領域の広狭からして地方統治の基軸とするのに適当であると考え、郡守に課されている公式の制約、非公式の制約（郷紳の圧力、科甲出身である推官・知県への遠慮）を除く必要を説く。

「國勢を急とす」を適用した章世純の地方統治論は、「地方官への権限の付与」を軸にする点や、地方統治の基層にあたる属吏・郷官の充実を説く点で（属吏・郷官の任用権を地方官に与えるため、この点も「地方官への権限の付与」と不可分）、「郡縣論」をはじめとする顧炎武の地方統治論と大枠を一にしている。また、「権限の付与」論の背後に、章世純と顧炎武は、「等級秩序の各分節において心理的紐帯を強め、あるいは権限を確立させ、その上でこれを積み重ねたほうが、忠誠心や権限を皇帝に一元的に集中させるよりも、全体として強靱さを確保できる」とする見解を持っており、「権限の分与が全体の強度を高める」という発想を共有しているといえる。

「地方官への権限の付与」という点で見解の一致を見ていることは、章世純と顧炎武とがともに、中国史上の模範的先例として、前漢中後期の地方統治、特に宣帝朝における地方統治を

あげていることと表裏をなす。「地方官への権限の付与と久任化を内容とし、模範的先例を、『漢書』「循吏傳」に描かれた宣帝朝の吏治に見いだす」という構想は、中国史上、後漢から晉の時点ですでに形成されており、それ以後も、郡県制の枠内での地方統治の改革論として有力な警叟であり続けた。章世純と顧炎武の地方統治論に見られる一致は、二人が共通してこうした既成の構想を踏まえているからであると考えられる。

顧炎武「郡県論」は、その材料の多くを、「地方官への権限の付与」を説く歴代の議論、すなわち、「郡県制の枠を所与のものとしてその中で改革を説く」型の論から得ている。顧炎武説を、専らに、「封建と郡県の優劣論」（概して「封建論」「郡県論」と題される）と対比するのは、顧炎武の地方統治論を位置づけるべき文脈のうち、半面をとらえそこねている。章世純の地方統治論は、「封建か郡県か」を問題とすることなく、それでいて、顧炎武と内容が大きく重なっており、このことは、顧炎武「郡県論」を位置づけるべき文脈として、「郡県制の枠を所与としての改革論」という流れが重要であることを示している。

「地方官の役割を重視してこれに権限を与える」という地方統治の構想は、元来が、前漢の宣帝朝において皇帝の主導で進められた政策であり、宣帝朝の政策それ自体やこれを模範とした後世の改革論における「地方官への権限の付与」という論点を、「権限を分散させて皇帝・中央の権限を相対的に弱める」という意味合いで解するのは、論者たち自身の主観的意図とは必ずしも一致していない。この点、章世純が、その地方統治論を、「國勢を急とす」の一環に組み込んで論じているのは、「地方官への権限の付与」の意味合いを考える上で参考となる。章世純は、「上級の指令が下級に伝わり実施に移されるには、統属関係を一本化し、各等級が権限を保持することが必要である」と考え、これを「上から下に力がよく伝わり、中途に力が入る」という比喻で説明しており、「権限の分与」と「国家・中央（ないし皇帝）からの統制の強まり」とが順接するものであると想定されている。章世純のこうした「急國勢」論は、章氏自身を含めて「地方官への権限の付与」を骨子とする改革論の含意が、「権限の分散化による中央への集権の是正」というより、「権限の付与（および一連の効率化の方策）を通じて、国家が地方社会を統御する力を強める」というものであることを表現していると考えられる。

#### 【主要一次文献一覧】

章世純〔撰〕『券易苞』、『叢書集成續編』第28冊（挾豫章叢書本影印）、新文豊出版公司、1989年

章世純〔撰〕『四書留書』、『影印文淵閣四庫全書』第130冊、台湾商務印書館

章世純〔撰〕『治平要略』、『章氏四種』所収（崇禎刊本？）、東京大学東洋文化研究所大木文庫蔵

章世純〔撰〕『留書』、『四庫全書存目叢書』子部第16冊（挾崇禎刊本影印）、臺南莊嚴文化事業有限公司、1997年

章世純〔撰〕『己未留』、『四庫全書存目叢書補編』第96冊（據明刊本影印）、齊魯書社、2001年

章世純〔撰〕呂留良〔輯評〕『章大力先生全稿』、『四庫禁燬書叢刊』經部第7冊（挾清康熙刊江

西五家稿影印)、北京出版社、1998年

章世純〔撰〕胡亦堂〔編〕『章大力先生集』、胡亦堂〔編〕『臨川文獻』二十五卷、『四庫全書存目叢書』集部第393冊(拋清康熙刻本影印)、臺南莊嚴文化事業有限公司、1997年

呂留良〔撰〕車鼎豐〔輯〕『呂氏評語餘編』、呂留良〔撰〕俞國林〔編〕、『呂留良全集』、中華書局、2015年

陸世儀〔撰〕『復社紀略』、『筆記小說大觀』10編第4冊、新興書局、1975年

計六奇〔撰〕魏得良·任道斌〔點校〕『明季北略』、中華書局、2015年

焦廷琥〔撰〕『先府君事略』、『叢書集成三篇』第86冊(拋焦氏遺書影印)、新文豐出版、1996年

黃炳屋〔撰〕王政堯〔點校〕『黃宗羲年譜』、中華書局年譜叢刊、1993年

張穆〔撰〕鄧端〔點校〕『閻若璩年譜』、中華書局年譜叢刊、1994年

張宗泰〔撰〕劉增齡〔增補〕『(嘉慶修·民國增補)備修天長縣志稿』、中國方志叢書華中地方安徽省(拋民國二十三年排印本影印)、成文出版社、1970年

朱維高〔纂〕『康熙宿松縣志』、中國方志叢書華中地方安徽省(拋康熙二十四年刊本影印)、成文出版社

胡亦堂等〔修〕『康熙臨川縣志』、中國方志叢書華中地方江西省(拋康熙十九年刊本影印)、成文出版社

許應鑠等〔修〕『光緒撫州府志』、中國方志叢書華中地方江西省(拋光緒二年刊本本影印)、成文出版社、1975年

杜佑〔撰〕王文錦他〔點校〕『通典』、中華書局、1996年

永瑤·紀昀等〔撰〕『欽定四庫全書總目』、『影印文淵閣四庫全書』第1冊、台灣商務印書館

賈誼〔撰〕閻振益·鍾夏〔校注〕『新書校注』、中華書局新編諸子集成、2000頁

顧炎武〔撰〕『日知錄』、黃汝成〔集釋〕欒保羣·呂宗力〔校點〕『日知錄集釋』、上海古籍出版社、2013年

顧炎武〔撰〕『菰中隨筆』、『叢書集成初編』第348冊(拋海山仙館叢書本排印)、中華書局、1985年

蘇軾〔撰〕孔凡禮〔點校〕『蘇軾文集』、中華書局、1996年

秦觀〔撰〕『淮海集』、『四部叢刊正編』所收明嘉靖刻本影印、臺灣商務印書館1979年

艾南英〔撰〕『天慵子集』、『四庫禁燬書叢刊』補篇第72冊(拋康熙中刊本影印)、北京出版社、1998年

顧炎武〔撰〕『亭林文集』、華忱之〔點校〕『顧亭林詩文集』、中華書局、1959年

呂留良『呂晚村先生文集』、俞國林〔編〕『呂留良全集』、中華書局、2015年

王弘撰〔撰〕『砥齋集』、孫學功〔點校整理〕『王弘撰集』、西北大學出版社、2014年

朱書〔撰〕『杜谿文稿』、『四庫禁燬書叢刊』第130冊(拋乾隆中刊本影印)、北京出版社、1998年

焦循〔撰〕『雕菰堂集』、劉建臻〔點校〕『焦循詩文集』、廣陵書社、2009年

焦循〔撰〕『里堂書跋』、同上

焦循〔撰〕『易餘籀錄』、同上

黄宗羲〔撰〕 沈善洪〔主編〕『黄宗羲全集』、浙江古籍出版社、2005年